

平成23年1月28日

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令の公布について（お知らせ）

第174回通常国会において成立した廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成22年法律第34号。以下「改正法」という。）及び平成22年12月17日に閣議決定された廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成22年政令第248号。以下「改正令」という。）に関し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令」が本日公布されましたので、お知らせいたします。

1. 概要

省令の主な内容は、以下のとおりです。

- (1) 会社法改正に伴う経理的基礎に関する提出書類の見直し
廃棄物処理業の許可等の申請に際し必要となる書類に、株主資本等変動計算書及び個別注記表を追加した。（第3条等関係）
- (2) 定期検査
定期検査制度に関し、検査の期間を、使用前検査を受けた日、直近において行われた変更の許可に係る使用前検査を受けた日又は直近において行われた定期検査を受けた日のうちいずれか遅い日から5年3月としたほか、申請書類、検査結果の通知に関する規定を整備した。（第4条の4の2等関係）
- (3) 廃棄物処理施設における記録の作成
廃棄物処理施設において事故が発生し、法第21条の2第1項に規定する応急の措置を講じたときは、その講じた措置については、記録を作成し、3年間（最終処分場にあつては、廃止までの間）保存しなければならないことを、維持管理基準に明示的に規定した。（第4条の5等関係）
- (4) 維持管理情報の公表
廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者又は設置の届出に係る施設の管理者がインターネットの利用その他の適切な方法によって公表する情報を、処分した廃棄物の各月ごとの種類及び数量、焼却施設の燃焼室中の燃焼ガスの温度等、法第8条の4に基づき記録し、処理施設に備え置かなければならないこととされている事項としたほか、当該情報の公表の方法を定めた。（第4条の5の2等関係）
- (5) 設置者が不在となった最終処分場対策
特定廃棄物最終処分場の設置の許可を取り消された者等が維持管理積立金を取り戻す際の手続等を定めた。（第4条の13等関係）
- (6) 廃棄物処理施設の処理能力を変更する場合の手続
廃棄物処理施設の能力を単純に減少する場合の変更手続を、軽微変更届出でよいこととした。（第5条の2等関係）
- (7) 焼却時の熱利用の促進
熱回収施設設置者認定制度の認定基準を、以下のように定めたほか、申請手続等に関する規定を整備した。（第5条の5の4等関係）
 - ・熱回収に必要な設備（ボイラーや発電機など）が設けられていること。
 - ・熱回収により得られる熱量や電気の量を把握するために必要な装置が設けられていること。
 - ・熱回収率が10%以上であること。

- ・廃棄物以外の燃料の熱量が、熱量全体の30%を超えないこと。
- ・熱回収に必要な設備の維持管理を適切に行うことができる者であること。

(8) 大臣認定制度に関する規定の整備等

広域的処理認定制度の変更手続に関し、当該認定に係る処理に伴い生ずる廃棄物の処理方法の変更については届出でよいこととしたほか、再生利用認定制度、広域的処理認定制度及び無害化処理認定制度の規定を整備した。(第6条の3等関係)

(9) 産業廃棄物を事業場の外で保管する際の事前届出制度

事業者がその事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において自ら当該産業廃棄物の保管を行う際の事前届出をする必要のある保管を、建設工事に伴い生ずる産業廃棄物の保管であって、その保管の用に供される場所の面積が300m²以上であるものとしたほか、届出の手続等に関する規定を整備した。(第8条の2等関係)

(10) 多量排出事業者処理計画

多量排出事業者が作成する処理計画及び当該計画の実施状況に関する報告(以下「多量排出事業者処理計画等」という。)の様式を定めた。また、都道府県知事による多量排出事業者処理計画等の公表方法をインターネットの利用によることとしたほか、関連する規定を整備した。(第8条の4の5等関係)

(11) 帳簿

帳簿を記載しなければならない事業者の範囲が拡大されたことに伴い、事業者が記載する帳簿の記載事項に関する規定を整備した。(第8条の5等関係)

(12) マニフェストの保存

管理票交付者が交付したマニフェストの写しを保存する期間を、交付した日から5年とした。(第8条の21の2等関係)

(13) 優良産廃処理業者認定制度

産業廃棄物処理業の許可の有効期間が7年となる優れた能力及び実績を有する者として環境省令で定める基準を以下のように定めたほか、関係する規定を整備した。(第9条の3等関係)

- ・従前の許可の有効期間において、事業停止命令などの不利益処分を受けていないこと。
- ・法人に関する情報、事業計画の概要、施設及び処理の状況などをインターネットで公表し、一定頻度で更新していること。
- ・ISO14001やエコアクション21等による認証を受けていること。
- ・電子マニフェストの利用が可能であること。
- ・直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上であること、法人税等を滞納していないことなどの財務体質の健全性に係る基準を満たすこと。

(14) 処理困難通知

現に委託を受けている産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由として、事故が発生し、産業廃棄物の処理施設を使用することができないことにより、保管上限に達したことなどを定めた。また、通知を受けた管理票交付者が講ずべき措置を定めたほか、通知の手続等に関する規定を整備した。(第10条の6の2等関係)

(15) 輸入許可対象の拡大

国外廃棄物の処分を他人に委託して行おうとする者の廃棄物の輸入に関する手続等に関する規定を整備した。(第12条の12の20等関係)

(16) 建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理に関する例外

法第21条の3第3項の規定に基づき、建設工事に伴い生ずる廃棄物について下請負人が自らその運搬を行う場合における廃棄物を以下の一及び二のいずれにも該当する廃棄物と定めたほか、当該運搬の際の基準として、下請負人が当該運搬が同項に基づく運搬であることを証する書面を携行することを定めた。(第18条の2等関係)

一次のいずれかに該当する建設工事に伴い生ずる廃棄物(特別管理廃棄物を除く。)であるもの

イ建設工事(建築物等の全部又は一部を解体する工事及び建築物等に係る新築又は増築の工事を除く。)であって、その請負代金の額が500万円以下であるもの

ロ引渡しされた建築物等の瑕疵の修補に関する工事であって、これを請負人に施工させることとした場合における適正な請負代金相当額が500万円以下であるもの

二次のように運搬される廃棄物であるもの

イ一回あたりに運搬される量が1立方メートル以下であることが明らかとなるよう区分して運搬されるもの

ロ当該廃棄物を生ずる事業場の所在地の属する都道府県又は当該都道府県に隣接する都道府県の区域内に存する施設（積替え又は保管の場所を含み、元請業者が所有権を有するもの（所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有するもの）に限る。）に運搬されるもの

ハ当該廃棄物の運搬途中において保管が行われないもの

(17) 廃棄物の輸出確認及び輸入許可に係る事務における地方環境事務所への権限の委任
環境大臣の権限のうち、廃棄物の輸出確認及び輸入許可に係る事務の一部を地方環境事務所へ委任することとした。（第20条関係）

(18) 廃棄物の広域再生利用指定制度の廃止

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成15年環境省令第30号）附則第2条を削り、廃棄物の広域再生利用指定制度を廃止した。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令第2条関係）

(19) 寒冷地における一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の管理型最終処分場の構造基準及び維持管理基準の改正

一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の管理型最終処分場において導水管等の凍結による損壊のおそれのある部分には、有効な防凍のための措置を講ずることとしたほか、関連する規定を整備した。（一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第1条等関係）

(20) その他

許可証等に関する様式を整備したほか、所要の改正を行った。

2. 施行日

平成23年4月1日（金）から施行する。ただし、都道府県知事による多量排出事業者処理計画等の公表方法に関する部分は平成23年10月1日（土）から施行する。

添付資料

- [新旧対照条文\[PDF 770KB\]](#)
- [条文\[PDF 7,480KB\]](#)

連絡先

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課
廃棄物・リサイクル制度企画室
直通：03-5501-3152
代表：03-3581-3351
室長：足立 晃一（内線6872）
室長補佐：湯本 淳（内線6896）
担当：河田 有希子（内線6896）
佐藤 直己（内線6896）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令 新旧対照条文
 ◎廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（都道府県廃棄物処理計画）</p> <p>第一条の二の二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）第五条の五第二項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項には、廃棄物の種類ごとに、次の事項を定めること。</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 廃棄物の排出の抑制、再生利用、中間処理、最終処分（法第十二条第五項に規定する最終処分をいう。以下同じ。）その他その適正な処理に関する目標</p> <p>ハ （略）</p> <p>三〇八 （略）</p> <p>（一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者）</p> <p>第二条 法第七条第一項ただし書の環境省令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一〇六 （略）</p> <p>七 特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号）第二十条第一項の認定を受けた製造業者等（同法第四条に規定する製造業者等をいう。）の委託を受けて、特定家庭用機器一般廃棄物（同法第五十条第一項に規定する特定家庭用機器一般廃棄物をいう。以下同じ。）の再商品化（同法第二条第一項に規定する再商</p>	<p>（都道府県廃棄物処理計画）</p> <p>第一条の二の二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）第五条の五第二項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項には、廃棄物の種類ごとに、次の事項を定めること。</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 廃棄物の排出の抑制、再生利用、中間処理、最終処分（法第十二条第三項に規定する最終処分をいう。以下同じ。）その他その適正な処理に関する目標</p> <p>ハ （略）</p> <p>三〇八 （略）</p> <p>（一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者）</p> <p>第二条 法第七条第一項ただし書の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一〇六 （略）</p> <p>七 特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号）第二十条第一項の認定を受けた製造業者等（同法第四条に規定する製造業者等をいう。）の委託を受けて、特定家庭用機器一般廃棄物（同法第五十条第一項に規定する特定家庭用機器一般廃棄物をいう。以下同じ。）の再商品化（同法第二条第一項に規定する再商</p>

品化をいう。以下同じ。）に必要な行為（同法第十七条に規定する指定引取場所から再商品化の用に供する同法第二十三条第二項第二号に掲げる施設への運搬に該当するものに限る。）を業として実施する者であつて次のいずれにも該当するものとして環境大臣の指定を受けたもの（イに規定する事業計画に基づき、法第六条の第二項に規定する一般廃棄物処理基準（以下「一般廃棄物処理基準」という。）に従い、当該特定家庭用機器一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う場合に限る。）

イ ト （略）

チ 法、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）又は令第四条の六に規定する法令の規定による不利益処分（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第四号に規定する不利益処分をいう。以下「不利益処分」という。）を受け、その不利益処分のあつた日から五年を経過しない者（当該不利益処分を受けた者が法人である場合においては、当該不利益処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第十二条の十二の二十八を除き、以下同じ。）であつた者で当該不利益処分のあつた日から五年を経過しないものを含む。以下同じ。）に該当しないこと。

八〇十一 （略）

（一般廃棄物処理業に係る変更の届出等）

第二条の六 法第七条の二第三項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

品化をいう。以下同じ。）に必要な行為（同法第十七条に規定する指定引取場所から再商品化の用に供する同法第二十三条第二項第二号に掲げる施設への運搬に該当するものに限る。）を業として実施する者であつて次のいずれにも該当するものとして環境大臣の指定を受けたもの（イに規定する事業計画に基づき、法第六条の第二項に規定する一般廃棄物処理基準（以下「一般廃棄物処理基準」という。）に従い、当該特定家庭用機器一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う場合に限る。）

イ ト （略）

チ 法、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）又は令第四条の六に規定する法令の規定による不利益処分（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第四号に規定する不利益処分をいう。以下「不利益処分」という。）を受け、その不利益処分のあつた日から五年を経過しない者（当該不利益処分を受けた者が法人である場合においては、当該不利益処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）であつた者で当該不利益処分のあつた日から五年を経過しないものを含む。以下同じ。）に該当しないこと。

八〇十一 （略）

（一般廃棄物処理業に係る変更の届出等）

第二条の六 法第七条の二第三項の規定による環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 次に掲げる者
 - イ (略)
 - ロ 役員及び政令で定める使用人
 - ハ (略)
 - 三・四 (略)
- 2 (略)
- 第三条 (略)
- 2・3 (略)
- 4 法第八条第二項第九号の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。
 - 一 〇六 (略)
 - 七 申請者が法人である場合には、役員の氏名及び住所
 - 八・九 (略)
- 5 申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。
 - 一 〇六 (略)
 - 七 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
 - 八 〇十二 (略)
 - 十三 申請者が法人である場合には、役員の住民票の写し
- 6 (略)
- 十四・十五 (略)

- 一 (略)
- 二 次に掲げる者
 - イ (略)
 - ロ 法第七条第五項第四号りに規定する役員及び政令で定める使用人
 - ハ (略)
 - 三・四 (略)
- 2 (略)
- 第三条 (略)
- 2・3 (略)
- 4 法第八条第二項第九号の規定による環境省令で定める事項は、次のとおりとする。
 - 一 〇六 (略)
 - 七 申請者が法人である場合には、法第七条第五項第四号りに規定する役員の氏名及び住所
 - 八・九 (略)
- 5 申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。
 - 一 〇六 (略)
 - 七 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
 - 八 〇十二 (略)
 - 十三 申請者が法人である場合には、法第七条第五項第四号りに規定する役員の住民票の写し
- 6 (略)
- 十四・十五 (略)

7 都道府県知事は、申請者が法第八条第一項の許可又は第九条第一項の変更の許可（平成十二年十月一日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して五年を経過しないもの（この項（第五条の第三項、第五項の十一第三項、第五項の十二第三項及び第六条第三項において準用する場合を含む。）の規定により別に受けた許可を証する書類を提出して受けた許可を除く。）に限る。）を受けている場合は、第五項の規定にかかわらず、同項第十号から第十五号までに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可を受けていることを証する書類を提出させることができる。

（一般廃棄物処理施設の技術上の基準）

第四条 法第八条の二第一項第一号（法第九条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定によるごみ処理施設の技術上の基準は、次のとおりとする。

一～六 （略）

七 焼却施設（次号に掲げるものを除く。）にあつては、次の要件を備えていること。

イ 法第九条の二の四第一項の認定に係る熱回収施設（同項に規定する熱回収施設をいう。第四条の五、第五条の五の五から第五条の五の七まで、第五条の五の十及び第五条の五の十一において同じ。）である焼却施設にあつては外気と遮断された状態でごみを燃焼室に投入することができる供給装置が、それ以外の焼却施設にあつては外気と遮断された状態で定量ずつ連続的にごみを燃焼室に投入することができる供給装置が、それぞれ設けられていること。ただし、環境大臣が定める焼却施設にあつては、この限りでない。

ロ～カ （略）

八～十五 （略）

7 都道府県知事は、申請者が法第八条第一項又は第九条第一項の規定による許可（平成十二年十月一日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して五年を経過しないもの（この項（第五条の第三項、第五項の十一第三項、第五項の十二第三項及び第六条第三項において準用する場合を含む。）の規定により別に受けた許可を証する書類を提出して受けた許可を除く。）に限る。）を受けている場合は、第五項の規定にかかわらず、同項第十号から第十五号までに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可を受けていることを証する書類を提出させることができる。

（一般廃棄物処理施設の技術上の基準）

第四条 法第八条の二第一項第一号（法第九条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定によるごみ処理施設の技術上の基準は、次のとおりとする。

一～六 （略）

七 焼却施設（次号に掲げるものを除く。）にあつては、次の要件を備えていること。

イ 外気と遮断された状態で、定量ずつ連続的にごみを燃焼室に投入することができる供給装置が設けられていること。ただし、環境大臣が定める焼却施設にあつては、この限りでない。

ロ～カ （略）

八～十五 （略）

(定期検査の申請)

第四条の四の二 法第八条の二の二第一項の検査を受けようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 一般廃棄物処理施設の設置の場所

三 一般廃棄物処理施設の種類

四 許可の年月日及び許可番号

(定期検査の期間)

第四条の四の三 法第八条の二の二第一項の環境省令で定める期間は、法第八条の二第五項の検査を受けた日、直近において行われた法第九条第二項において準用する法第八条の二第五項の検査を受けた日又は直近において行われた法第八条の二の二第一項の検査を受けた日のうちいずれか遅い日から五年三月以内とする。

(定期検査結果の通知)

第四条の四の四 都道府県知事は、法第八条の二の二第一項の検査を行つたときは、検査の結果を通知する書面を交付するものとする。

(一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準)

第四条の五 法第八条の三第一項の規定によるごみ処理施設の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 (略)

二 焼却施設(次号に掲げるものを除く。)にあつては、次のとお

(一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準)

第四条の五 法第八条の三の規定によるごみ処理施設の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 (略)

二 焼却施設(次号に掲げるものを除く。)にあつては、次のとお

りとする。

イ (略)

ロ 燃焼室へのごみの投入は、法第九条の二の四第一項の認定に係る熱回収施設である焼却施設にあつては外気と遮断した状態で、それ以外の焼却施設にあつては外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。ただし、第四条第一項第七号イただし書の環境大臣が定める焼却施設にあつては、この限りでない。

ハ フ (略)

三 十五 (略)

十六 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置(法第二十条の二第一項に規定する応急の措置を含む。)の記録を作成し、三年間保存すること。

2 法第八条の三第一項の規定によるし尿処理施設の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 十三 (略)

十四 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置(法第二十条の二第一項に規定する応急の措置を含む。)の記録を作成し、三年間保存すること。

(公表すべき維持管理の状況に関する情報)

第四条の五の二 法第八条の三第二項の環境省令で定める事項は、次の各号に掲げる施設の種類に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 令第五条の二に規定する焼却施設(ガス化改質方式の焼却施設及び電気炉等を用いた焼却施設を除く。) 次に掲げる事項

イ 処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量

ロ 前条第一項第二号ト、リ、ヲ、ツ、ラ(ウにおいてその例によるものとされた場合を含む。)、ノ、ク(2)、ヤ(1)、マ(4)及び

りとする。

イ (略)

ロ 燃焼室へのごみの投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。ただし、第四条第一項第七号イの環境大臣が定める焼却施設にあつては、この限りでない。

ハ フ (略)

三 十五 (略)

十六 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、三年間保存すること。

2 法第八条の三の規定によるし尿処理施設の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 十三 (略)

十四 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、三年間保存すること。

-
- ケ(5)の規定による測定に関する次に掲げる事項
- (1) 当該測定を行った位置
- (2) 当該測定の結果の得られた年月日
- (3) 当該測定の結果
- ハ 前条第一項第二号ヌの規定によるばいじんの除去を行った年月日
- ニ 前条第一項第二号カの規定による測定に関する次に掲げる事項
- (1) 当該測定に係る排ガスを採取した位置
- (2) 当該測定に係る排ガスを採取した年月日
- (3) 当該測定の結果の得られた年月日
- (4) 当該測定の結果
- ホ 前条第一項第二号マ(1)及びケ(2)の規定による保管設備内の清掃を行った年月日
- ニ 令第五条の二に規定する焼却施設（ガス化改質方式の焼却施設に限る。）次に掲げる事項
- イ 処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量
- ロ 前条第一項第三号イ(4)及び(6)の規定による測定に関する次に掲げる事項
- (1) 当該測定を行った位置
- (2) 当該測定の結果の得られた年月日
- (3) 当該測定の結果
- ハ 前条第一項第三号イ(7)の規定によるばいじんの除去を行った年月日
- ニ 前条第一項第三号イ(9)の規定による測定に関する次に掲げる事項
- (1) 当該測定に係るガスを採取した位置
- (2) 当該測定に係るガスを採取した年月日
-

-
- (3) 当該測定の結果の得られた年月日
- (4) 当該測定の結果
- 三 令第五条の二に規定する焼却施設（電気炉等を用いた焼却施設に限る。）に次に掲げる事項
- イ 処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量
- ロ 前条第一項第三号ロ(2)及び(3)の規定による測定に関する次に掲げる事項
- (1) 当該測定を行った位置
- (2) 当該測定の結果の得られた年月日
- (3) 当該測定の結果
- ハ 前条第一項第三号ロ(4)の規定によるばいじんの除去を行った年月日
- 二 前条第一項第三号ロ(5)の規定による測定に関する次に掲げる事項
- (1) 当該測定に係る排ガスを採取した位置
- (2) 当該測定に係る排ガスを採取した年月日
- (3) 当該測定の結果の得られた年月日
- (4) 当該測定の結果
- 四 令第五条の二に規定する一般廃棄物の最終処分場 次に掲げる事項
- イ 埋め立てた一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量
- ロ 最終処分基準省令第一条第二項第七号の規定による点検に関する次に掲げる事項
- (1) 当該点検を行った年月日及びその結果
- (2) 当該点検の結果、擁壁等が損壊するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容
- ハ 最終処分基準省令第一条第二項第九号の規定による点検に関する次に掲げる事項
-

<p>(1) 当該点検を行った年月日及びその結果</p> <p>(2) 当該点検の結果、遮水工の遮水効果が低下するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容</p>	<p>二 最終処分基準省令第一条第二項第十号及び第十四号ハ並びにダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令（平成十二年<small>総理府 厚生省</small>令第二号。以下「維持管理基準省令」という。）第一条第一号及び第三号ロの規定による水質検査に関する次に掲げる事項</p> <p>(1) 当該水質検査に係る地下水等又は放流水を採取した場所</p> <p>(2) 当該水質検査に係る地下水等又は放流水を採取した年月日</p> <p>(3) 当該水質検査の結果の得られた年月日</p> <p>(4) 当該水質検査の結果</p>	<p>ホ 最終処分基準省令第一条第二項第十一号及び維持管理基準省令第二条第二号の規定による措置に関する次に掲げる事項</p> <p>(1) 当該措置を講じた年月日</p> <p>(2) 当該措置の内容</p>	<p>ヘ 最終処分基準省令第一条第二項第十三号の規定による点検に関する次に掲げる事項</p> <p>(1) 当該点検を行った年月日及びその結果</p> <p>(2) 当該点検の結果、調整池が損壊するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容</p> <p>ト 最終処分基準省令第一条第二項第十四号ロの規定による点検に関する次に掲げる事項</p> <p>(1) 当該点検を行った年月日及びその結果</p> <p>(2) 当該点検の結果、浸出液処理設備の機能に異状が認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容</p>
--	---	--	---

チ 最終処分基準省令第一条第二項第十四号の二の規定による点検に関する次に掲げる事項

(1) 当該点検を行った年月日及びその結果

(2) 当該点検の結果、有効な防凍のための措置の状況に異状が認められた場合に必要な措置を講じた年月日及び当該必要な措置の内容

リ 最終処分基準省令第一条第二項第十九号の規定による測定を行った年月日及びその結果

(維持管理の状況に関する情報の公表)

第四条の五の三 法第八条の三第二項の規定による一般廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報の公表は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から、当該日から起算して三年を経過する日までの間、行うものとする。

一 前条第一号イ、第二号イ、第三号イ及び第四号イに掲げる事項
翌月の末日

二 前条第一号ロ及びニ、第二号ロ及びニ、第三号ロ及びニ並びに第四号ニ及びリに掲げる事項 当該測定又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日

三 前条第一号ハ及びホ、第二号ハ、第三号ハ並びに第四号ロ(1)、ハ(1)、ヘ(1)、ト(1)及びチ(1)に掲げる事項 当該除去、清掃又は点検を行った日の属する月の翌月の末日

四 前条第四号ロ(2)、ハ(2)、ホ、ヘ(2)、ト(2)及びチ(2)に掲げる事項 当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日

(記録の閲覧)

第四条の六 法第八条の四の規定による記録の閲覧は、次により行うものとする。

(記録の閲覧)

第四条の六 法第八条の四の規定による記録の閲覧は、次により行うものとする。

一 記録は、次のイからニまでに掲げる区分に応じ、当該イからニまでに定める日までに備え置くこと。

イ (略)

ロ 次条第一号ロ及びニ、第二号ロ及びニ、第三号ロ及びニ並びに第四号ニ及びビに掲げる事項 当該測定又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日

ハ 次条第一号ハ及びホ、第二号ハ、第三号ハ並びに第四号ロ(1)、ハ(1)、ヘ(1)、ト(1)及びチ(1)に掲げる事項 当該除去、清掃又は点検を行った日の属する月の翌月の末日

ニ 次条第四号ロ(2)、ハ(2)、ホ、ヘ(2)、ト(2)及びチ(2)に掲げる事項 当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日

二・三 (略)

(記録する事項)

第四条の七 法第八条の四の環境省令で定める事項は、次の各号に掲げる施設の種類に応じ、当該各号に定める事項とする。

一〜三 (略)

四 令第五条の二に規定する一般廃棄物の最終処分場 次に掲げる事項

イ 埋め立てた一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量

ロ・ハ (略)

ニ 最終処分基準省令第一条第二項第十号及び第十四号ハ並びに維持管理基準省令第一条第一号及び第三号ロの規定による水質検査に関する次に掲げる事項

ホ〜ト (略)

一 記録は、次のイからニまでに掲げる区分に応じ、当該イからニまでに定める日までに備え置くこと。

イ (略)

ロ 次条第一号ロ、ニ及びホ、第二号ロ及びニ、第三号ロ及びニ並びに第四号ニ及びビに掲げる事項 当該測定、清掃又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日

ハ 次条第一号ハ、第二号ハ、第三号ハ並びに第四号ロ(1)、ハ(1)、ヘ(1)及びト(1)に掲げる事項 当該除去又は点検を行った日の属する月の翌月の末日

ニ 次条第四号ロ(2)、ハ(2)、ホ、ヘ(2)及びト(2)に掲げる事項 当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日

二・三 (略)

(記録する事項)

第四条の七 法第八条の四の規定による環境省令で定める事項は、次の各号に掲げる施設の種類に応じ、当該各号に定める事項とする。

一〜三 (略)

四 令第五条の二に規定する一般廃棄物の最終処分場 次に掲げる事項

イ 埋立てた一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量

ロ・ハ (略)

ニ 最終処分基準省令第一条第二項第十号及び第十四号ハ並びにダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令(平成十二年^{総理府}厚生省^令第二号。以下「維持管理基準省令」という。)第一条第一号及び第三号ロの規定による水質検査に関する次に掲げる事項

ホ〜ト (略)

チ 最終処分基準省令第一条第二項第十四号の二の規定による点
検に関する次に掲げる事項

- (1) 当該点検を行った年月日及びその結果
(2) 当該点検の結果、有効な防凍のための措置の状況に異状が認められた場合に必要な措置を講じた年月日及び当該必要な措置の内容

リ (略)

(特定一般廃棄物最終処分場)

第四条の八 法第八条の五第一項の環境省令で定める一般廃棄物の最終処分場は、令第五条第二項に規定する一般廃棄物の最終処分場であつて、次に掲げるもの以外のもとする。

一 国又は地方公共団体（港務局を含む。）が設置する一般廃棄物の最終処分場

二 (略)

(維持管理積立金の算定基準)

第四条の九 法第八条の五第四項の環境省令で定める算定基準は、次の式のとおりとする。

$$A = C \times \frac{\theta}{T} - T$$

この式において、A、C、 θ 、L及びTは、それぞれ次の値を表すものとする。

- A 当該年度に積み立てるべき維持管理積立金の額
C 埋立処分の終了後における維持管理に必要な費用の額
 θ 埋立処分が開始された年月から当該年度の三月（当該年度の終了前に埋立処分が終了する特定一般廃棄物最終処分場（法第八条の五第一項に規定する特定一般廃棄物最終処分

チ (略)

(特定一般廃棄物最終処分場)

第四条の八 法第八条の五第一項の環境省令で定める一般廃棄物の最終処分場は、令第五条第二項に規定する一般廃棄物の最終処分場であつて、次に掲げるもの以外のもとする。

一 国又は地方公共団体（港務局を含む。）第十二条の七の四第一号において同じ。）が設置する一般廃棄物の最終処分場

二 (略)

(維持管理積立金の算定基準)

第四条の九 法第八条の五第四項の環境省令で定める算定基準は、次の式のとおりとする。

$$A = C \times \frac{\theta}{T} - T$$

この式において、A、C、 θ 、L及びTは、それぞれ次の値を表すものとする。

- A 当該年度に積み立てるべき維持管理積立金の額
C 埋立処分の終了後における維持管理に必要な費用の額
 θ 埋立処分が開始された年月から当該年度の三月（当該年度の終了前に埋立処分が終了する特定一般廃棄物最終処分場にあつては、当該埋立処分を終了する月）までの月数

分場をいう。以下同じ。)にあつては、当該埋立処分を終了する月)までの月数

L 埋立処分が開始された年月から埋立処分の終了予定年月までの月数

T 当該年度の前年度までに積み立てられた維持管理積立金の額

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、特定一般廃棄物最終処分場の残余の埋立容量その他の埋立ての状況を考慮し、必要と認める場合には、当該特定一般廃棄物最終処分場に係る法第八条の五第四項の環境省令で定める算定基準を、次の式のとおりとすることができる。

(略)

3 特定一般廃棄物最終処分場の設置者(法第八条の五第一項に規定する特定一般廃棄物最終処分場の設置者をいう。以下同じ。)は、第一項又は前項の算定基準において、埋立処分の終了後における維持管理に必要な費用の額から当該年度の前年度までに積み立てられた維持管理積立金の額を差し引いた額以下の額を当該年度に積み立てるべき維持管理積立金の額に増額して積み立てることができる。

4・5 (略)

(維持管理積立金に係る通知)

第四条の十 法第八条の五第四項の規定による都道府県知事の通知は、毎年度十二月三十一日までに、当該年度の四月一日において現に使用することができ、かつ、埋立処分が終了していない特定一般廃棄物最終処分場ごとに、特定一般廃棄物最終処分場の設置者が当該年度に積み立てなければならない維持管理積立金の額を算定し、当該特定一般廃棄物最終処分場の設置者に対し、その額及びその算定

L 埋立処分が開始された年月から埋立処分の終了予定年月までの月数

T 当該年度の前年度までに積み立てられた維持管理積立金の額

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、特定一般廃棄物最終処分場(法第八条の五第一項に規定する特定一般廃棄物最終処分場をいう。以下同じ。)の残余の埋立容量その他の埋立ての状況を考慮し、必要と認める場合には、当該特定一般廃棄物最終処分場に係る法第八条の五第四項の環境省令で定める算定基準を、次の式のとおりとすることができる。

(略)

3 特定一般廃棄物最終処分場の設置者は、第一項又は前項の算定基準において、埋立処分の終了後における維持管理に必要な費用の額から当該年度の前年度までに積み立てられた維持管理積立金の額を差し引いた額以下の額を当該年度に積み立てるべき維持管理積立金の額に増額して積み立てることができる。

4・5 (略)

(維持管理積立金に係る通知)

第四条の十 法第八条の五第四項の規定による都道府県知事の通知は、毎年度十二月三十一日までに、当該年度の四月一日において現に使用することができ、かつ、埋立処分が終了していない特定一般廃棄物最終処分場ごとに、特定一般廃棄物最終処分場の設置者(法第八条の五第一項に規定する特定一般廃棄物最終処分場の設置者をいう。以下同じ。)が当該年度に積み立てなければならない維持管理

の基礎の概要を記載した文書を交付して行うものとする。

2・3 (略)

(維持管理積立金の利息)

第四条の十二 法第八条の五第五項の利息は、環境大臣の認可を受けて、機構が定めるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 (略)

(維持管理積立金の取戻し)

第四条の十三 法第八条の五第六項の環境省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 法第九条第五項又は第九条の二の三第二項の規定により廃止の確認を受けた場合

二 (略)

三 特定一般廃棄物最終処分場に係る法第八条第一項の許可が取り消された場合において、当該特定一般廃棄物最終処分場について維持管理を行うとき

2 前項第一号に規定する場合において、特定一般廃棄物最終処分場の設置者又は特定一般廃棄物最終処分場の設置者であつた者若しくはその承継人が取り戻すことができる額は、機構に積み立てられた維持管理積立金の全額（廃止の確認前にその一部の取戻しが行われ

積立金の額を算定し、当該特定一般廃棄物最終処分場の設置者に対し、その額及びその算定の基礎の概要を記載した文書を交付して行うものとする。

2・3 (略)

(維持管理積立金の利息)

第四条の十二 法第八条の五第五項（第十五条の二の三において準用する場合を含む。次項において同じ。）の利息は、環境大臣の認可を受けて、機構が定めるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 (略)

(維持管理積立金の取戻し)

第四条の十三 法第八条の五第六項の規定による環境省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 法第九条第五項の規定により廃止の確認を受けた場合

二 (略)

2 前項第一号に規定する場合において、特定一般廃棄物最終処分場の設置者が取り戻すことができる額は、機構に積み立てられた維持管理積立金の全額（廃止の確認前にその一部の取戻しが行われた場合にあつては、残額）とする。

た場合にあつては、残額」とする。

3・4 (略)

第四条の十四 特定一般廃棄物最終処分場について埋立処分の終了後に維持管理を行う場合又は前条第一項第三号に掲げる場合であつて、当該維持管理に要する期間が一年を超えるときは、一年ごとに、その一年間に行おうとする維持管理に必要な費用の額(当該特定一般廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金の額が当該費用の額に満たない場合にあつては、当該維持管理積立金の額)に限り取り戻すことができる。

(取戻しの申請)

第四条の十五 法第八条の五第六項の規定により維持管理積立金を取り戻そうとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を機構に提出しなければならない。

一 一六 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 特定一般廃棄物最終処分場について埋立処分の終了後に維持管理を行う場合にあつては、維持管理の内容を記載した書面、経費の明細書及び維持管理を行うことを証する書面

二 第四条の十三第一項第三号に掲げる場合にあつては、維持管理の内容を記載した書面、経費の明細書、維持管理を行うことを証する書面及び申請者が特定一般廃棄物最終処分場の設置者であった者又はその承継人(これらの者が法人である場合において、当該法人が解散し、当該特定一般廃棄物最終処分場を承継する者が存しないときは、当該法人の役員であつた者を含む。次条において「特定一般廃棄物最終処分場の旧設置者等」という。)である

3・4 (略)

第四条の十四 埋立処分の終了後に維持管理を行う場合であつて、当該維持管理に要する期間が一年を超えるときは、一年ごとに、その一年間に行おうとする維持管理に必要な費用の額(維持管理積立金の額が当該費用の額に満たない場合にあつては、当該維持管理積立金の額)に限り取り戻すことができる。

(取戻しの申請)

第四条の十五 法第八条の五第六項の規定により維持管理積立金を取り戻そうとする者は、次に掲げる事項を記載した維持管理積立金取戻し申請書を機構に提出しなければならない。

一 一六 (略)

2 埋立処分の終了後に維持管理を行う場合にあつては、前項の申請書に次に掲げる書類を添付するものとする。

一 維持管理の内容を記載した書面

二 経費の明細書

ことを証する書面

(地位を承継した者に係る維持管理積立金の額の通知等)

第四条の十六 (略)

2 特定一般廃棄物最終処分場の旧設置者等は、当該特定一般廃棄物最終処分場の維持管理を行うために必要な範囲内において、機構に対し、当該特定一般廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金の額を照会することができる。

(報告)

第四条の十七 特定一般廃棄物最終処分場(当該年度の四月一日において埋立処分が終了しているものを除く。)について法第八条第一項の許可を受けた者は、毎年度十月三十一日までに、当該特定一般廃棄物最終処分場に関し、次に掲げる事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

一〇七 (略)

(許可を要しない一般廃棄物処理施設の軽微な変更)

第五条の二 法第九条第一項ただし書きの環境省令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当しない変更とする。

一 法第八条第二項の申請書に記載した処理能力(当該処理能力について法第九条第一項の許可を受けたときは、当該許可に係る変更後のもの。以下この号において同じ。)に係る変更であつて、当該変更によつて当該処理能力が十パーセント以上増大するに至るもの

二〇五 (略)

三 維持管理を行うことを証する書面

(地位を承継した者に係る維持管理積立金の額の通知)

第四条の十六 (略)

(報告)

第四条の十七 特定一般廃棄物最終処分場(当該年度の四月一日において埋立処分が終了しているものを除く。)の設置者は、毎年度十月三十一日までに、当該特定一般廃棄物最終処分場に関し、次に掲げる事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

一〇七 (略)

(許可を要しない一般廃棄物処理施設の軽微な変更)

第五条の二 法第九条第一項ただし書きの環境省令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当しない変更とする。

一 法第八条第二項の申請書に記載した処理能力(当該処理能力について法第九条第一項の許可を受けたときは、当該許可に係る変更後のもの。以下この号において同じ。)に係る変更であつて、当該変更によつて当該処理能力が十パーセント以上変更されるに至るもの

二〇五 (略)

(届出を要する一般廃棄物処理施設の変更)

第五条の四 法第九条第三項の環境省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 一五 (略)
- 六 法第八条第一項の許可を受けた者に係る次に掲げる者
 - イ (略)
 - ロ 役員
 - ハ・ニ (略)

(旧設置者等による一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請)

第五条の五の四 第五条の五の二の規定は、法第九条の二の第三項の規定による一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認を受けようとする者について準用する。

(熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る認定の申請)

第五条の五の五 法第九条の二の四第一項の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならぬ。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 熱回収施設の設置の場所
- 三 当該熱回収施設における熱回収(法第九条の二の四第一項に規定する熱回収をいう。以下同じ。)に必要な設備に関する次に掲げる事項
 - イ 設備の種類及びその設備の能力
 - ロ 設備の位置、構造等の設置に関する計画
 - ハ 設備の維持管理に関する計画

(届出を要する一般廃棄物処理施設の変更)

第五条の四 法第九条第三項の規定による環境省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 一五 (略)
- 六 法第八条第一項の許可を受けた者に係る次に掲げる者
 - イ (略)
 - ロ 法第七条第五項第四号りに規定する役員
 - ハ・ニ (略)

四 当該熱回収施設における熱回収の内容に関する次に掲げる事項を記載した計画

イ 当該熱回収施設において処分する一般廃棄物の種類

ロ 熱回収の方法

ハ 次の算式により算定した年間の熱回収率

$$A = \frac{E \times 3600 + H - F}{I} \times 100$$

この式において、A、E、H、F及びIは、それぞれ次の値を表すものとする。

A 熱回収率（単位 パーセント）

E 熱回収により得られる熱を変換して得られる電気の量（単位 メガワット時）

H 熱回収により得られる熱量からその熱の全部又は一部を電気に変換する場合における当該変換される熱量を減じて得た熱量（単位 メガジュール）

F 廃棄物以外の物であつて燃焼の用に供することができるもの（第五条の五の七及び第十二条の十一の七において「燃料」という。）を熱を得ることに利用することにより得られる熱量（単位 メガジュール）

I 当該熱回収施設に投入される廃棄物の総熱量と燃料の総熱量を合計した熱量（単位 メガジュール）

五 当該熱回収施設に係る法第八条第一項の許可の年月日及び許可番号

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

一 当該熱回収施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、処理工程図及び設計計算書並びに当該熱回収施設の付近の見取図

二 熱回収率の算定の根拠を明らかにする書類

三 当該熱回収施設における過去一年間の熱回収の内容に関する前項第四号イからハまでに掲げる事項を記載した書類

四 当該熱回収施設について法第八条第一項の許可を受けていることを証する書類

(熱回収施設の技術上の基準)

第五条の五の六 法第九条の二の四第一項第一号の環境省令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

一 第四条に規定する基準（当該熱回収施設に係るものに限る。）に適合していること。

二 発電の用に供する熱回収施設にあつては、ボイラー及び発電機が設けられていること。ただし、当該発電の用に供する熱回収施設がガス化改質方式の焼却施設である場合にあつては、発電機が設けられていることをもつて足りる。

三 発電の用に供する熱回収施設以外の熱回収施設にあつては、ボイラー又は熱交換器が設けられていること。

四 熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置が設けられていること。

(熱回収施設を設置している者の能力の基準)

第五条の五の七 法第九条の二の四第一項第二号の環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 次の基準に適合した熱回収を行うことができる者であること。

イ 第五条の五の五第一項第四号ハの算式により算定した年間の熱回収率が、十パーセント以上であること。

ロ 当該熱回収施設に投入される廃棄物の総熱量と燃料の総熱量

を合計した熱量の三十パーセントを超えて燃料の投入を行わな
いこと。

二 当該熱回収施設における熱回収に必要な設備の維持管理を適切
に行うことができる者であること。

(認定熱回収施設設置者の認定の更新期間)

第五条の五の八 法第九条の二の四第二項の環境省令で定める期間は
、五年とする。

(熱回収施設に係る焼却設備の構造)

第五条の五の九 令第五条の四第一号ロの環境省令で定める構造は、
次のとおりとする。

一 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接する
ことなく、燃烧ガスの温度が摂氏八百度以上の状態で廃棄物を焼
却できるものであること。

二 燃烧に必要な量の空気の通風が行われるものであること。

三 燃烧室内において廃棄物が燃烧しているときに、燃烧室に廃棄
物を投入する場合には、外気と遮断された状態で廃棄物を燃烧室
に投入することができるものであること。

四 燃烧室中の燃烧ガスの温度を測定するための装置が設けられて
いること。ただし、製鋼の用に供する電気炉、銅の第一次製錬の
用に供する転炉若しくは溶解炉又は亜鉛の第一次製錬の用に供す
る焙烧炉を用いた焼却設備にあつては、この限りでない。

五 燃烧ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられている
こと。ただし、加熱することなく燃烧ガスの温度を保つことがで
きる性状を有する廃棄物のみを焼却する焼却設備又は製鋼の用に
供する電気炉、銅の第一次製錬の用に供する転炉若しくは溶解炉
若しくは亜鉛の第一次製錬の用に供する焙烧炉を用いた焼却設備

にあつては、この限りでない。

(認定熱回収施設設置者に係る休業等の届出)

第五条の五の十 令第五条の五の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 熱回収施設の設置の場所

三 認定の年月日及び認定番号

四 当該熱回収施設において熱回収を行わなくなったときは、次に掲げる事項

イ 熱回収を行わなくなった理由

ロ 熱回収を行わなくなった年月日

五 当該熱回収施設を廃止し、若しくは休止し、又は休止した当該熱回収施設を再開したときは、次に掲げる事項

イ 廃止、休止又は再開の理由

ロ 廃止、休止又は再開の年月日

六 当該熱回収施設における熱回収に必要な設備の変更をしたときは、次に掲げる事項

イ 変更の内容

ロ 変更の理由

ハ 変更の年月日

2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一 当該熱回収施設における熱回収に必要な設備の能力又は当該設備の位置、構造等の設置に関する計画に変更があつた場合には、変更後の当該熱回収施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、処理工程図及び設計計算書並びに当該熱回収施

設の付近の見取図

二 当該熱回収施設における熱回収に必要な設備の維持管理に関する計画に変更があつた場合には、変更後の当該設備の維持管理に関する計画を記載した書類

(報告)

第五条の五の十一 法第九条の二の四第一項の認定を受けた者は、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間における当該熱回収施設における熱回収に関し、次に掲げる事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 認定の年月日及び認定番号

三 第五条の五の五第一項第四号ハの算式により算定した当該一年間の熱回収率

2 前項の報告書には、同項第三号の熱回収率の算定の根拠を明らかにする書類を添付しなければならない。

(公表すべき維持管理の状況に関する情報)

第五条の六の二 法第九条の三第六項の環境省令で定める事項は、第四条の五の二各号に掲げる施設の種類に応じ、当該各号に定める事項とする。

(維持管理の状況に関する情報の公表)

第五条の六の三 法第九条の三第六項の規定による一般廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報の公表は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から、当該日から起算して三年を経過する日までの間、行うものとする。

(記録の閲覧等)

第五条の六の二 第四条の六の規定は、法第九条の三第六項の規定による記録の閲覧について、第四条の七の規定は、法第九条の三第六項の規定による環境省令で定める事項について準用する。

- 一 第四条の五の二第一号イ、第二号イ、第三号イ及び第四号イに掲げる事項 翌月の末日
- 二 第四条の五の二第一号ロ及びニ、第二号ロ及びニ、第三号ロ及びニ並びに第四号ニ及びリに掲げる事項 当該測定又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日
- 三 第四条の五の二第一号ハ及びホ、第二号ハ、第三号ハ並びに第四号ロ(1)、ハ(1)、ヘ(1)、ト(1)及びチ(1)に掲げる事項 当該除去、清掃又は点検を行った日の属する月の翌月の末日
- 四 第四条の五の二第四号ロ(2)、ハ(2)、ホ、ヘ(2)、ト(2)及びチ(2)に掲げる事項 当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日

(記録の閲覧)

- 第五条の六の四 法第九条の三第七項の規定による記録の閲覧は、次により行うものとする。
- 一 記録は、次のイからニまでに掲げる区分に応じ、当該イからニまでに定める日までに備え置くこと。
 - イ 第四条の七第一号イ、第二号イ、第三号イ及び第四号イに掲げる事項 翌月の末日
 - ロ 第四条の七第一号ロ及びニ、第二号ロ及びニ、第三号ロ及びニ並びに第四号ニ及びリに掲げる事項 当該測定又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日
 - ハ 第四条の七第一号ハ及びホ、第二号ハ、第三号ハ並びに第四号ロ(1)、ハ(1)、ヘ(1)、ト(1)及びチ(1)に掲げる事項 当該除去、清掃又は点検を行った日の属する月の翌月の末日
 - ニ 第四条の七第四号ロ(2)、ハ(2)、ホ、ヘ(2)、ト(2)及びチ(2)に掲げる事項 当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日
 - 二 記録は、備え置いた日から起算して三年を経過する日までの間備え置き、閲覧に供すること。

三 閲覧の求めがあつた場合にあつては、正当な理由なしに閲覧を拒まないこと。

(記録する事項)

第五条の六の五 法第九条の三第七項の環境省令で定める事項は、第四条の七各号に掲げる施設の種類の他に、当該各号に定める事項とする。

(事前届出を要しない市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の軽微な変更)

第五条の七 第五条の二の規定は、法第九条の三第八項の環境省令で定める軽微な変更について準用する。この場合において、第五条の二第一号中「法第八条第二項の申請書」とあるのは「法第九条の三第一項に規定する法第八条第二項各号に掲げる事項を記載した書類」と、「法第九条第一項の許可を受けた」とあるのは「法第九条の三第八項の規定により届け出た」と読み替えるものとする。

(市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の変更の届出)

第五条の八 法第九条の三第八項の規定による変更の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。

一 七 (略)

2・3 (略)

(届出を要する市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の変更)

第五条の九 第五条の四(第六号に係る部分を除く。)の規定は、法第九条の三第十一項において準用する法第九条第三項の環境省令で

(事前届出を要しない市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の軽微な変更)

第五条の七 第五条の二の規定は、法第九条の三第七項の規定による環境省令で定める軽微な変更について準用する。この場合において、第五条の二第一号中「法第八条第二項の申請書」とあるのは「法第九条の三第一項に規定する法第八条第二項各号に掲げる事項を記載した書類」と、「法第九条第一項の許可を受けた」とあるのは「法第九条の三第七項の規定により届け出た」と読み替えるものとする。

(市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の変更の届出)

第五条の八 法第九条の三第七項の規定による変更の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。

一 七 (略)

2・3 (略)

(届出を要する市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の変更)

第五条の九 第五条の四(第六号に係る部分を除く。)の規定は、法第九条の三第十項において準用する法第九条第三項の規定による環

定める事項について準用する。

出 (市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設に係る軽微な変更等の届出)

第五条の九の二 法第九条の三第十一項において準用する法第九条第三項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。

一〇七 (略)

2 (略)

(市町村の設置に係る最終処分場の埋立処分の終了の届出)

第五条の十 法第九条の三第十一項において準用する法第九条第四項の規定による市町村の設置に係る最終処分場の埋立処分の終了の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。

一〇九 (略)

2 (略)

(市町村の設置に係る最終処分場の廃止の確認の申請)

第五条の十の二 法第九条の三第十一項において準用する法第九条第五項の規定による市町村の設置に係る一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認を受けようとする市町村は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一〇六 (略)

2 (略)

(一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可の申請)

第五条の十一 法第九条の五第一項の規定による許可を受けようとする

境省令で定める事項について準用する。

出 (市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設に係る軽微な変更等の届出)

第五条の九の二 法第九条の三第十項において準用する法第九条第三項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。

一〇七 (略)

2 (略)

(市町村の設置に係る最終処分場の埋立処分の終了の届出)

第五条の十 法第九条の三第十項において準用する法第九条第四項の規定による市町村の設置に係る最終処分場の埋立処分の終了の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。

一〇九 (略)

2 (略)

(市町村の設置に係る最終処分場の廃止の確認の申請)

第五条の十の二 法第九条の三第十項において準用する法第九条第五項の規定による市町村の設置に係る一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認を受けようとする市町村は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一〇六 (略)

2 (略)

(一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可の申請)

第五条の十一 法第九条の五第一項の規定による許可を受けようとする

る者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一〇六 (略)

七 申請者が法人である場合には、役員の名及び住所

八・九 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一・二 (略)

三 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

四〇八 (略)

九 申請者が法人である場合には、役員の名及び住所の写し

十・十一 (略)

3 (略)

(合併又は分割の認可の申請)

第五条の十二 法第九条の六第一項の規定による認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一〇四 (略)

五 役員の名及び住所

六・七 (略)

八 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人に係る次に掲げる事項

イ (略)

る者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一〇六 (略)

七 申請者が法人である場合には、法第七条第五項第四号りに規定する役員の名及び住所

八・九 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一・二 (略)

三 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

四〇八 (略)

九 申請者が法人である場合には、法第七条第五項第四号りに規定する役員の名及び住所の写し

十・十一 (略)

3 (略)

(合併又は分割の認可の申請)

第五条の十二 法第九条の六第一項の規定による認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一〇四 (略)

五 法第七条第五項第四号りに規定する役員の名及び住所

六・七 (略)

八 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人に係る次に掲げる事項

イ (略)

ロ 役員となる者の氏名及び住所

ハ・二 (略)

九〇十一 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 (略)

二 合併の当事者の一方又は吸収分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人が法第八条第一項の許可を受けた者でない法人である場合にあつては、当該法人に係る次に掲げる書類

イ 直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

ロ・ハ (略)

ニ 役員の写真

ホ・ト (略)

三 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人に係る次に掲げる書類

イ・ハ (略)

ニ 役員となる者の住民票の写し

ホ・ヘ (略)

3 (略)

ロ 法第七条第五項第四号りに規定する役員となる者の氏名及び住所

ハ・二 (略)

九〇十一 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 (略)

二 合併の当事者の一方又は吸収分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人が法第八条第一項の許可を受けた者でない法人である場合にあつては、当該法人に係る次に掲げる書類

イ 直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

ロ・ハ (略)

ニ 法第七条第五項第四号りに規定する役員の写真

ホ・ト (略)

三 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人に係る次に掲げる書類

イ・ハ (略)

ニ 法第七条第五項第四号りに規定する役員となる者の住民票の写し

ホ・ヘ (略)

3 (略)

(一般廃棄物の再生利用の認定の申請)

第六条の三 法第九条の八第一項の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 当該申請に係る再生利用の内容に関する次に掲げる事項
- イ 再生利用を行う一般廃棄物の種類及び性状
- ロ 再生の方法
- ハ 再生によつて得ようとする物（以下「再生品」という。）の種類及び性状並びに当該再生品を適合させようとしている日本工業規格その他の規格等の名称及び内容
- ニ 再生品の利用方法並びに価格及び需要の見込み
- ホ 事業の規模
- 三 当該再生に係る事務所及び事業場の所在地
- 四 法第七条第六項又は法第十四条第六項の許可を受けている場合には、当該許可に係る事業の範囲
- 五 法第八条第一項又は法第十五条第一項の許可を受けている場合には、当該許可に係る施設の種類の
- 六 申請者が設置し、又は設置しようとする当該申請に係る再生利用の用に供するすべての施設に関する次に掲げる事項
- イ 施設の設置の場所
- ロ 施設の種類の
- ハ 施設において再生利用を行う一般廃棄物の種類及び得られる再生品
- ニ 施設の処理能力
- ホ 施設の位置、構造等の設置に関する計画
- ヘ 施設の維持管理に関する計画
- ト 施設を設置しようとする場合には、着工予定年月日及び使用開始予定年月日
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

-
- 一 事業計画の概要を記載した書類
 - 二 当該申請に係る再生利用を行う一般廃棄物及び再生品の性状を明らかにする書類
 - 三 再生に伴い生ずる廃棄物（再生品を除く。）の種類、性状、数量及び処理方法を記載した書類
 - 四 施設を設置している場合には、申請者が当該施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有すること）を証する書類
 - 五 施設を設置しようとする場合には、工事の着工から施設の使用開始に至る具体的な計画書
 - 六 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - 七 申請者が個人である場合には、住民票の写し
 - 八 申請者が法第七条第五項第四号イからヌまでに該当しない者であることを誓約する書面
 - 九 申請者が法人である場合において、当該法人に相談役又は顧問が置かれているときは、当該相談役又は顧問の氏名及び住所を記載した書類
 - 十 申請者が法人である場合において、発行済み株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、当該株主又は者の氏名又は名称、住所及び当該株主の有する株式の数又は当該者のなした出資の金額を記載した書類
 - 十一 第六条の五第六号に規定する者の履歴書
 - 十二 当該申請に係る収集若しくは運搬又は処分の事業に従事する者の人数を記載した書類
 - 十三 当該申請に係る収集若しくは運搬又は処分の事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
-

十四 申請者が法人である場合には、直前五年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書並びに直前三年の各事業年度における法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

十五 申請者が個人である場合には、資産に関する調査並びに直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

十六 当該申請に係る再生利用又はそれに相当する行為の業務経歴を記載した書類

十七 前項第二号ハの規格等の写し

十八 当該申請に係る再生利用の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、処理工程図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図

十九 施設を設置しようとする場合には、当該施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類

二十 施設を設置している場合には、排ガス中のばい煙量及びばい煙濃度並びに環境大臣が定める方法により算出したダイオキシン類の濃度並びに排水の汚染状態（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三十八号）第三条第一項に規定する汚染状態をいう。）を記載した書類

二十一 その他第六条の二の規定により環境大臣が定める一般廃棄物ごとに環境大臣が定める書類及び図面

（再生利用の内容の基準）

第六条の四 法第九条の八第一項第一号の規定による環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 （略）

二 再生品の性状を適合させるべき標準的な規格があること等当該再生品の性状が利用者の需要に適合していることを判断するに足

（再生利用の内容の基準）

第六条の三 法第九条の八第一項第一号の環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 （略）

二 当該再生によつて得ようとする物（以下「再生品」という。）の性状を適合させるべき標準的な規格があること等当該再生品の

性状が利用者の需要に適合していることを判断するに足りる条件が整備されていることにより、再生品の利用が見込まれること。
三〇十 (略)

(再生利用を行い、又は行おうとする者の基準)

第六条の四 法第九条の八第一項第二号の環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 (略)
- 二 当該申請に係る再生利用の用に供する施設において得られる再生品の性状が第六条の六の二第一号の事業計画に記載した当該再生品の性状に適合したものとなるよう、次に掲げる事項を適切に行うことができる者であること。

イ〜ハ (略)

三〇九 (略)

十 法、令及びこの省令の規定に違反していない者であること。

十一 (略)

(再生利用の用に供する施設の基準)

第六条の五 法第九条の八第一項第三号の環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一・二 (略)

三 第六条の六の二第一号の事業計画に記載した処理能力を有すること。

四・五 (略)

(再生利用の認定の特例)

第六条の六 法第九条の八の規定による再生利用に係る特例の対象となる一般廃棄物については、当該一般廃棄物に係る再生利用が次の

りる条件が整備されていることにより、再生品の利用が見込まれること。
三〇十 (略)

(再生利用を行い、又は行おうとする者の基準)

第六条の五 法第九条の八第一項第二号の規定による環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 (略)
- 二 当該申請に係る再生利用の用に供する施設において得られる再生品の性状が第六条の三第一項第二号ハの規定により申請書に記載された当該再生品の性状に適合したものとなるよう、次に掲げる事項を適切に行うことができる者であること。

イ〜ハ (略)

三〇九 (略)

十 法、令又はこの省令の規定に違反していない者であること。

十一 (略)

(再生利用の用に供する施設の基準)

第六条の六 法第九条の八第一項第三号の規定による環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一・二 (略)

三 第六条の三第一項第六号ニの規定により申請書に記載された処理能力を有すること。

四・五 (略)

(再生利用の認定の特例)

第六条の六の二 法第九条の八の規定による再生利用に係る特例の対象となる一般廃棄物については、当該一般廃棄物に係る再生利用が

各号のいずれにも適合しているときは、第六条の四第四号及び前条第二号の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。
一・二 (略)

(一般廃棄物の再生利用の認定の申請に係る書類)

第六条の六の二 法第九条の八第二項の環境省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 次に掲げる事項を記載した事業計画

イ 事業計画の概要

ロ 当該申請に係る再生利用の内容に関する次に掲げる事項

(1) 再生利用を行う一般廃棄物の種類及び性状

(2) 再生の方法

(3) 再生品の種類及び性状並びに当該再生品を適合させようとして

している日本工業規格その他の規格等の名称及び内容

(4) 再生品の利用方法並びに価格及び需要の見込み

(5) 事業の規模

ハ 当該再生に係る事務所及び事業場の所在地

ニ 法第七条第六項又は第十四条第六項の許可を受けている場合

には、当該許可に係る事業の範囲

ホ 法第八条第一項又は第十五条第一項の許可を受けている場合

には、当該許可に係る施設の種類

ヘ 申請者が設置し、又は設置しようとする当該申請に係る再生

利用の用に供する全ての施設に関する次に掲げる事項

(1) 施設の設置の場所

(2) 施設の種類

(3) 施設の処理能力

(4) 施設の位置、構造等の設置に関する計画

(5) 施設の維持管理に関する計画

次の各号のいずれにも適合しているときは、第六条の五第四号及び前条第二号の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。
一・二 (略)

- (6) 施設を設置しようとする場合には、着工予定年月日及び使用開始予定年月日
- 二 当該申請に係る再生利用を行う一般廃棄物及び再生品の性状を明らかにする書類
- 三 再生に伴い生ずる廃棄物（再生品を除く。）の種類、性状、数量及び処理方法を記載した書類
- 四 施設を設置している場合には、申請者が当該施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有すること）を証する書類
- 五 施設を設置しようとする場合には、工事の着工から施設の使用開始に至る具体的な計画書
- 六 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 七 申請者が個人である場合には、住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
- 八 申請者が法第七条第五項第四号イからヌまでに該当しない者であることを誓約する書面
- 九 申請者が法人である場合には、役員の氏名及び住所を記載した書類
- 十 申請者が法人である場合において、発行済み株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、当該株主又は者の氏名又は名称、住所及び当該株主の有する株式の数又は当該者のなした出資の金額を記載した書類
- 十一 第六条の四第六号に規定する者の履歴書
- 十二 当該申請に係る収集若しくは運搬又は処分の事業に従事する者の人数を記載した書類
- 十三 当該申請に係る収集若しくは運搬又は処分の事業の開始に要

する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類

十四 申請者が法人である場合には、直前五年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びに直前三年の各事業年度における法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

十五 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

十六 当該申請に係る再生利用又はそれに相当する行為の業務経歴を記載した書類

十七 第一号ロ(3)の規格等の写し

十八 当該申請に係る再生利用の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、処理工程図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図

十九 施設を設置しようとする場合には、当該施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類

二十 施設を設置している場合には、排ガス中のばい煙量及びばい煙濃度並びに環境大臣が定める方法により算出したダイオキシン類の濃度並びに排水の汚染状態（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三十八号）第三条第一項に規定する汚染状態をいう。）を記載した書類

二十一 その他第六条の二の規定により環境大臣が定める一般廃棄物ごとに環境大臣が定める書類及び図面

（役員の変更の届出）

第六条の六の三 法第九条の八第一項の認定を受けた者が法人である場合において、役員に変更があつたときは、新たに就任した役員の名及び住所を届け出なければならない。

2 前項の届出書には、当該新たに就任した役員が法第七条第五項第四号イからトまでに該当しない者であることを誓約する書面を添付するものとする。

(一般廃棄物の再生利用の変更の認定の申請)

第六条の七 法第九条の八第六項の変更の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

- 一 (略)
- 二 認定の年月日及び認定番号
- 三 七 (略)
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
 - 一 令第五条の七に規定する認定証
 - 二 四 (略)

(変更の認定を要しない軽微な変更)

第六条の七の二 法第九条の八第六項ただし書の環境省令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当しない変更とする。

- 一 第六条の六の二第一号の事業計画に記載した当該認定に係る再生利用の用に供する施設の処理能力(当該処理能力について法第九条の八第六項の変更の認定を受けたときは、変更後のもの。以下この号において同じ。)に係る変更であつて、当該変更によつて当該処理能力が増大するもの
- 二 当該認定に係る再生利用の用に供する施設の構造又は設備の変更
- 三 当該認定に係る再生利用の用に供する施設以外の再生利用の用に供する施設の設置

(一般廃棄物の再生利用の変更の認定の申請)

第六条の七 令第五条の五の規定による変更の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

- 一 (略)
- 二 法第九条の八第一項の認定の年月日及び認定番号
- 三 七 (略)
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
 - 一 三 (略)

(再生利用の用に供する施設の軽微な変更等の届出)

第六条の八 法第九条の八第八項の規定による変更の届出は、当該変更の日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を環境大臣に提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 認定の年月日及び認定番号

三 変更の内容

四 変更の理由

五 変更の年月日

2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一 法第九条の八第二項第一号に掲げる事項の変更の場合には、個人にあつては住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書、法人にあつては定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二 前条に規定する軽微な変更の場合には、次に掲げる書類及び図面

イ 変更後の施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該変更後の施設の付近の見取図

ロ 当該認定に係る再生利用の用に供する施設の維持管理に関する計画に変更があつた場合には、当該変更後の施設の維持管理に関する計画を記載した書類

(一般廃棄物の再生利用の認定証)

第六条の九 令第五条の七に規定する認定証は、次に掲げる事項を記

(一般廃棄物の再生利用の認定証)

第六条の八 令第五条の六の規定による認定証は、次に掲げる事項を

載して交付するものとする。

- 一・二 (略)
- 三 再生利用を行う一般廃棄物の種類
- 四〇十一 (略)

(事業の廃止の届出)

第六条の十 令第五条の八の規定による事業の廃止の届出は、当該廃止の日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を環境大臣に提出して行うものとする。

- 一 (略)
- 二 認定の年月日及び認定番号
- 三〇五 (略)

2 法第九条の八第一項の認定に係る収集若しくは運搬又は処分事業の全部を廃止した場合における前項の届出書には、令第五条の七に規定する認定証を添付しなければならない。

記載して交付するものとする。

- 一・二 (略)
- 三 一般廃棄物の種類
- 四〇十一 (略)

(事業の廃止及び変更の届出等)

第六条の九 令第五条の七第一項の規定による廃止の届出は、当該廃止の日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を環境大臣に提出して行うものとする。

- 一 (略)
- 二 法第九条の八第一項の認定の年月日及び認定番号
- 三〇五 (略)

第六条の十 令第五条の七第二項の規定による変更の届出は、当該変更の日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を環境大臣に提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

- 二 法第九条の八第一項の認定の年月日及び認定番号
- 三 変更の内容
- 四 変更の理由
- 五 変更の年月日

2 令第五条の七第二項第三号の規定による環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 法第九条の八第一項の認定を受けた者がその営業に関し成年者

と同一の行為能力を有しない未成年者である場合には、その法定代理人

二 法第九条の八第一項の認定を受けた者が法人である場合には、その役員

3 第一項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一 令第五条の七第二項第一号に掲げる事項の変更の場合には、個人にあつては住民票の写し、法人にあつては定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二 令第五条の七第二項第二号に掲げる事項の変更の場合には、変更後の事務所及び事業場の付近の見取図

三 前項各号に掲げる者の変更の場合には、当該者が法第七条第五項第四号チからヌまでのいずれにも該当しない旨を記載した書類

(施設の廃止等の届出)

第六条の十一 令第五条の七第一項の規定による再生利用の用に供する施設の廃止若しくは休止又は再開の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を、当該廃止若しくは休止又は再開の日から十日以内に、環境大臣に提出して行うものとする。

一 (略)

二 法第九条の八第一項の認定の年月日及び認定番号

三 六 (略)

(報告)

第六条の十二 法第九条の八第一項の認定を受けた者は、毎年六月二十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間における当該認定に係る一般廃棄物の再生利用に関し、当該一般廃棄物の種類ごとに次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出しなければならない

(施設の廃止等の届出)

第六条の十一 令第五条の八の規定による再生利用の用に供する施設の廃止若しくは休止又は再開の届出は、当該廃止若しくは休止又は再開の日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を環境大臣に提出して行うものとする。

一 (略)

二 認定の年月日及び認定番号

三 六 (略)

(報告)

第六条の十二 法第九条の八第一項の認定を受けた者は、毎年六月二十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間における当該認定に係る一般廃棄物の再生利用に関し、当該一般廃棄物の種類ごとに次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出しなければならない

ない。

- 一 (略)
- 二 認定の年月日及び認定番号
- 三〇五 (略)

(広域的処理の内容の基準)

第六条の十五 法第九条の九第一項第一号の環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一〇三 (略)
- 四 法第九条の九第九項の規定の趣旨に照らして申請者が必要な措置を講ずることとされていること。
- 五〇七 (略)
- 八 再生(再生が行われないものにあつては、熱回収)を行つた後に埋立処分を行うものであること。

九 (略)

(広域的処理を行い、又は行おうとする者の基準)

第六条の十六 法第九条の九第一項第二号の環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一〇五 (略)

(広域的処理の用に供する施設の基準)

第六条の十七 法第九条の九第一項第三号の環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 (略)
- 二 当該申請に係る一般廃棄物の処分(再生を含む。)の用に供す

ない。

- 一 (略)
- 二 法第九条の八第一項の認定の年月日及び認定番号
- 三〇五 (略)

(広域的処理の内容の基準)

第六条の十五 法第九条の九第一項第一号の規定による環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一〇三 (略)
- 四 法第九条の九第六項の規定の趣旨に照らして申請者が必要な措置を講ずることとされていること。
- 五〇七 (略)
- 八 再生又は再生がされないものにあつては熱回収(循環型社会形成推進基本法(平成十二年法律第百十号)第二条第七項に規定する熱回収をいう。以下同じ。)を行つた後に埋立処分を行うものであること。

九 (略)

(広域的処理を行い、又は行おうとする者の基準)

第六条の十六 法第九条の九第一項第二号の規定による環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一〇五 (略)

(広域的処理の用に供する施設の基準)

第六条の十七 法第九条の九第一項第三号の規定による環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 (略)
- 二 当該申請に係る一般廃棄物の処分(再生を含む。)の用に供す

る施設については、次によること。

イ〜ハ (略)

ニ 産業廃棄物処理施設にあつては、法第十五条の二の五の規定により一般廃棄物処理施設として設置し得るものであること。

ホ (略)

三 (略)

(広域的処理の認定の申請に係る書類)

第六条の十八 法第九条の九第二項の環境省令で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

一 次に掲げる事項を記載した事業計画

イ〜ヌ (略)

ル 法第九条の九第九項の規定の趣旨に照らして申請者が講ずることとする措置

ヲ 当該申請に係る処理の行程において一般廃棄物処理基準等に適合しない処理が行われた場合において、生活環境に係る被害を防止するために講ずることとする措置

ワ (略)

二〜五 (略)

六 当該申請に係る処理の用に供する施設が一般廃棄物処理施設である場合にあつては、当該施設について法第八条第一項の許可(法第九条第一項の許可を受けた場合にあつては、同項の許可)を受けていることを証する書類

七 当該申請に係る処理の用に供する施設が産業廃棄物処理施設である場合にあつては、法第十五条の二の五の規定により一般廃棄物処理施設として設置し得るものであることを示す書類

八・九 (略)

る施設については、次によること。

イ〜ハ (略)

ニ 産業廃棄物処理施設にあつては、法第十五条の二の四の規定により一般廃棄物処理施設として設置し得るものであること。

ホ (略)

三 (略)

(広域的処理の認定の申請に係る書類)

第六条の十八 法第九条の九第二項の規定による環境省令で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

一 次に掲げる事項を記載した事業計画

イ〜ヌ (略)

ル 法第九条の九第六項の規定の趣旨に照らして申請者が講ずることとする措置

ヲ 申請に係る処理の行程において一般廃棄物処理基準等に適合しない処理が行われた場合において、生活環境に係る被害を防止するために講ずることとする措置

ワ (略)

二〜五 (略)

六 受け入れる一般廃棄物の処分(再生を含む。)の用に供する施設について、一般廃棄物処理施設にあつては、法第八条第一項の許可(法第九条第一項の許可を受けた場合にあつては、同項の許可)を受けたものであることを示す書類

七 受け入れる一般廃棄物の処分(再生を含む。)の用に供する施設について、産業廃棄物処理施設にあつては、法第十五条の二の四の規定により一般廃棄物処理施設として設置し得るものであることを示す書類

八・九 (略)

(表示等)

第六条の十九 法第九条の九第一項の認定を受けた者(その委託を受けて当該認定に係る処理を行う者を含む。次項において同じ。)は、運搬車又は運搬船を用いて当該認定に係る一般廃棄物の収集又は運搬を行うときは、次に掲げる事項を当該運搬車又は運搬船の外側に見やすいように表示するものとする。

一 当該認定に係る一般廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬施設である旨

二 認定番号

三 当該認定に係る収集又は運搬を行う者の氏名又は名称

2

法第九条の九第一項の認定を受けた者は、運搬車又は運搬船を用いて当該認定に係る一般廃棄物の収集又は運搬を行うときは、当該運搬車又は運搬船に次に掲げる書面を備え付けるものとする。

一 令第五条の九に規定する認定証の写し

二 運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先を記載した書面

(一般廃棄物の広域的処理の変更の認定の申請)

第六条の二十 法第九条の九第六項の規定による変更の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一 五 (略)

(表示)

第六条の十九 法第九条の九第一項の認定を受けた者(その委託を受けて当該認定に係る処理を行う者を含む。)は、運搬車又は運搬船を用いて当該認定に係る一般廃棄物の収集又は運搬を行うときは、次に掲げる事項を当該運搬車又は運搬船の外側に見やすいように表示するものとする。

一 当該認定に係る一般廃棄物の種類及びその収集又は運搬の用に供する運搬施設である旨

二 認定を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 認定の年月日及び認定番号

四 認定を受けた者の委託を受けて当該認定に係る収集又は運搬を行う者にあつては、その氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

五 当該認定に係る一般廃棄物の処分(再生を含む。)を行う場所の所在地

(一般廃棄物の広域的処理の変更の認定の申請)

第六条の二十 令第五条の八の規定による変更の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一 五 (略)

2 前項の申請書には、令第五条の九に規定する認定証及び当該変更に係る第六条の十八各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(変更の認定を要しない軽微な変更)

第六条の二十一 法第九条の九第六項ただし書の環境省令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当しない変更とする。

- 一 第六条の十八第一号イに掲げる事項に係る変更
- 二 第六条の十八第一号ロに掲げる事項に係る変更
- 三 第六条の十八第一号ニに掲げる事項に係る変更（認定に係る処理の行程の変更に限る。）
- 四 第六条の十八第一号ホに掲げる事項に係る変更（当該処理に伴い生ずる廃棄物（再生品を除く。）の種類及び性状の変更に限る。）
- 五 第六条の十八第一号へに掲げる事項に係る変更
- 六 第六条の十八第一号又に掲げる事項に係る変更（申請者が統括して管理する体制の内容の変更に限る。）
- 七 第六条の十八第一号ヲに掲げる事項に係る変更
- 八 法第九条の九第二項第二号に規定する者の変更（当該者の追加に係る変更に限る。）
- 九 (略)

(変更の届出)

第六条の二十一の二 法第九条の九第八項の規定による変更の届出は、当該変更の日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を環境大臣に提出して行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

2 前項の申請書には、令第五条の九の規定により交付を受けた認定証及び当該申請に係る変更に係る第六条の十八に掲げる書類を添付しなければならない。

(変更の認定を要しない軽微な変更)

第六条の二十一 令第五条の八ただし書の規定による環境省令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当しない変更とする。

- 一 第六条の十八第一号イに掲げる事項に係る変更
- 二 第六条の十八第一号ロに掲げる事項に係る変更
- 三 第六条の十八第一号ニに掲げる事項に係る変更（認定に係る処理の行程を変更する場合に限る。）
- 四 第六条の十八第一号ホに掲げる事項に係る変更
- 五 第六条の十八第一号へに掲げる事項に係る変更
- 六 第六条の十八第一号又に掲げる事項に係る変更（申請者が統括して管理する体制の内容を変更する場合に限る。）
- 七 第六条の十八第一号ヲに掲げる事項に係る変更
- 八 法第九条の九第二項第二号に規定する者の変更（当該者を追加する場合に限る。）
- 九 (略)

<p>二 認定の年月日及び認定番号</p> <p>三 変更の内容</p> <p>四 変更の理由</p> <p>五 変更の年月日</p>	<p>2 当該認定に係る処理の用に供する施設の変更をした場合における前項の届出書には、令第五条の九に規定する認定証及び当該変更に係る第六条の十八各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(一般廃棄物の広域的処理の認定証)</p> <p>第六条の二十二 令第五条の九に規定する認定証は、次に掲げる事項を記載して交付するものとする。</p> <p>一 五 (略)</p>	<p>一 五 (略)</p> <p>(廃止等の届出)</p> <p>第六条の二十三 令第五条の十の規定による変更又は廃止の届出は、当該変更又は廃止の日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を環境大臣に提出して行うものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 変更の内容又は廃止した事業の範囲</p> <p>四 変更又は廃止の理由</p> <p>五 変更又は廃止の年月日</p>
<p>2 法第九条の九第一項の認定に係る処理の事業の全部を廃止した場合には、前項の届出書に、令第五条の九に規定する認定証を添付しなければならない。</p>	<p>2 当該認定に係る処分用に供する施設の変更を行った場合には、前項の届出書に、当該変更に係る第六条の二十第二項に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>3 法第九条の九第一項の認定に係る処理の事業の全部を廃止した場合には、第一項の届出書に、当該認定に係る認定証を添付しなければならない。</p>	

(報告)

第六条の二十四 法第九条の九第一項の認定を受けた者は、毎年六月三十日まで、その年の三月三十一日以前の一年間における当該認定に係る一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 次に掲げる数量又は熱量

- イ 当該認定に係る処理を行った一般廃棄物の種類ごとの数量
- ロ 当該認定に係る処理に伴い生じた廃棄物(再生品を除く。)の種類ごとの数量

ハ・ニ (略)

四 当該認定に係る一般廃棄物の減量その他その適正な処理を確保するために行った措置

(無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物)

第六条の二十四の二 法第九条の十第一項の環境省令で定める一般廃棄物は、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有し、かつ、同条の規定による特例の対象とすることにより、迅速かつ安全な無害化処理(同項に規定する無害化処理をいう。以下同じ。)が促進されると認められる一般廃棄物であつて環境大臣が定めるものとする。

(無害化処理の内容の基準)

第六条の二十四の四 法第九条の十第一項第一号の環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一〇五 (略)

(報告)

第六条の二十四 法第九条の九第一項の認定を受けた者は、毎年六月三十日まで、その年の三月三十一日以前の一年間における当該認定に係る一般廃棄物の処理に関し、当該一般廃棄物の種類ごとに次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 次に掲げる数量又は熱量

- イ 当該申請に係る処理を行った一般廃棄物の種類ごとの数量
- ロ 当該申請に係る処理に伴い生じた廃棄物(再生品を除く。)の種類ごとの数量

ハ・ニ (略)

(無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物)

第六条の二十四の二 法第九条の十第一項の規定による環境省令で定める一般廃棄物は、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有し、かつ、同条の規定による特例の対象とすることにより、迅速かつ安全な無害化処理(同項に規定する無害化処理をいう。以下同じ。)が促進されると認められる一般廃棄物であつて環境大臣が定めるものとする。

(無害化処理の内容の基準)

第六条の二十四の四 法第九条の十第一項第一号の規定による環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一〇五 (略)

(無害化処理を行い、又は行おうとする者の基準)

第六条の二十四の五 法第九条の十第一項第二号の環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一〇十一 (略)

(無害化処理の用に供する施設の基準)

第六条の二十四の六 法第九条の十第一項第三号の環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一〇四 (略)

(一般廃棄物の無害化処理の認定の申請)

第六条の二十四の八 (略)

2 (略)

3 法第九条の十第二項第八号の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一〇七 (略)

八 申請者が法人である場合には、役員の氏名及び住所

九〇十一 (略)

4 申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一〇十 (略)

十一 申請者が法人である場合には、直前五年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びに直前三年の各事業年度における法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

一二〇十四 (略)

十五 申請者が個人である場合には、住民票の写し並びに成年被後

(無害化処理を行い、又は行おうとする者の基準)

第六条の二十四の五 法第九条の十第一項第二号の規定による環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一〇十一 (略)

(無害化処理の用に供する施設の基準)

第六条の二十四の六 法第九条の十第一項第三号の規定による環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一〇四 (略)

(一般廃棄物の無害化処理の認定の申請)

第六条の二十四の八 (略)

2 (略)

3 法第九条の十第二項第八号の規定による環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一〇七 (略)

八 申請者が法人である場合には、法第七条第五項第四号りに規定する役員の氏名及び住所

九〇十一 (略)

4 申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一〇十 (略)

十一 申請者が法人である場合には、直前五年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書並びに直前三年の各事業年度における法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

一二〇十四 (略)

十五 申請者が個人である場合には、住民票の写し並びに成年被後

見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

十六・十七 (略)

十八 申請者が法人である場合には、役員住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

十九～二十一 (略)

5 (略)

(変更の届出)

第六条の二十四の九 法第九条の十第六項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 法第七条第五項第四号に規定する法定代理人
二 役員

三 発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者

四 令第四条の七に規定する使用人

五 前条第四項第四号に掲げる書類に記載する科学的因果関係に影響を及ぼさない事項であつて、次に掲げるもの

イ 前条第一項第三号に掲げる事項（当該変更に伴う同項第五号に掲げる数値の変化により生活環境への負荷を増大させる場合に係るものを除く。）

ロ 前条第一項第四号に掲げる事項（排ガス又は排水の排出の方法又は量の増大に係る変更である場合に係るものを除く。）

ハ 前条第二項各号に掲げる事項（同項第一号に掲げる数値の変更であつて、当該変更によつて周辺地域の生活環境に対する影響が減ぜられることとなるもの又は同項第二号に規定する測定

見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。以下同じ。）

十六・十七 (略)

十八 申請者が法人である場合には、法第七条第五項第四号に規定する役員住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

十九～二十一 (略)

5 (略)

- 頻度の変更であつて、当該変更によつて頻度が高くなるもの
みを行う場合に係るものに限る。)
- 六 無害化処理の用に供する施設に係る一般廃棄物の搬入及び搬出
の時間及び方法に関する事項
- 七 着工予定年月日及び使用開始予定年月日
- 八 積替え又は保管の場所に関する次に掲げる事項
- イ 所在地
- ロ 面積
- ハ 積替え又は保管を行う一般廃棄物の種類
- 二 第一条の六の規定の例による高さのうち最高のもの
- 2 | 法第九条の十第六項の規定による変更の届出は、当該変更の日か
ら十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を環境大臣に提出
して行うものとする。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏
名
- 二 認定の年月日及び認定番号
- 三 変更の内容
- 四 変更の理由
- 五 変更の年月日
- 3 | 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとす
る。
- 一 法第九条の十第二項第一号に掲げる事項の変更の場合には、個
人にあつては住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該
当しない旨の登記事項証明書、法人にあつては定款又は寄附行為
及び登記事項証明書
- 二 第一項第一号から第四号までに掲げる者の変更の場合には、こ
れらの規定に掲げる者(当該変更に係る者に限る。)の住民票の
写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項

- 証明書（同項第三号に掲げる株主又は出資をしている者が法人である場合には、登記事項証明書）
- 三 第一項第五号（イ又はロに係る部分に限る。）に掲げる事項の変更の場合には、次に掲げる書類及び図面
- イ 変更後の無害化処理の用に供する施設の位置、構造等の設置に関する計画を記載した書類
- ロ 変更後の事業計画の概要を記載した書類
- ハ 前条第四項第二号に掲げる図面（当該変更に関するものに限る。）
- ニ 当該変更に係る工事の着工から変更後の無害化処理の用に供する施設の使用開始に至る具体的な計画書
- ホ 変更後の無害化処理の用に供する施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類
- ヘ 変更後の無害化処理の用に供する施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- ト 法第九条の十第一項の認定を受けた者が法人である場合には、直前五年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びに直前三年の各事業年度における法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- チ 法第九条の十第一項の認定を受けた者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- リ その他第六条の二十四の二の規定により環境大臣が定める一般廃棄物ごとに環境大臣が定める書類及び図面
- 四 第一項第五号（ハに係る部分に限る。）に掲げる事項の変更の場合には、次に掲げる書類及び図面
- イ 変更後の無害化処理の用に供する施設の維持管理に関する計画を記載した書類

ロ 変更後の事業計画の概要を記載した書類

ハ 変更後の無害化処理の用に供する施設の維持管理に関する技術的能力を説明する書類

ニ 変更後の無害化処理の用に供する施設の維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類

ホ 法第九条の十第一項の認定を受けた者が法人である場合には、直前五年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びに直前三年の各事業年度における法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

ヘ 法第九条の十第一項の認定を受けた者が個人である場合には、資産に関する調書、直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

ト その他第六条の二十四の二の規定により環境大臣が定める一般廃棄物ごとに環境大臣が定める書類及び図面

五 第一項第八号に掲げる事項の変更の場合には、前条第四項第二号及び第十三号に掲げる書類及び図面

四 届出者は、直前の事業年度に係る有価証券報告書を作成しているときは、前項第一号、第三号ト又は第四号ホに掲げる書類に代えて、当該有価証券報告書を第二項の届出書に添付することができる。

5 第二項の届出は、地方環境事務所を経由して行うものとする。
(無害化処理の用に供する施設の設置に係る生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類)

第六条の二十四の十 第三条の二の規定は、法第九条の十第八項において読み替えて準用する法第八条第三項の書類について準用する。

(記録の閲覧)

第六条の二十四の十一 法第九条の十第八項において準用する法第八

(無害化処理の用に供する施設の設置に係る生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類)

第六条の二十四の九 第三条の二の規定は、法第九条の十第七項において読み替えて準用する法第八条第三項の書類について準用する。

(記録の閲覧)

第六条の二十四の十 法第九条の十第七項において準用する法第八

条の四の規定による記録の閲覧は、次条の規定により環境大臣が定める事項ごとに環境大臣が定めるところにより行うものとする。

(記録する事項)

第六条の二十四の十二 法第九条の十第八項において準用する法第八条の四の環境省令で定める事項は、第六条の二十四の二の規定により環境大臣が定める一般廃棄物ごとに環境大臣が定める事項とする。

(一般廃棄物の無害化処理の認定証)

第六条の二十四の十三 令第五条の十一に規定する認定証は、次に掲げる事項を記載して交付するものとする。

一〇八 (略)

(事業の廃止の届出)

第六条の二十四の十四 令第五条の十二の規定による事業の廃止の届出は、当該廃止の日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を環境大臣に提出して行うものとする。

一〇五 (略)
2 (略)

の四の規定による記録の閲覧は、次条の規定により環境大臣が定める事項ごとに環境大臣が定めるところにより行うものとする。

(記録する事項)

第六条の二十四の十一 法第九条の十第七項において準用する法第八条の四の規定による環境省令で定める事項は、第六条の二十四の二の規定により環境大臣が定める一般廃棄物ごとに環境大臣が定める事項とする。

(一般廃棄物の無害化処理の認定証)

第六条の二十四の十二 令第五条の十一の規定による認定証は、次に掲げる事項を記載して交付するものとする。

一〇八 (略)

(事業の廃止及び変更の届出等)

第六条の二十四の十三 令第五条の十二第一項の規定による事業の廃止の届出は、当該廃止の日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を環境大臣に提出して行うものとする。

一〇五 (略)
2 (略)

第六条の二十四の十四 令第五条の十二第二項の規定による環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 法第七条第五項第四号に規定する法定代理人
- 二 法第七条第五項第四号に規定する役員
- 三 発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者
- 四 令第四条の七に規定する使用人

	<p>五 第六条の二十四の八第四項第四号に掲げる書類に記載する科学的因果関係に影響を及ぼさない事項であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 第六条の二十四の八第一項第三号に掲げる事項（当該変更に伴う同項第五号に掲げる数値の変化により生活環境への負荷を増大させる場合に係るものを除く。）</p> <p>ロ 第六条の二十四の八第一項第四号に掲げる事項（排ガス又は排水の排出の方法又は量の増大に係る変更である場合に係るものを除く。）</p> <p>ハ 第六条の二十四の八第二項各号に掲げる事項（同項第一号に掲げる数値の変更であつて、当該変更によつて周辺地域の生活環境に対する影響が減ぜられることとなるもの又は同項第二号に規定する測定頻度の変更であつて、当該変更によつて頻度が高くなるもののみを行う場合に係るものに限る。）</p> <p>六 無害化処理の用に供する施設に係る一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項</p> <p>七 着工予定年月日及び使用開始予定年月日</p> <p>八 積替え又は保管の場所に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 所在地</p> <p>ロ 面積</p> <p>ハ 積替え又は保管を行う一般廃棄物の種類</p> <p>ニ 第一条の六の規定の例による高さのうち最高のもの</p> <p>2 令第五条の十二第二項の規定による変更の届出は、当該変更の日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を環境大臣に提出して行うものとする。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p>
三	二 認定の年月日及び認定番号
	変更の内容

四 変更の理由

五 変更の年月日

3 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一 法第九条の十第二項第一号に掲げる事項の変更の場合には、個人にあつては住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書、法人にあつては定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二 第一項第一号から第四号までに掲げる者の変更の場合には、これらの規定に掲げる者（当該変更に係る者に限る。）の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（同項第三号に掲げる株主又は出資をしている者が法人である場合には、登記事項証明書）

三 第一項第五号（イ又はロに係る部分に限る。）に掲げる事項の変更の場合には、次に掲げる書類及び図面

イ 変更後の無害化処理の用に供する施設の位置、構造等の設置に関する計画を記載した書類

ロ 変更後の事業計画の概要を記載した書類

ハ 第六条の二十四の八第四項第二号に掲げる図面（当該変更に関するものに限る。）

ニ 当該変更に係る工事の着工から変更後の無害化処理の用に供する施設の使用開始に至る具体的な計画書

ホ 変更後の無害化処理の用に供する施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類

ヘ 変更後の無害化処理の用に供する施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類

ト 法第九条の十第一項の認定を受けた者が法人である場合には、直前五年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書並

- 4 |
- に直前三年の各事業年度における法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- 4 |
- キ 法第九条の十一項の認定を受けた者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- リ その他第六条の二十四の二の規定により環境大臣が定める一般廃棄物ごとに環境大臣が定める書類及び図面
- 四 |
- 第一項第五号（ハに係る部分に限る。）に掲げる事項の変更の場合には、次に掲げる書類及び図面
- イ 変更後の無害化処理の用に供する施設の維持管理に関する計画を記載した書類
- ロ 変更後の事業計画の概要を記載した書類
- ハ 変更後の無害化処理の用に供する施設の維持管理に関する技術的能力を説明する書類
- ニ 変更後の無害化処理の用に供する施設の維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- ホ 法第九条の十一項の認定を受けた者が法人である場合には、直前五年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書並びに直前三年の各事業年度における法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- ヘ 法第九条の十一項の認定を受けた者が個人である場合には、資産に関する調書、直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- ト その他第六条の二十四の二の規定により環境大臣が定める一般廃棄物ごとに環境大臣が定める書類及び図面
- 五 |
- 第一項第八号に掲げる事項の変更の場合には、第六条の二十四の八第四項第二号及び第十三号に掲げる書類及び図面
- 届出者は、直前の事業年度に係る有価証券報告書を作成している

(施設の廃止等の届出)

第六条の二十四の十五 令第五条の十二の規定による無害化処理の用に供する施設の廃止若しくは休止又は再開の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を、当該廃止若しくは休止又は再開の日から十日以内に、環境大臣に提出して行うものとする。

一〇六 (略)

2 (略)

(一般廃棄物の輸出の確認の申請)

第六条の二十七 法第十条第一項の規定により一般廃棄物の輸出の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第二号による申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一〇三 (略)

四 申請者が市町村以外の者である場合には、当該一般廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地並びに施設の種類の

五〇七 (略)

八 前号の処分を行うための施設の種類、設置場所、処理能力(当該施設が廃棄物の最終処分場である場合にあつては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)、処理方式並びに構造及び設備の概要

九 前号に規定する施設における処分に伴い生ずる排ガス及び排水の処理方法

十 第八号に規定する施設に係る放流水の水質及び水量、放流方法並びに放流先の概況

ときは、前項第一号、第三号ト又は第四号ホに掲げる書類に代えて、当該有価証券報告書を第二項の届出書に添付することができる。
第二項の届出は、地方環境事務所を経由して行うものとする。

(施設の廃止等の届出)

第六条の二十四の十五 令第五条の十二第一項の規定による無害化処理の用に供する施設の廃止若しくは休止又は再開の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を、当該廃止若しくは休止又は再開の日から十日以内に、環境大臣に提出して行うものとする。

一〇六 (略)

2 (略)

(一般廃棄物の輸出の確認の申請)

第六条の二十七 法第十条第一項の規定により一般廃棄物の輸出の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第二号による申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一〇三 (略)

四 申請者が市町村以外の者である場合には、当該一般廃棄物を排出した事業場の名称及び所在地並びに施設の種類の

五〇七 (略)

八 前号の処分を行うための施設の種類、設置場所、処理能力(当該施設が最終処分場である場合にあつては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)、処理方式及び構造並びに設備の概要

九 前号に規定する施設における処分に伴い生ずる排ガス及び排水の処理方法

十 放流水の水質及び水量、放流方法並びに放流先の概況

十一 (略)

2 前項第一号、第二号及び第四号から第十号までに掲げる事項について同一の内容の一般廃棄物の輸出を一年間に二回以上行おうとする者は、一般廃棄物の輸出の一括確認（以下この条及び次条において「輸出の一括確認」という。）を受けなければならない。この場合においては、前項各号に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を記載した様式第二号による申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一 前項第一号、第二号及び第四号から第十号までに掲げる事項

二 (略)

三 当該一般廃棄物の輸出を行う期間（前号に規定する日から起算して一年を超えない期間とする。以下この条及び次条において「確認の有効期間」という。）

四・五 (略)

3 前二項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一〜三 (略)

四 当該一般廃棄物を生じた施設の排出工程図

五 第一項第六号に規定する運搬施設及び同項第八号に規定する施設における当該一般廃棄物の処理の概要

六 第一項第六号に規定する運搬施設及び同項第八号に規定する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設が廃棄物の最終処分場である場合にあっては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面

七 第一項第八号に規定する施設（廃棄物の最終処分場を除く。）の処理工程図

八 第一項第八号に規定する施設の付近の見取図

十一 (略)

2 前項第一号から第十号まで（第三号を除く。）に規定する事項について同一の内容の一般廃棄物の輸出を一年間に二回以上行おうとする者は、一括して一般廃棄物の輸出の確認（以下この条において「輸出の一括確認」という。）を受けなければならない。この場合においては、前項に規定する事項に代えて、次に掲げる事項を記載した様式第二号による申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一 前項第一号から第十号まで（第三号を除く。）に掲げる事項

二 (略)

三 当該一般廃棄物の輸出を行う期間（前号に規定する日から起算して一年を超えない期間とする。以下この条において「確認の有効期間」という。）

四・五 (略)

3 前二項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一〜三 (略)

四 当該一般廃棄物を排出した施設の排出工程図

五 第一項第六号の運搬施設及び同項第八号の施設における当該一般廃棄物の処理の概要

六 第一項第六号の運搬施設及び同項第八号の施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面

七 第一項第八号の施設（最終処分場を除く。）の処理工程図

八 第一項第八号の施設の付近の見取図

九 (略)

4 輸出の一括確認を受けた者は、やむを得ない理由により当該確認に係る事項の変更(確認の有効期間の変更(変更後の確認の有効期間が第二項第二号に規定する日から起算して一年を超えないものに限る。))、確認の有効期間内の当該一般廃棄物の輸出の回数の変更又は輸出する当該一般廃棄物の数量の上限の変更であつて、当該上限について十パーセント未満の増減を伴うものに限る。)をしようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した様式第二号の二による届出書を環境大臣に提出しなければならない。

- 一 (略)
- 二 当該確認の年月日及び確認番号
- 三・四 (略)

九 (略)

4 輸出の一括確認を受けた後、やむを得ない理由により当該確認に係る事項を変更(確認の有効期間の変更(変更後の確認の有効期間が第二項第二号に規定する日から起算して一年を超えないものに限る。))、輸出の回数の変更又は輸出する一般廃棄物の数量の上限の十パーセント未満の変更に限る。)する必要があるときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した様式第三十三号による届出書を環境大臣に提出しなければならない。

- 一 (略)
- 二 当該確認を受けた年月日及び確認番号
- 三・四 (略)

5 一般廃棄物の輸出の確認を受けた者は、当該確認に係る一般廃棄物の処分が終了したとき(輸出の一括確認を受けた者にあつては、個別の輸出ごとに当該輸出に係る一般廃棄物の処分が終了したとき)は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した様式第三十四号による報告書を環境大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 当該確認を受けた一般廃棄物を排出した事業場の名称及び所在地
- 三 当該確認を受けた年月日及び確認番号
- 四 当該確認を受けた一般廃棄物の種類(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び性状並びに輸出した数量(輸出の一括確認を受けた者にあつては、当該確認の有効期間内に行つた一般廃棄物の個別の輸出ごとの輸出した数量及びその合計)

五 当該確認を受けた一般廃棄物を輸出した年月日(輸出の一括確認)

(報告)

第六條の二十八 法第十條第一項の確認を受けた者は、当該確認に係る一般廃棄物の処分が終了したとき（輸出の一括確認を受けた者にあつては、個別の輸出ごとに当該輸出に係る一般廃棄物の処分が終了したとき）は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した様式第二号の三による報告書を環境大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 当該確認の年月日及び確認番号

三 当該一般廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地

四 当該一般廃棄物の種類（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び性状並びに輸出した数量（輸出の一括確認を受けた者にあつては、当該確認の有効期間内に行つた一般廃棄物の個別の輸出ごとの輸出した数量及びその合計）

五 当該一般廃棄物を輸出した年月日（輸出の一括確認を受けた者にあつては、当該確認の有効期間内に行つた一般廃棄物の個別の

認を受けた者にあつては、当該確認の有効期間内に行つた一般廃棄物の個別の輸出ごとの輸出した年月日）

六 当該確認を受けた一般廃棄物の処分が終了した年月日（輸出の一括確認を受けた者にあつては、当該確認の有効期間内に行つた一般廃棄物の個別の輸出ごとの処分が終了した年月日）

6 前項に規定する報告書には、当該確認を受けた一般廃棄物の処分が終了したことを証する書面（輸出の一括確認を受けた者にあつては、当該確認の有効期間内に行つた一般廃棄物の個別の輸出ごとの処分が終了したことを証する書面）を添付しなければならない。

輸出ごとの輸出した年月日)

六 当該一般廃棄物の処分が終了した年月日(輸出の一括確認を受けた者にあつては、当該確認の有効期間内に行つた一般廃棄物の個別の輸出ごとの当該輸出に係る一般廃棄物の処分が終了した年月日)

2 前項の報告書には、当該一般廃棄物の処分が終了したことを証する書面(輸出の一括確認を受けた者にあつては、当該確認の有効期間内に行つた一般廃棄物の個別の輸出ごとの当該輸出に係る一般廃棄物の処分が終了したことを証する書面)を添付しなければならない。

(船舶を用いて行う産業廃棄物の収集又は運搬に係る基準)

第七条の二 (略)

2 法第十五条の四の三第一項の認定を受けた者(その委託を受けて当該認定に係る処理を行う者を含む。)に係る令第六条第一項第一号の規定によりその例によることとされる令第三条第一号二の規定による表示は、第十二条の十二の十三において読み替えて準用する第六条の十九第一項各号に掲げる事項を運搬船の外側に見やすいように表示することにより行うものとする。

3 令第六条第一項第一号の規定によりその例によることとされる令第三条第一号二の環境省令で定める書面は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるもの(当該産業廃棄物の運搬に係るものに限る。)とする。

一 五 (略)

六 法第十五条の四の二第一項の認定を受けた者 令第七条の六において準用する令第五条の七に規定する認定証の写し

七 法第十五条の四の三第一項の認定を受けた者 令第七条の八において準用する令第五条の九に規定する認定証の写し並びに運搬

(船舶を用いて行う産業廃棄物の収集又は運搬に係る基準)

第七条の二 (略)

2 法第十五条の四の三第一項の認定を受けた者(その委託を受けて当該認定に係る処理を行う者を含む。)に係る令第六条第一項第一号の規定によりその例によることとされる令第三条第一号二の規定による表示は、第十二条の十二の十三の規定により読み替えて準用する第六条の十九各号に掲げる事項を運搬船の外側に見やすいように表示することにより行うものとする。

3 令第六条第一項第一号の規定によりその例によることとされる令第三条第一号二の環境省令で定める書面は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるもの(当該産業廃棄物の運搬に係るものに限る。)とする。

一 五 (略)

六 法第十五条の四の二第一項の認定を受けた者 令第七条の三において準用する令第五条の六に規定する認定証の写し

七 法第十五条の四の三第一項の認定を受けた者 令第七条の五において準用する令第五条の九に規定する認定証の写し

先の事業場の名称、所在地及び連絡先を記載した書面

八 法第十五条の四の四第一項の認定を受けた者 令第七条の十において準用する令第五条の十一に規定する認定証の写し

九 法第二十一条の第三項に規定する場合において第十八条の二に規定する廃棄物の運搬を行う下請負人 当該運搬が同項に規定する場合において行われる運搬であることを証する書面

(運搬車を用いて行う産業廃棄物の収集又は運搬に係る基準)

第七条の二の二 (略)

2 法第十五条の四の三第一項の認定を受けた者(その委託を受けて当該認定に係る処理を行う者を含む。第四項において同じ。)に係る令第六条第一項第一号イの規定による表示は、第十二条の十二の十三の規定により読み替えて準用する第六条の十九第一項各号に掲げる事項を運搬車の外側に見やすいように表示することにより行うものとする。

3・4 (略)

(令第六条第一項第三号ホの環境省令で定める場合)

第七条の九 令第六条第一項第三号ホの規定によりその例によることとされる令第三条第三号ロの環境省令で定める場合は、公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な措置を講じた産業廃棄物のみの埋立処分(安定型産業廃棄物(令第六条第一項第三号イに規定する安定型産業廃棄物をいう。以下同じ。))のみの埋立処分にあつては、埋立地からの浸透水(安定型産業廃棄物の層を通過した雨水等をいう。次項において同じ。))の水質が、最終処分基準省令別表第二の上欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げる基準に適合していること及び生物化学的酸素要求量が一リットルにつき二十ミリグラム以下であること又は化学的酸素要求量が一リットルにつき四

八 法第十五条の四の四第一項の認定を受けた者 令第七条の七において準用する令第五条の十一に規定する認定証の写し

(運搬車を用いて行う産業廃棄物の収集又は運搬に係る基準)

第七条の二の二 (略)

2 法第十五条の四の三第一項の認定を受けた者(その委託を受けて当該認定に係る処理を行う者を含む。第四項において同じ。)に係る令第六条第一項第一号イの規定による表示は、第十二条の十二の十三の規定により読み替えて準用する第六条の十九各号に掲げる事項を運搬車の外側に見やすいように表示することにより行うものとする。

3・4 (略)

(令第六条第一項第三号ホの環境省令で定める場合)

第七条の九 令第六条第一項第三号ホの規定によりその例によることとされる令第三条第三号ロの規定による環境省令で定める場合は、公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な措置を講じた産業廃棄物のみの埋立処分(令第六条第一項第三号イに掲げる安定型産業廃棄物のみの埋立処分にあつては、埋立地からの浸透水(安定型産業廃棄物の層を通過した雨水等をいう。次項において同じ。))の水質が、最終処分基準省令別表第二の上欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げる基準に適合していること及び生物化学的酸素要求量が一リットルにつき二十ミリグラム以下であること又は化学的酸素要求量が一リットルにつき四十ミリグラム以下であることが確

十ミリグラム以下であることが確認された埋立地において行うものに限る。)を行う場合とする。

2 (略)

(産業廃棄物の保管の届出の対象となる産業廃棄物)

第八条の二 法第十二条第三項前段の環境省令で定める産業廃棄物は、建設工事(法第二十一条の三第一項に規定する建設工事をいう。以下同じ。)に伴い生ずる産業廃棄物とする。

(産業廃棄物の保管の届出の対象となる保管)

第八条の二の二 法第十二条第三項前段の環境省令で定める保管は、当該保管の用に供される場所の面積が三百平方メートル以上である場所において行われる保管であつて、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- 一 法第十四条第一項又は第六項の許可に係る事業の用に供される施設(保管の場所を含む。)において行われる保管
- 二 法第十五条第一項の許可に係る産業廃棄物処理施設において行われる保管
- 三 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成十三年法律第六十五号)第八条の規定による届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管

(事前の届出を要しない場合)

第八条の二の三 法第十二条第三項前段の環境省令で定める場合は、非常災害のために必要な応急措置として行う場合とする。

(産業廃棄物の保管の届出)

第八条の二の四 法第十二条第三項前段の規定による届出は、次に掲

認された埋立地において行うものに限る。)を行う場合とする。

2 (略)

げる事項を記載した様式第二号の四による届出書を提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 保管の場所に関する次に掲げる事項

イ 所在地

ロ 面積

ハ 保管する産業廃棄物の種類

ニ 積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限

ホ 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあつては、その旨及び第一条の六の規定の例による高さのうち最高のもの

三 保管の開始年月日

2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一 届出をしようとする者が保管の場所を使用する権原を有することを証する書類

二 保管の場所の平面図及び付近の見取図

(保管に係る変更の届出)

第八条の二の五 法第十二条第三項後段の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した様式第二号の五による届出書を提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 変更の内容

三 変更の理由

四 変更予定年月日

2 前項の届出書には、前条第一項第二号イ又はロに掲げる事項に変更がある場合には、届出をしようとする者が変更後の保管の場所を使用する権原を有することを証する書類並びに当該場所の平面図及び付近の見取図を添付するものとする。

(保管の廃止の届出)

第八条の二の六 法第十二条第三項前段の規定による届出をした事業者は、当該届出に係る保管をやめたときは、当該保管をやめた日から三十日以内に、様式第二号の六による届出書を都道府県知事に提出しなければならない。

(非常災害のために必要な応急措置として産業廃棄物の保管を行った事業者の届出)

第八条の二の七 法第十二条第四項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した様式第二号の四による届出書を提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 保管の場所に関する次に掲げる事項

イ 所在地

ロ 面積

ハ 保管した産業廃棄物の種類

ニ 積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限

ホ 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管した場合にあつては、その旨及び第一条の六の規定の例による高さのうち最高のもの

三 保管の開始年月日

2 第八条の二の四第二項の規定は、前項の届出について準用する。

(産業廃棄物の運搬を委託できる者)

第八条の二の八 法第十二条第五項の環境省令で定める産業廃棄物の運搬を委託できる者は、次のとおりとする。

一 一六 (略)

(産業廃棄物の処分を委託できる者)

第八条の三 法第十二条第五項の環境省令で定める産業廃棄物の処分を委託できる者は、次のとおりとする。

一 一六 (略)

(輸入された廃棄物の適正な処分又は再生が困難である旨の確認の申請)

第八条の三の二 令第六条の二第三号ただし書の規定により環境大臣の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第二号の七による申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 当該廃棄物に係る法第十五条の四の五第一項の許可の年月日及び許可番号

三 当該廃棄物の国内における処分又は再生を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名並びに当該者が産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者である場合には、その許可番号

四 当該廃棄物の国内における処分又は再生を行うための施設の種類及び設置場所並びに当該施設が産業廃棄物処理施設である場合には、当該施設についての法第十五条第一項の許可に係る許可番号

(産業廃棄物の運搬を委託できる者)

第八条の二 法第十二条第三項の規定による環境省令で定める産業廃棄物の運搬を委託できる者は、次のとおりとする。

一 一六 (略)

(産業廃棄物の処分を委託できる者)

第八条の三 法第十二条第三項の規定による環境省令で定める産業廃棄物の処分を委託できる者は、次のとおりとする。

一 一六 (略)

五 当該廃棄物の適正な処分又は再生が困難となつた理由

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 当該廃棄物の国内における処分又は再生を行う者が産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者である場合には、第十条の六又は第十条の十八に規定する許可証の写し

二 当該廃棄物の国内における処分又は再生を行うための施設が産業廃棄物処理施設である場合には、当該施設についての法第十五条第一項の許可に係る第十二条の五に規定する許可証の写し

(委託契約書に添付すべき書面)

第八条の四 令第六条の二第四号(令第六条の十二第四号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の環境省令で定める書面は、次の各号に掲げる委託契約書の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 産業廃棄物の運搬に係る委託契約書 第十条の二に規定する許可証の写し、令第七条の六において準用する令第五条の七に規定する認定証の写し、令第七条の八において準用する令第五条の九に規定する認定証の写し、令第七条の十において準用する令第五条の十一に規定する認定証の写しその他の受託者が他人の産業廃棄物の運搬を業として行うことができる者であつて委託しようとする産業廃棄物の運搬がその事業の範囲に含まれるものであることを証する書面

二 産業廃棄物の処分又は再生に係る委託契約書 第十条の六に規定する許可証の写し、令第七条の六において準用する令第五条の七に規定する認定証の写し、令第七条の八において準用する令第五条の九に規定する認定証の写し、令第七条の十において準用する令第五条の十一に規定する認定証の写しその他の受託者が他人の産業廃棄物の処分又は再生を業として行うことができる者であ

(委託契約書に添付すべき書面)

第八条の四 令第六条の二第三号(令第六条の十二第三号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の環境省令で定める書面は、次の各号に掲げる委託契約書の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 産業廃棄物の運搬に係る委託契約書 第十条の二に規定する許可証の写し、令第七条の三において準用する令第五条の六に規定する認定証の写し、令第七条の五において準用する令第五条の九に規定する認定証の写し、令第七条の七において準用する令第五条の十一に規定する認定証の写しその他の受託者が他人の産業廃棄物の運搬を業として行うことができる者であつて委託しようとする産業廃棄物の運搬がその事業の範囲に含まれるものであることを証する書面

二 産業廃棄物の処分又は再生に係る委託契約書 第十条の六に規定する許可証の写し、令第七条の三において準用する令第五条の六に規定する認定証の写し、令第七条の五において準用する令第五条の九に規定する認定証の写し、令第七条の七において準用する令第五条の十一に規定する認定証の写しその他の受託者が他人の産業廃棄物の処分又は再生を業として行うことができる者であ

つて委託しようとする産業廃棄物の処分又は再生がその事業の範囲に含まれるものであることを証する書面

(委託契約に含まれるべき事項)

第八条の四の二 令第六条の二第四号へ(令第六条の十二第四号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一〜四 (略)

五 前号の場合において、当該委託契約に係る産業廃棄物が安定型産業廃棄物であるときは、当該積替え又は保管を行う場所において他の廃棄物と混合することの許否等に関する事項

六〜九 (略)

(委託契約書の保存期間)

第八条の四の三 令第六条の二第五号(令第六条の十二第四号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の環境省令で定める期間は、五年とする。

(承諾に係る書面の写しの保存期間)

第八条の四の四 令第六条の二第六号(令第六条の六第二号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の環境省令で定める期間は、五年とする。

(多量排出事業者の産業廃棄物処理計画)

第八条の四の五 法第十二条第九項の環境省令で定める基準は、次に掲げる事項を記載した様式第二号の八による計画書を当該年度の六月三十日までに提出することとする。

つて委託しようとする産業廃棄物の処分又は再生がその事業の範囲に含まれるものであることを証する書面

(委託契約に含まれるべき事項)

第八条の四の二 令第六条の二第三号ホ(令第六条の十二第三号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一〜四 (略)

五 前号の場合において、当該委託契約に係る産業廃棄物が令第六条第一項第三号イに規定する安定型産業廃棄物であるときは、当該積替え又は保管を行う場所において他の廃棄物と混合することの許否等に関する事項

六〜九 (略)

(委託契約書の保存期間)

第八条の四の三 令第六条の二第四号(令第六条の十二第三号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の環境省令で定める期間は、五年とする。

(承諾に係る書面の写しの保存期間)

第八条の四の四 令第六条の二第五号(令第六条の六第二号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の環境省令で定める期間は、五年とする。

(多量排出事業者の産業廃棄物処理計画)

第八条の四の五 法第十二条第七項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 計画期間
- 三 当該事業場において現に行つている事業に関する事項
- 四 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項
- 五 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項
- 六 産業廃棄物の分別に関する事項
- 七 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項
- 八 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項
- 九 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項
- 十 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

(実施の状況の報告)

第八条の四の六 法第十二条第十項の規定による報告は、様式第二号の九による報告書を翌年度の六月三十日までに提出することにより行うものとする。

(計画及び実施の状況の公表)

第八条の四の七 法第十二条第十一項の規定による公表は、同条第九項の計画の提出又は同条第十項の規定による報告を受けた後、速やかに、インターネットの利用により公表することにより行うものとする。

(事業者の帳簿記載事項等)

第八条の五 法第十二条第十三項において準用する法第七条第十五項の規定による環境省令で定める事業者の帳簿の記載事項は、次のとおりとする。

- 一 当該事業場において現に行つている事業の概要を記載すること。
- 二 次に掲げる事項を定めること。
 - イ 計画期間
 - ロ 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項
 - ハ 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項
 - ニ 産業廃棄物の分別に関する事項
 - ホ 産業廃棄物の再生利用に関する事項
 - ヘ 産業廃棄物の処理に関する事項
- 三 様式第二号の二による書面を添付すること。
- 四 当該年度の六月三十日までに提出すること。

(実施の状況の報告)

第八条の四の六 法第十二条第八項の規定による報告は、様式第二号の三による報告書を翌年度の六月三十日までに提出することにより行うものとする。

(計画及び実施の状況の公表)

第八条の四の七 法第十二条第九項の規定による公表は、同条第七項の計画及び同条第八項の規定による報告の内容を一年間公衆の縦覧に供することにより行うものとする。

(事業者の帳簿記載事項等)

第八条の五 法第十二条第十一項において準用する法第七条第十五項の規定による環境省令で定める事業者の帳簿の記載事項は、当該事業者が設置している事業場に設置されている産業廃棄物処理施設において処理される産業廃棄物の種類ごとに、それぞれ次の表の上欄

一 令第六条の四第一号に掲げる事業者が設置している事業場に設

の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

運搬	運搬の委託	処分	処分の委託	備考
1 運搬年月日 2 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量 3 積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量	1 委託年月日 2 受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号 3 運搬先ごとの委託量	1 処分年月日 2 処分方法ごとの処分量 3 処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の処分の委託	1 委託年月日 2 受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号 3 受託者ごとの委託の内容及び委託量	運搬、運搬の委託、処分又は処分の委託に係る産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、上欄の区分に応じそれぞれ下欄に掲げる事項について、石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。

置されている産業廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設以外の焼却施設において産業廃棄物の処分（再生を含む。以下この項において同じ。）を行う場合にあつては、当該施設において処分される産業廃棄物の種類ごとに、次に掲げる事項（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、石綿含有産業廃棄物に係るこれらの事項を含む。）とする。

イ 処分年月日

ロ 処分方法ごとの処分量

ハ 処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量

二 その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において自ら当該産業廃棄物の処分を行う場合にあつては、当該産業廃棄物の種類ごとに、それぞれ次の表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

運搬				処分			
1	1	1	1	1	1	1	1
2	2	2	2	2	2	2	2
3	3	3	3	3	3	3	3
4	4	4	4	4	4	4	4

1 当該産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地

2 運搬年月日

3 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量

4 積替え又は保管を行った場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量

1 当該産業廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地

2 処分年月日

3 処分方法ごとの処分量

4 処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量

備考 運搬又は処分に係る産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、上欄の区分に応じそれぞれ下欄に掲げる事項について、石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。

2 (略)

3 第二条の五第三項の規定は、法第十二条第十三項において準用する法第七条第十六項の規定による事業者の帳簿の保存について準用する。

(船舶を用いて行う特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に係る基準)

第八条の五の二 第七条の二の規定は、令第六条の五第一項第一号の規定によりその例によることとされる令第三条第一号二の規定による表示及び環境省令で定める書面について準用する。この場合において、第七条の二第一項第三号中「産業廃棄物収集運搬業者」とあるのは「特別管理産業廃棄物収集運搬業者」と、同条第三項中「産業廃棄物収集運搬業者」とあるのは「特別管理産業廃棄物収集運搬業者」と、「第十条の二」とあるのは「第十条の十四」と読み替えるものとする。

(運搬車を用いて行う特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に係る基準)

第八条の五の三 第七条の二の二第一項から第三項までの規定は、令第六条の五第一項第一号の規定によりその例によることとされる令第六条第一項第一号イの規定による表示について準用する。この場合において、第七条の二の二第一項第三号中「産業廃棄物収集運搬業者」とあるのは「特別管理産業廃棄物収集運搬業者」と読み替え

2 (略)

3 第二条の五第三項の規定は、法第十二条第十一項において準用する法第七条第十六項の規定による事業者の帳簿の保存について準用する。

(船舶を用いて行う特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に係る基準)

第八条の五の二 第七条の二の規定は、令第六条の五第一項第一号の規定によりその例によることとされる令第三条第一号二の規定による表示及び環境省令で定める書面について準用する。この場合において、第七条の二第一項第三号中「産業廃棄物収集運搬業者」とあるのは「特別管理産業廃棄物収集運搬業者」と、同条第三項第三号、第四号及び第五号中「産業廃棄物収集運搬業者」とあるのは「特別管理産業廃棄物収集運搬業者」と、「第十条の二」とあるのは「第十条の十四」と読み替えるものとする。

(運搬車を用いて行う特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に係る基準)

第八条の五の三 第七条の二の二の規定は、令第六条の五第一項第一号の規定によりその例によることとされる令第六条第一項第一号イの規定による表示及び環境省令で定める書面について準用する。この場合において、第七条の二の二第一項第三号中「産業廃棄物収集運搬業者」とあるのは「特別管理産業廃棄物収集運搬業者」と読み

るものとする。

第八条の五の四 第七条の二第三項の規定は、令第六条の五第一項第一号の規定によりその例によることとされる令第六条第一項第一号の環境省令で定める書面について準用する。この場合において、第七条の二第三項中「産業廃棄物の」とあるのは「特別管理産業廃棄物の」と、同項第一号ハ中「産業廃棄物」とあるのは「特別管理産業廃棄物」と、同項第二号中「船舶」とあるのは「運搬車」と、同項第三号中「産業廃棄物収集運搬業者」とあるのは「特別管理産業廃棄物収集運搬業者」と、「第十条の二」とあるのは「第十条の十四」と、同項第四号中「産業廃棄物収集運搬業者」とあるのは「特別管理産業廃棄物収集運搬業者」と、「第十条の二」とあるのは「第十条の十四」と、同号ハ中「産業廃棄物」とあるのは「特別管理産業廃棄物」と、同項第五号中「第十条の二」とあるのは「第十条の十四」と読み替えるものとする。

（特別管理産業廃棄物を区分しないで収集又は運搬することができる場合）

第八条の六 令第六条の五第一項第一号の規定によりその例によることとされる令第四条の二第一号イ(2)の環境省令で定める場合は、感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物とが混合している場合であつて、当該感染性廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合とする。

（特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に運搬用パイプラインを用いることができる場合）

第八条の七 令第六条の五第一項第一号の規定によりその例によることとされる令第四条の二第一号ハただし書の環境省令で定める場合

替えるものとする。

（特別管理産業廃棄物を区分しないで収集又は運搬することができる場合）

第八条の六 令第六条の五第一項第一号の規定によりその例によることとされた令第四条の二第一号イ(2)の規定による環境省令で定める場合は、感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物とが混合している場合であつて、当該感染性廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合とする。

（特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に運搬用パイプラインを用いることができる場合）

第八条の七 令第六条の五第一項第一号の規定によりその例によることとされた令第四条の二第一号ハただし書の規定による環境省令で

は、消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第二条第七項に規定する危険物である特別管理産業廃棄物を、危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第三条第三号に規定する移送取扱所において収集又は運搬する場合とする。

（特別管理産業廃棄物の積替えに係る基準）

第八条の八 令第六条の五第一項第一号ハの環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 三 （略）

（特別管理産業廃棄物の積替えの場所に仕切り等を設けないことができる場合）

第八条の九 令第六条の五第一項第一号ロ及びニの規定によりその例によることとされる令第四条の二第一号ト(2)の環境省令で定める場合は、感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物とが混合している場合であつて、当該感染性廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合とする。

（特別管理産業廃棄物の保管の場所に仕切り等を設けないことができる場合）

第八条の十一 令第六条の五第一項第二号チ(1)の規定によりその例によることとされる令第四条の二第一号ト(2)の環境省令で定める場合は、第八条の九に規定する場合とする。

（特別管理産業廃棄物の保管の届出の対象となる特別管理産業廃棄物）

第八条の十三の二 法第十二条の二第三項前段の環境省令で定める特別管理産業廃棄物は、建設工事に伴い生ずる特別管理産業廃棄物と

定める場合は、消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第二条第七項に規定する危険物である特別管理産業廃棄物を、危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第三条第三号に規定する移送取扱所において収集又は運搬する場合とする。

（特別管理産業廃棄物の積替えに係る基準）

第八条の八 令第六条の五第一項第一号ハの規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 三 （略）

（特別管理産業廃棄物の積替えの場所に仕切り等を設けないことができる場合）

第八条の九 令第六条の五第一項第一号ロ及びニの規定によりその例によることとされた令第四条の二第一号ト(2)の規定による環境省令で定める場合は、感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物とが混合している場合であつて、当該感染性廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合とする。

（特別管理産業廃棄物の保管の場所に仕切り等を設けないことができる場合）

第八条の十一 令第六条の五第一項第二号チ(1)の規定によりその例によることとされた令第四条の二第一号ト(2)の規定による環境省令で定める場合は、第八条の九に規定する場合とする。

する。

(特別管理産業廃棄物の保管の届出の対象となる保管)

第八条の十三の三 法第十二条の二第三項前段の環境省令で定める保管は、当該保管の用に供される場所の面積が三百平方メートル以上である場所において行われる保管であつて、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- 一 法第十四条の四第一項又は第六項の許可に係る事業の用に供される施設(保管の場所を含む。)において行われる保管
- 二 法第十五条第一項の許可に係る産業廃棄物処理施設において行われる保管
- 三 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第八条の規定による届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管

(事前の届出を要しない場合)

第八条の十三の四 法第十二条の二第三項前段の環境省令で定める場合は、非常災害のために必要な応急措置として行う場合とする。

(特別管理産業廃棄物の保管の届出)

第八条の十三の五 法第十二条の二第三項前段の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した様式第二号の十による届出書を提出して行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 保管の場所に関する次に掲げる事項
 - イ 所在地
 - ロ 面積

ハ 保管する特別管理産業廃棄物の種類

ニ 特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限又は特別管理産業廃棄物に係る処分等のための保管上限

ホ 屋外において特別管理産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあつては、その旨及び第一条の六の規定の例による高さのうち最高のも

三 保管の開始年月日

2 前項の届出書については、第八条の二の四第二項の規定を準用する。

(準用)

第八条の十三の六 第八条の二の五の規定は法第十二条の二第三項後段の規定による届出について、第八条の二の六の規定は法第十二条の二第三項前段の規定による届出をした事業者について、第八条の二の七の規定は法第十二条の二第四項の規定による届出について準用する。この場合において、第八条の二の五第一項中「様式第二号の五」とあるのは「様式第二号の十一」と、同条第二項中「前条第一項第二号イ又はロ」と、第八条の二の六中「様式第二号の六」とあるのは「様式第二号の十二」と、第八条の二の七第一項中「様式第二号の四」とあるのは「様式第二号の十」と、同項第二号中「産業廃棄物」とあるのは「特別管理産業廃棄物」と、同号二中「積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限」とあるのは「特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限又は特別管理産業廃棄物に係る処分等のための保管上限」と読み替えるものとする。

(特別管理産業廃棄物の運搬を委託できる者)

第八条の十四 法第十二条の二第五項の環境省令で定める特別管理産

(特別管理産業廃棄物の運搬を委託できる者)

第八条の十四 法第十二条の二第三項の規定による環境省令で定める

業廃棄物の運搬を委託できる者は、次のとおりとする。

一〇四 (略)

(特別管理産業廃棄物の処分を委託できる者)

第八条の十五 法第十二条の二第五項の環境省令で定める特別管理産業廃棄物の処分を委託できる者は、次のとおりとする。

一〇四 (略)

(特別管理産業廃棄物の運搬又は処分等の委託契約書に添付すべき書面)

第八条の十六の二 第八条の四の規定は、令第六条の六第二号及び令第六条の十五第二号の規定によりその例によることとされる令第六条の二第四号の環境省令で定める書面について準用する。この場合において、第八条の四中「産業廃棄物」とあるのは「特別管理産業廃棄物」と、「第十条の二」とあるのは「第十条の十四」と、「第十条の六」とあるのは「第十条の十八」と読み替えるものとする。

(特別管理産業廃棄物の運搬又は処分等の委託契約に含まれるべき事項)

第八条の十六の三 第八条の四の二(第五号及び第六号ホに係る部分を除く。)の規定は、令第六条の六第二号及び令第六条の十五第二号の規定によりその例によることとされる令第六条の二第四号への環境省令で定める事項について準用する。この場合において、第八条の四の二第三号中「産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業」とあるのは「特別管理産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物処分業」と、同条第四号、第六号、第七号及び第九号中「産業廃棄物」とあるのは「特別管理産業廃棄物」と読み替えるものとする。

特別管理産業廃棄物の運搬を委託できる者は、次のとおりとする。

一〇四 (略)

(特別管理産業廃棄物の処分を委託できる者)

第八条の十五 法第十二条の二第三項の規定による環境省令で定める特別管理産業廃棄物の処分を委託できる者は、次のとおりとする。

一〇四 (略)

(特別管理産業廃棄物の運搬又は処分等の委託契約書に添付すべき書面)

第八条の十六の二 第八条の四の規定は、令第六条の六第二号及び令第六条の十五第二号の規定によりその例によることとされる令第六条の二第三号の環境省令で定める書面について準用する。この場合において、第八条の四中「産業廃棄物」とあるのは「特別管理産業廃棄物」と、「第十条の二」とあるのは「第十条の十四」と、「第十条の六」とあるのは「第十条の十八」と読み替えるものとする。

(特別管理産業廃棄物の運搬又は処分等の委託契約に含まれるべき事項)

第八条の十六の三 第八条の四の二(第五号及び第六号ホに係る部分を除く。)の規定は、令第六条の六第二号及び令第六条の十五第二号の規定によりその例によることとされる令第六条の二第三号への環境省令で定める事項について準用する。この場合において、第八条の四の二第三号中「産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業」とあるのは「特別管理産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物処分業」と、同条第四号、第六号、第七号及び第九号中「産業廃棄物」とあるのは「特別管理産業廃棄物」と読み替えるものとする。

(特別管理産業廃棄物の運搬又は処分等の委託契約書の保存期間)
第八条の十六の四 第八条の四の三の規定は、令第六条の六第二号及び令第六条の十五第二号の規定によりその例によることとされる令第六条の二第五号の環境省令で定める期間について準用する。

(特別管理産業廃棄物管理責任者の資格)

第八条の十七 法第十二条の二第九項の環境省令で定める資格は、次の各号に定める区分に従い、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一・二 (略)

(多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画)

第八条の十七の二 法第十二条の二第十項の環境省令で定める基準は、次に掲げる事項を記載した様式第二号の十三による計画書を当該年度の六月三十日までに提出することとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 計画期間

三 当該事業場において現に行っている事業に関する事項

四 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

五 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

六 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

七 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

八 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

九 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

十 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

(特別管理産業廃棄物の運搬又は処分等の委託契約書の保存期間)
第八条の十六の四 第八条の四の三の規定は、令第六条の六第二号及び令第六条の十五第二号の規定によりその例によることとされる令第六条の二第四号の環境省令で定める期間について準用する。

(特別管理産業廃棄物管理責任者の資格)

第八条の十七 法第十二条の二第七項の規定による環境省令で定める資格は、次の各号に定める区分に従い、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一・二 (略)

(多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画)

第八条の十七の二 法第十二条の二第八項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 当該事業場において現に行っている事業の概要を記載すること

二 次に掲げる事項を定めること。

イ 計画期間

ロ 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

ハ 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

ニ 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

ホ 特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

ヘ 特別管理産業廃棄物の処理に関する事項

ト 特別管理産業廃棄物を適正に処理するために講じようとする措置に関する事項

三 様式第二号の四による書面を添付すること。

(実施の状況の報告)

第八条の十七の三 法第十二条の第二十一項の規定による報告は、様式第二号の十四による報告書を翌年度の六月三十日までに提出することにより行うものとする。

(計画及び実施の状況の公表)

第八条の十七の四 法第十二条の第二十二項の規定による公表は、同条第十項の計画の提出又は同条第十一項の規定による報告を受けた後、速やかに、インターネットの利用により公表することにより行うものとする。

(特別管理産業廃棄物を生ずる事業者の帳簿記載事項等)

第八条の十八 法第十二条の第二十四項において準用する法第七条第十五項の環境省令で定める事業者の帳簿の記載事項は、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、次の表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

運搬	
1	当該特別管理産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地
2	運搬年月日
3	運搬方法及び運搬先ごとの運搬量
4	積替え又は保管を行った場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量

四 当該年度の六月三十日までに提出すること。

(実施の状況の報告)

第八条の十七の三 法第十二条の第二十九項の規定による報告は、様式第二号の五による報告書を翌年度の六月三十日までに提出することにより行うものとする。

(計画及び実施の状況の公表)

第八条の十七の四 法第十二条の第三十項の規定による公表は、同条第八項の計画及び同条第九項の規定による報告の内容を一年間公衆の縦覧に供することにより行うものとする。

(特別管理産業廃棄物を生ずる事業者の帳簿記載事項等)

第八条の十八 法第十二条の第三十二項において準用する法第七条第十五項の規定による環境省令で定める事業者の帳簿の記載事項は、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、次の表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

運搬	
1	運搬年月日
2	運搬方法及び運搬先ごとの運搬量
3	積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量

運搬の委託	
1	委託年月日
2	受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号
3	運搬先ごとの委託量

処分	1 当該特別管理産業廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地
	2 処分年月日
	3 処分方法ごとの処分量
	4 処分(埋立処分を除く。)後の廃棄物の持出先ごとの持出量

2 (略)

3 第二条の五第三項の規定は、法第十二条の二第十四項において準用する法第七条第十六項の規定による事業者の帳簿の保存について準用する。

(産業廃棄物管理票の交付を要しない場合)

第八条の十九 法第十二条の三第一項(法第十五条の四の七第二項において準用する場合を含む。以下同じ。)の環境省令で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 (略)
 - 二 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第三十六号)第二十条第二項の規定により国土交通大臣に届け出て廃油処理事業を行う港湾管理者又は漁港管理者(廃油(同法第十三条第十三号に規定する廃油をいう。以下この号及び第十一号において同じ。))の収集若しくは運搬又は処分を行う場合に限る。)に廃油の運搬又は処分を委託する場合
- 三十一 (略)

(産業廃棄物管理票の交付)

処分	1 処分年月日
	2 処分方法ごとの処分量
	3 処分(埋立処分を除く。)後の処分の委託
処分の委託	1 委託年月日
	2 受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号
	3 受託者ごとの委託の内容及び委託量

2 (略)

3 第二条の五第三項の規定は、法第十二条の二第十二項において準用する法第七条第十六項の規定による事業者の帳簿の保存について準用する。

(産業廃棄物管理票の交付を要しない場合)

第八条の十九 法第十二条の三第一項(法第十五条の四の六第二項において準用する場合を含む。以下同じ。)の環境省令で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 (略)
 - 二 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第三十六号)第二十条第二項の規定により国土交通大臣に届け出て廃油処理事業を行う港湾管理者又は漁港管理者(廃油(同法第十三条第十三号に規定する廃油をいう。以下この号及び第十号において同じ。))の収集若しくは運搬又は処分を行う場合に限る。)に廃油の運搬又は処分を委託する場合
- 三十一 (略)

(産業廃棄物管理票の交付)

第八条の二十 管理票の交付は、次により行うものとする。

一〇五 (略)

(管理票の記載事項)

第八条の二十一 (略)

2 管理票の様式は、様式第二号の十五によるものとする。

(管理票交付者が交付した管理票の写しの保存期間)

第八条の二十一の二 法第十二条の三第二項の環境省令で定める期間は、五年とする。

(運搬受託者の記載事項)

第八条の二十二 法第十二条の三第三項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一〇四 (略)

(運搬受託者の管理票交付者への送付期限)

第八条の二十三 法第十二条の三第三項の環境省令で定める期間は、運搬を終了した日から十日とする。

(処分受託者の記載事項)

第八条の二十四 法第十二条の三第四項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一〇四 (略)

第八条の二十 管理票の交付は、次により行うものとする。

一〇五 (略)

六 交付した管理票の控えを、運搬受託者(処分受託者がある場合には、処分受託者)から管理票の写しの送付があるまでの間保管すること。

(管理票の記載事項)

第八条の二十一 (略)

2 管理票の様式は、様式第二号の六によるものとする。

(運搬受託者の記載事項)

第八条の二十二 法第十二条の三第二項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一〇四 (略)

(運搬受託者の管理票交付者への送付期限)

第八条の二十三 法第十二条の三第二項の環境省令で定める期間は、運搬を終了した日から十日とする。

(処分受託者の記載事項)

第八条の二十四 法第十二条の三第三項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一〇四 (略)

(処分受託者の管理票交付者への送付期限)

第八条の二十五 法第十二条の三第四項の環境省令で定める期間は、処分を終了した日から十日とする。

(処分受託者の管理票交付者への管理票の写しの送付)

第八条の二十五の二 処分受託者は、法第十二条の三第四項前段若しくは第五項又は第十二条の五第五項の規定により最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付を受けたときは、法第十二条の三第一項の規定により交付された管理票又は同条第三項後段の規定により回付された管理票に最終処分が終了した旨、当該最終処分を行った場所の所在地及び当該最終処分が終了した年月日を記載するとともに、当該管理票に係る全ての間処理産業廃棄物について最終処分が適正に終了したことを確認の上、当該処分を委託した管理票交付者に当該管理票の写しを送付しなければならない。

(処分受託者の管理票交付者への送付期限)

第八条の二十五の三 法第十二条の三第五項の環境省令で定める期間は、十日とする。

(管理票交付者が送付を受けた管理票の写しの保存期間)

第八条の二十六 法第十二条の三第六項の環境省令で定める期間は、五年とする。

(管理票交付者の報告書)

第八条の二十七 法第十二条の三第七項の規定による管理票に関する報告書は、産業廃棄物を排出する事業場(同一の都道府県(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項に

(処分受託者の管理票交付者への送付期限)

第八条の二十五 法第十二条の三第三項の環境省令で定める期間は、処分を終了した日から十日とする。

(処分受託者の管理票交付者への管理票の写しの送付)

第八条の二十五の二 処分受託者は、法第十二条の三第三項前段若しくは第四項又は第十二条の五第五項の規定により最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付を受けたときは、法第十二条の三第一項の規定により交付された管理票又は同条第二項後段の規定により回付された管理票に最終処分が終了した旨、当該最終処分を行った場所の所在地及び当該最終処分が終了した年月日を記載するとともに、当該管理票に係る全ての間処理産業廃棄物について最終処分が適正に終了したことを確認の上、当該処分を委託した管理票交付者に当該管理票の写しを送付しなければならない。

(処分受託者の管理票交付者への送付期限)

第八条の二十五の三 法第十二条の三第四項の環境省令で定める期間は、十日とする。

(管理票交付者の管理票の写しの保存期間)

第八条の二十六 法第十二条の三第五項の環境省令で定める期間は、五年とする。

(管理票交付者の報告書)

第八条の二十七 法第十二条の三第六項の規定による管理票に関する報告書は、産業廃棄物を排出する事業場(同一の都道府県(令第二十七条に規定する市にあつては、市)の区域内に設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が二以上ある場合には、当該二

規定する中核市又は呉市、大牟田市若しくは佐世保市にあつては、市)の区域内に設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が二以上ある場合には、当該二以上の事業場を一の事業場とする。(ごとに、毎年六月三十日まで)に、その年の三月三十一日以前の一年間において交付した管理票の交付等の状況に關し、様式第三号により作成し、当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出するものとする。

(管理票の写しの送付を受けるまでの期間)

第八条の二十八 法第十二条の三第八項の環境省令で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 法第十二条の三第三項前段又は第四項前段の規定による管理票の写しの送付 管理票の交付の日から九十日(特別管理産業廃棄物に係る管理票にあつては、六十日)
- 二 法第十二条の三第五項又は第十二条の五第五項の規定による最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付 管理票の交付の日から百八十日

(管理票交付者が講ずべき措置)

第八条の二十九 管理票交付者は、法第十二条の三第八項に規定するときは、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずるとともに、次の表の上欄の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる報告期限までに、様式第四号による報告書を都道府県知事に提出するものとする。

区分	報告期限
区	

以上の事業場を一の事業場とする。(ごとに、毎年六月三十日まで)に、その年の三月三十一日以前の一年間において交付した管理票の交付等の状況に關し、様式第三号により作成し、当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出するものとする。

(管理票の写しの送付を受けるまでの期間)

第八条の二十八 法第十二条の三第七項の環境省令で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 法第十二条の三第二項前段又は第三項前段の規定による管理票の写しの送付 管理票の交付の日から九十日(特別管理産業廃棄物に係る管理票にあつては、六十日)
- 二 法第十二条の三第四項又は第十二条の五第五項の規定による最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付 管理票の交付の日から百八十日

(管理票交付者が講ずべき措置)

第八条の二十九 管理票交付者は、法第十二条の三第七項に規定するときは、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずるとともに、前条に規定する期間が経過した日から三十日以内に、様式第四号による報告書を都道府県知事に提出するものとする。

<p>前条に規定する期間内に法第十二条の三第三項から第五項まで又は第十二条の五第五項の規定による管理票の写しの送付を受けないとき</p>	<p>前条に規定する期間が経過した日から三十日以内</p>
<p>法第十二条の三第三項から第五項まで又は第十二条の五第五項の規定に規定する事項が記載されていない管理票の写しの送付を受けたとき</p>	<p>当該管理票の写しの送付を受けた日から三十日以内</p>
<p>虚偽の記載のある管理票の写しの送付を受けたとき</p>	<p>虚偽の記載のあることを知つた日から三十日以内</p>
<p>法第十四条第十三項又は第十四条の四第十三項の規定による通知を受けた場合において、産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者に引き渡した産業廃棄物（当該通知をした産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者にその運搬を委託したものに限る。）に係る法第十二条の三第三項の規定による管理票の写しの送付を受けないとき</p>	<p>当該通知を受けた日から三十日以内</p>
<p>法第十四条第十三項又は第十四条の四第十三項の規定による通知を受けた場合において、産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者若しくは特別管</p>	<p>当該通知を受けた日から三十日以内</p>

理産業廃棄物処分業者に引き渡した産業廃棄物（当該通知をした産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者にその処分を委託したものに限る。）に係る法第十二条の三第四項の規定による管理票の写しの送付を受けていないとき

（運搬受託者の管理票等の保存期間）

第八条の三十 法第十二条の三第九項の環境省令で定める期間は、五年とする。

（処分受託者の管理票の保存期間）

第八条の三十の二 法第十二条の三第十項の環境省令で定める期間は、五年とする。

（情報処理センターへの登録手続）

第八条の三十一の二 法第十二条の五第一項（法第十五条の四の七第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による情報処理センターへの登録は、次により行うものとする。

一～六 （略）

（処分受託者の情報処理センターへの報告）

第八条の三十四の二 処分受託者は、法第十二条の三第四項前段若しくは第五項又は第十二条の五第五項の規定により最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付を受けたときは、当該管理票に係る登録に係る全ての中間処理産業廃棄物について最終処分が適正に終了したことを確認の上、情報処理センターに最終処分を行った場所の所在地、当該最終処分が終了した年月日及び当該登録に係

（運搬受託者の管理票等の保存期間）

第八条の三十 法第十二条の三第八項の環境省令で定める期間は、五年とする。

（処分受託者の管理票の保存期間）

第八条の三十の二 法第十二条の三第九項の環境省令で定める期間は、五年とする。

（情報処理センターへの登録手続）

第八条の三十一の二 法第十二条の五第一項（法第十五条の四の六第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による情報処理センターへの登録は、次により行うものとする。

一～六 （略）

（処分受託者の情報処理センターへの報告）

第八条の三十四の二 処分受託者は、法第十二条の三第三項前段若しくは第四項又は第十二条の五第五項の規定により最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付を受けたときは、当該管理票に係る登録に係るすべての中間処理産業廃棄物について最終処分が適正に終了したことを確認の上、情報処理センターに最終処分を行った場所の所在地、当該最終処分が終了した年月日及び当該登録に係

る登録番号を報告しなければならない。

(処分受託者の管理票交付者への管理票の写しの送付)

第八条の三十四の五 処分受託者は、法第十二条の五第五項に規定する場合には、法第十二条の三第一項の規定により交付された管理票又は同条第三項後段の規定により回付された管理票に最終処分が終了した旨、当該最終処分を行った場所の所在地及び当該最終処分が終了した年月日を記載するとともに、当該管理票に係る全ての中間処理産業廃棄物について最終処分が適正に終了したことを確認の上、当該処分を委託した管理票交付者に当該管理票の写しを送付しなければならない。

(電子情報処理組織使用事業者が講ずべき措置)

第八条の三十八 電子情報処理組織使用事業者は、法第十二条の五第十項に規定するときは、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずるとともに、次の表の上欄の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる報告期限までに、様式第五号による報告書を都道府県知事に提出するものとする。

区 分		報告期限
法第十二条の五第九項の規定による通知を受けたとき		前条に規定する期間が経過した日から三十日以内
法第十二条の五第四項の規定により通知を受けた同条第二項又は第三項の規定による報告が虚偽の	虚偽の内容を含むことを知った	

係る登録番号を報告しなければならない。

(処分受託者の管理票交付者への管理票の写しの送付)

第八条の三十四の五 処分受託者は、法第十二条の五第五項に規定する場合には、法第十二条の三第一項の規定により交付された管理票又は同条第二項後段の規定により回付された管理票に最終処分が終了した旨、当該最終処分を行った場所の所在地及び当該最終処分が終了した年月日を記載するとともに、当該管理票に係るすべての中間処理産業廃棄物について最終処分が適正に終了したことを確認の上、当該処分を委託した管理票交付者に当該管理票の写しを送付しなければならない。

(電子情報処理組織使用事業者が講ずべき措置)

第八条の三十八 電子情報処理組織使用事業者は、法第十二条の五第十項に規定するときは、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずるとともに、前条に規定する期間が経過した日から三十日以内に、様式第五号による報告書を都道府県知事に提出するものとする。

<p>内容を含むとき</p>	<p>日から三十日以内</p>
<p>法第十四条第十三項又は第十四条の四第十三項の規定による通知を受けた場合において、第十二条の五第四項の規定による第十二条の五第一項の報告に係る産業廃棄物（当該通知をした産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者にその運搬を委託したものに限る。）の運搬が終了した旨の通知を受けていないとき</p>	<p>法第十四条第十三項又は第十四条の四第十三項の規定による通知を受けた日から三十日以内</p>
<p>法第十四条第十三項又は第十四条の四第十三項の規定による通知を受けた場合において、第十二条の五第四項の規定による第十二条の五第一項の報告に係る産業廃棄物（当該通知をした産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者にその処分を委託したものに限る。）の処分が終了した旨の通知を受けていないとき</p>	<p>法第十四条第十三項又は第十四条の四第十三項の規定による通知を受けた日から三十日以内</p>

（産業廃棄物収集運搬業の許可の申請）
 第九条の二 法第十四条第一項の規定により産業廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第六号による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一～三 (略)

（産業廃棄物収集運搬業の許可の申請）
 第九条の二 法第十四条第一項の規定により産業廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第六号による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一～三 (略)

四 他に産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可を受けている場合にあつては、当該許可に係る許可番号（許可を申請している場合にあつては、申請年月日）

四・五 (略)

六 他に法第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の許可を受けている場合にあっては、これらの許可に係る許可番号（これらの許可の申請をしている場合にあっては、申請年月日）

七 (略)

八 申請者が法人である場合には、役員の氏名及び住所

九・十 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

一〇五 (略)

六 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

七〇十一 (略)

十二 申請者が法人である場合には、役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

十三・十四 (略)

十五 申請者が令第六条の九第二号に掲げる者に該当するものとして法第十四条第二項の許可の更新を受けようとする者である場合には、次条第一号に掲げる基準に適合することを誓約する書面並びに同条第二号から第四号まで及び第七号に掲げる基準に適合することを証する書類

3 都道府県知事は、申請者が次条各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項第一号及び第六号に掲げる書類並びに同項第八号に掲げる書類のうち定款又は寄附行為（

五・六 (略)

七 (略)

八 申請者が法人である場合には、法第十四条第五項第二号に規定する役員の氏名及び住所

九・十 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

一〇五 (略)

六 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

七〇十一 (略)

十二 申請者が法人である場合には、法第十四条第五項第二号に規定する役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

十三・十四 (略)

3 都道府県知事は、申請者が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項第一号、第四号、第六号及び第八号に掲げる書類（申請者が個人である場合には、同項第一

申請者が個人である場合には、同項第一号に掲げる書類の添付を要しないものとするができる。

<p>号及び第四号に掲げる書類)の添付を要しないものとするができる。</p> <p>一 不利益処分を受け、その不利益処分のあつた日から五年を経過しない者に該当せず、かつ、当該申請の際直前の五年以上にわたり法第十四条第一項の許可を受けて産業廃棄物の収集又は運搬を業としての確に行っていること。</p> <p>二 次表の上欄に掲げる事項に係る情報について、当該申請の際直前の五年以上にわたり、インターネットを利用する方法により公開し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従つて更新していること。</p>	<p>公開事項</p> <p>イ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名</p> <p>ロ 申請者が法人である場合には、法第十四条第二号二に規定する役員(申請者に令第六の十に規定する使用人がある場合には、そのを含む。第十条の四第三項第二号表ロにおいて同じ。)の氏名及び就任年月日</p> <p>ハ 申請者が法人である場合には、法人の名称、立年月日、資本金又は出資金及び事業(他に業廃棄物収集運搬業の許可を受けている場合あつては、当該許可に係るものを含む。以下の表において同じ。)の内容(法人の名称、本金若しくは出資金又は事業</p>	<p>更新すべき場合</p> <p>変更の都度</p> <p>変更の都度</p> <p>変更の都度</p>
---	---	---

<p>の内容を変更し場合にあつては、当該変更に係る履歴を明らかにするものとする。第十条の四第三項第二号ハにおいて同じ。）</p>	
<p>ニ 申請者が個人である場合には、事業の内容（業の内容を変更した場合にあつては、当該変に係る履歴を明らかにするものとする。第十の四第三項第二号表ニにおいて同じ。）</p>	<p>変更の都度</p>
<p>ホ 事業計画（他に産業廃棄物収集運搬業の許可受けている場合にあつては、当該許可に係る業に関するものを含む。）の概要</p>	<p>変更の都度</p>
<p>ヘ 第十条の二に規定する許可証の記載事項</p>	<p>変更の都度</p>
<p>ト 事業の用に供する施設の種類、処理能力並びに処理方式、構造及び設備の概要</p>	<p>変更の都度</p>
<p>チ 直前一年間（情報をインターネットにより公又は更新する日の属する月の前々月以前一年をいう。第十条の四第三項第二号表又及びルにおいて同じ。）の各月の受入量及び運搬方法との運搬量（産業廃棄物の種類ごとに算出するものとする。）</p>	<p>六月ごとに一回</p>
<p>リ 申請者が法人である場合には、直前三年の各業年度における貸借対照表及び損益計</p>	<p>一年ごとに一回</p>

算書	又 事業者がその産業廃棄物の運搬を申請者に委するに当たつて支払う料金を提示する方法	変更の都度
ル 業務を所掌する組織及び人員配置を明確にした図	変更の都度（人員配置については一年ごとに一回）	
ヲ 産業廃棄物の処理その他環境保全に係る技術に関する資格の種類ごとの当該資格を取得した者の数	変更の都度	
ワ 産業廃棄物の処理に係る講習会の課程を修了した者の数（当該講習会の名称及び実施者並びに修了日ごとに算出するものとし、修了番号を与える講習会を修了した場合に付与された了番号を記載するものとする。第十条の四第項第二号表タにおいて同じ。）	変更の都度	
カ 事業の実施に関し生活環境の保全上利害関係有する者に対する事業場の公開の有無（公開している場合には、公開の頻度）	変更の都度	

三 事業活動に係る環境配慮の取組が、その体制及び手続に係る標

4 申請者は、直前の事業年度（申請者が令第六条の九第二号に掲げる者に該当するものとして法第十四条第二項の許可の更新を受けようとする者である場合にあつては、直前の二事業年度）に係る有価証券報告書を作成しているときは、第二項第六号及び第八号に掲げる書類に代えて、当該有価証券報告書を申請書に添付することができる。

5 都道府県知事は、申請者が法第十四条第一項若しくは第六項、第十四条の二第一項、第十四条の四第一項若しくは第六項、第十四条の五第一項、第十五条第一項又は第十五条の二の六第一項の規定による許可（平成十二年十月一日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して五年を経過しないもの（この項（第十条の九第二項、第十条の十二第二項及び第十条の二十二第二項において準用する場合を含む。）、第十条の四第五項（第十条の九第三項、第十条の十六第二項及び第十条の二十二第三項において準用する場合を含む。）及び第十一条第八項（第十二条の九第四項、第十二条の十一の十二第三項、第十二条の十一の十三第三項及び第十二条の十二第三項において準用する場合を含む。）の規定により別に受けた許可に係る許可証を提出して受けた許可を除く。）に限る。）を受けている場合は、第二項の規定にかかわらず、同項第九号から第十四号までに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可に係る許可証（許可の更新の申請の場合にあつては、当該許可に係るものを除く。）を提出させることができる。

6
(略)

（産業廃棄物収集運搬業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準）

進的な規格等に適合していることについて、環境大臣が定める認証制度により認められていること。

4 申請者は、直前の事業年度に係る有価証券報告書を作成しているときは、第二項第六号及び第八号に掲げる書類に代えて、当該有価証券報告書を申請書に添付することができる。

5 都道府県知事は、申請者が法第十四条第一項若しくは第六項、第十四条の二第一項、第十四条の四第一項若しくは第六項、第十四条の五第一項、第十五条第一項又は第十五条の二の五第一項の規定による許可（平成十二年十月一日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して五年を経過しないもの（この項（第十条の九第二項、第十条の十二第二項及び第十条の二十二第二項において準用する場合を含む。）、第十条の四第五項（第十条の九第三項、第十条の十六第二項及び第十条の二十二第三項において準用する場合を含む。）及び第十一条第八項（第十二条の九第四項、第十二条の十一の四第三項、第十二条の十一の五第三項及び第十二条の十二第三項において準用する場合を含む。）の規定により別に受けた許可に係る許可証を提出して受けた許可を除く。）に限る。）を受けている場合は、第二項の規定にかかわらず、同項第九号から第十四号までに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可に係る許可証（許可の更新の申請の場合にあつては、当該許可に係るものを除く。）を提出させることができる。

6
(略)

第九条の三 令第六条の九第二号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 従前の法第十四条第一項の許可に係る許可の有効期間（同条第三項に規定する許可の有効期間をいう。）において特定不利益処分（次に掲げる不利益処分をいう。以下同じ。）を受けていないこと。

イ 法第七条の三、第九条の二、第十四条の三（法第十四条の六において準用する場合を含む。）、第十五条の二の七、第十九条の三、第十九条の四第一項、第十九条の四の二第一項、第十九条の五第一項又は第十九条の六第一項の規定による命令

ロ 法第九条の二の二第一項若しくは第二項又は第十五条の三の規定による許可の取消し

ハ 法第九条の八第九項（法第十五条の四の二第三項において準用する場合を含む。）、第九条の九第十項（法第十五条の四の三第三項において準用する場合を含む。）又は第九条の十第七項（法第十五条の四の四第三項において準用する場合を含む。）の規定による認定の取消し

二 次表の上欄に掲げる事項に係る情報について、当該許可の更新の申請の日前六月間（申請者が令第六条の九第二号に掲げる者である場合にあつては従前の法第十四条第一項の許可を受けた日から当該申請の日までの間）、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従つて更新していること。

公表事項	更新すべき場合
イ 申請者が法人である場合には、当該法人に関する次に掲げる事項（1）、（4）又は（6）に	変更の都度（5）に掲げる事項に

<p>二 申請者が受けている法第十四条第一項若</p>	<p>ハ 事業計画（他に法第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の許可を受けている場合にあつては、これらの許可に係る事業に関するものを含む。）の概要</p>	<p>ロ 申請者が個人である場合には、氏名、住所及び事業の内容（事業の内容を変更した場合にあつては、当該変更に係る履歴を含む。）</p>	<p>掲げる事項を変更した場合にあつては、当該変更に係る履歴を含む。）</p> <p>(1) 名称</p> <p>(2) 事務所又は事業場の所在地</p> <p>(3) 設立年月日</p> <p>(4) 資本金又は出資金</p> <p>(5) 代表者、役員及び令第六条の十に規定する使用人（以下「代表者等」という。）の氏名及び就任年月日</p> <p>(6) 事業（他に法第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の許可を受けている場合にあつては、これらの許可に係るものを含む。以下この表及び第八号において同じ。）の内容</p>
<p>変更の都度</p>	<p>変更の都度</p>	<p>変更の都度</p>	<p>つては一年に一回以上</p>

<p>しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の許可（他にこれらの許可を受けている場合にあつては、当該許可を含む。）に係る第十条の二若しくは第十条の六又は第十条の十四若しくは第十条の十八に規定する許可証の写し</p>	<p>ホ 事業の用に供する施設に関する次に掲げる事項</p> <p>(1) 運搬施設の種類及び数量並びに運搬車に係る低公害車の導入の状況</p> <p>(2) 積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所ごとの所在地、面積、積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合には、その旨を含む。）及び積替えのための保管上限</p>	<p>変更の都度（1）に掲げる事項については一年に一回以上</p>
<p>ヘ 情報をインターネットを利用する方法により公表する日（当該情報を更新する場合にあつては、更新する日。以下「情報公表日」という。）の属する月の前々月までの三年間（以下「直前三年間」という。）の各月において事業者から引渡しを受けた産業廃棄物に関する次に掲げる事項</p> <p>(1) 産業廃棄物の種類ごとの受入量</p> <p>(2) 産業廃棄物の種類ごと及び運搬方法ごとの運搬量</p>	<p>一年に一回以上</p>	

ト 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表	一年に一回以上
チ 事業者がその産業廃棄物の処分を申請者に委託するに当たつて支払う料金を提示する方法	変更の都度
リ 業務を所掌する組織及び人員配置	変更の都度（人員配置については一年に一回以上）
ヌ 事業の実施に関し生活環境の保全上利害関係を有する者に対する事業場の公開の有無及び公開している場合にあつては公開の頻度	変更の都度

三| その事業活動に係る環境配慮の状況が国際標準化機構が定めた規格第一四〇〇一号に適合している旨の認証を受けていること又はその事業活動に係る環境配慮の状況について財団法人地球環境戦略研究機関（平成十年三月三十一日に財団法人地球環境戦略研究機関という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）による認証を受けていること。

四| その使用に係る入出力装置が情報処理センターの使用に係る電

子計算機（入出力装置を含む。）と電気通信回線で接続されていること。

五 直前三年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における貸借対照表上の純資産の額を当該貸借対照表上の純資産の額及び負債の額の合計額で除して得た値（以下「自己資本比率」という。）が百分の十以上であること。

六 直前三年の各事業年度における損益計算書上の経常利益金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額（以下「経常利益金額等」という。）の平均額が零を超えること。

七 法人税等（法人税、消費税、住民税（道府県民税、市町村民税、都民税及び特別区民税をいう。）、事業税、地方消費税、不動産取得税、固定資産税、事業所税及び都市計画税、社会保険料（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十四条第二項に規定する社会保険料をいう。）並びに労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十条第二項に規定する労働保険料をいう。）をいう。以下同じ。）を滞納していないこと。

八 事業の用に供する特定廃棄物最終処分場（特定一般廃棄物最終処分場及び特定産業廃棄物最終処分場（法第十五条の二の四において読み替えて準用する法第八条の五第一項に規定する特定産業廃棄物最終処分場をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）について積み立てるべき維持管理積立金の積立てをしていること。

（産業廃棄物収集運搬業の許可証）

第十条の二 都道府県知事は、法第十四条第一項の規定により産業廃棄物収集運搬業の許可をしたとき、又は法第十四条の二第一項の規定により当該事業の範囲の変更の許可をしたときは、様式第七号（令第六条の九第二号に掲げる者にあつては、様式第七号の二）によ

（産業廃棄物収集運搬業の許可証）

第十条の二 都道府県知事は、法第十四条第一項の規定により産業廃棄物収集運搬業の許可をしたとき、又は法第十四条の二第一項の規定により当該事業の範囲の変更の許可をしたときは、様式第七号による許可証を交付しなければならない。

る許可証を交付しなければならない。

(産業廃棄物処分業の許可の申請)

第十条の四 法第十四条第六項の規定により産業廃棄物処分業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第八号による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一〇三 (略)

四 事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び

処理能力(当該施設が産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、埋立地(産業廃棄物の埋立処分用に供される場所をいう。次条、第十条の十六の二、第十二条の七の八、第十二条の七の十三、第十二条の三十一から第十二条の三十五まで、第十二条の三十七及び第十二条の四十を除き、以下同じ。)の面積及び埋立容量。第十二条の十二の二十五第一項第八号並びに第十七条第二項第一号及び第二号を除き、以下同じ。)

五〇七 (略)

八 他に法第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の許可を受けている場合にあつては、これらの許可に係る許可番号(これらの許可の申請をしている場合にあつては、申請年月日

九 (略)

二 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一〇八 (略)

九 申請者が令第六条の十一第二号に掲げる者に該当するものとし

(産業廃棄物処分業の許可の申請)

第十条の四 法第十四条第六項の規定により産業廃棄物処分業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第八号による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一〇三 (略)

四 他に産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可を受けている場合にあつては、当該許可に係る許可番号(許可を申請している場合にあつては、申請年月日)

五 事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び

処理能力(当該施設が産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、埋立地(産業廃棄物の埋立処分用に供される場所をいう。第十二条の三十一から第十二条の三十五まで、第十二条の三十七及び第十二条の四十を除き、以下同じ。)の面積及び埋立容量。第十二条の十二の二十五第一項第八号並びに第十七条第二項第一号及び第二号を除き、以下同じ。)

六〇八 (略)

九 (略)

二 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一〇八 (略)

て法第十四条第七項の許可の更新を受けようとする者である場合には、次条第一号に掲げる基準に適合することを誓約する書面並びに同条第二号から第四号まで及び第七号に掲げる基準に適合することを証する書類

3 都道府県知事は、申請者が次条各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項第一号及び第四号に掲げる書類並びに同項第八号に掲げる書類（第九条の二第二項第六号に掲げる書類及び同項第八号に掲げる書類のうち定款又は寄附行為に限る。）（申請者が個人である場合には、前項第一号及び第四号に掲げる書類）の添付を要しないものとすることができる。

3 都道府県知事は、申請者が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項第一号、第四号及び第六号に掲げる書類並びに第八号に掲げる書類のうち第九条の二第二項第六号及び第八号に掲げる書類（申請者が個人である場合には、前項第一号、第四号及び第六号に掲げる書類）の添付を要しないものとすることができる。

一 不利益処分を受け、その不利益処分があつた日から五年を経過しない者に該当せず、かつ、当該申請の際直前の五年以上にわたる法第十四条第六項の許可を受けて産業廃棄物の処分を業としての確に行つてゐること。

二 次表の上欄に掲げる事項に係る情報について、当該申請の際直前の五年以上にわたり、インターネットを利用する方法により公開し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従つて更新していること。

公開事項	更新すべき場合
イ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	変更の都度
ロ 申請者が法人である場合には、法第十四条第五項第二号ニに規定する役員の氏名及び就任年月日	変更の都度

<p>ハ 申請者が法人である場合には、法人の名称、設立年月日、資本金又は出資金及び事業（他に産業廃棄物処分業の許可を受けている場合にあつては、当該許可に係るものを含む。以下この表において同じ。）の内容</p>	<p>変更の都度</p>
<p>ニ 申請者が個人である場合には、事業の内容</p>	<p>変更の都度</p>
<p>ホ 事業計画（他に産業廃棄物処分業の許可を受けている場合にあつては、当該許可に係る事業に関するものを含む。）の概要</p>	<p>変更の都度</p>
<p>ヘ 第十条の六に規定する許可証の記載事項</p>	<p>変更の都度</p>
<p>ト 事業の用に供する施設の種類、当該施設において処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、設置場所、設置年月日、処理能力並びに処理方式、構造及び設備の概要</p>	<p>変更の都度</p>
<p>チ 事業場の処理工程図</p>	<p>六月ごとに一回</p>
<p>リ 当該申請に係る産業廃棄物の種類ごとの最終処分が終了するまでの一連の処理の行程（処理を委託する場合は、委託した処理</p>	<p>変更の都度</p>

<p>の内容、受託者の氏名又は名称並びに事業場の名称及びその所在地を含み、石綿含有産業廃棄物を受け入れる場合は、石綿含有産業廃棄物に係るこれらの事項を含む。）</p>	<p>又 直前一年間の各月の受入量、処分方法ごとの処分量並びに処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の産業廃棄物の持出先及び各持出先における処分方法ごとの処分量（産業廃棄物の種類ごとに算出し、石綿含有産業廃棄物に係るものについては別に算出するものとする。）</p>	<p>六月ごとに一回</p>
<p>ル 令第七条の二に掲げる産業廃棄物処理施設（他に産業廃棄物処分量の許可を受けている場合にあつては、当該許可に係る事業の用に供するものを含む。）を設置している場合には、直前一年間の法第十五条の二の三において準用する法第八条の四の規定による記録（第十二条の七の三第一号及び二、第二号ハ及びニ、第三号ハ及びニ、第三号の二ハからヘまで、第四号ハからホまで、第五号ロからヘまで、第六号ロからヘまで並びに第七号ロからチまでに掲げる事項に係る記録に限る。）</p>	<p>六月ごとに一回</p>	
<p>ヲ 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表及び損益</p>	<p>一年ごとに一回</p>	

4 申請者は、直前の事業年度（申請者が令第六条の十一第二号に掲げる者に該当するものとして法第十四条第七項の許可の更新を受けようとする者である場合にあつては、直前の二事業年度）に係る有

計算書	ワ 事業者がその産業廃棄物の処分を申請者に委託するに当たつて支払う料金を提示する方法	変更の都度
カ 業務を所掌する組織及び人員配置を明確にした図	変更の都度（人員配置については一年ごとに一回）	
コ 産業廃棄物の処理その他環境保全に係る技術に関する資格の種類ごとの当該資格を取得した者の数	変更の都度	
タ 産業廃棄物の処理に係る講習会の課程を修了した者の数	変更の都度	
レ 事業の実施に関し生活環境の保全上利害関係を有する者に対する事業場の公開の有無（公開している場合には、公開の頻度）	変更の都度	
<p>4 申請者は、直前の事業年度に係る有価証券報告書を作成しているときは、第二項第八号に掲げる書類のうち第九条の二第二項第六号及び第八号に掲げるものに代えて、当該有価証券報告書を申請書に</p> <p>三 事業活動に係る環境配慮の取組が、その体制及び手続に係る標準的な規格等に適合していることについて、環境大臣が定める認証制度により認められていること。</p>		

価証券報告書を作成しているときは、第二項第六号及び第八号に掲げるものに代えて、当該有価証券報告書を申請書に添付することができる。

5 都道府県知事は、申請者が法第十四条第一項若しくは第六項、第十四条の二第一項、第十四条の四第一項若しくは第六項、第十四条の五第一項、第十五条第一項又は第十五条の二の六第一項の規定による許可（平成十二年十月一日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して五年を経過しないもの（第九条の二第五項（第十条の九第二項、第十条の十二第二項及び第十条の二十二第二項において準用する場合を含む。））、この項（第十条の九第三項、第十条の十六第二項及び第十条の二十二第三項において準用する場合を含む。）及び第十一条第八項（第十二条の九第四項、第十二条の十一の十二第三項、第十二条の十一の十三第三項及び第十二条の十二第三項において準用する場合を含む。）の規定により別に受けた許可に係る許可証を提出して受けた許可を除く。）に限る。）を受けている場合は、第二項の規定にかかわらず、同項第八号に掲げる書類のうち第九条の二第二項第九号から第十四号までに掲げるものの全部又は一部に代えて、当該許可に係る許可証（許可の更新の申請の場合にあつては、当該許可に係るものを除く。）を提出させることができる。

6 (略)

(産業廃棄物処分業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準)

第十条の四の二 令第六条の十一第二号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 従前の法第十四条第六項の許可に係る許可の有効期間（同条第八項に規定する許可の有効期間をいう。）において特定不利益処

添付することができる。

5 都道府県知事は、申請者が法第十四条第一項若しくは第六項、第十四条の二第一項、第十四条の四第一項若しくは第六項、第十四条の五第一項、第十五条第一項又は第十五条の二の五第一項の規定による許可（平成十二年十月一日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して五年を経過しないもの（第九条の二第五項（第十条の九第二項、第十条の十二第二項及び第十条の二十二第二項において準用する場合を含む。））、この項（第十条の九第三項、第十条の十六第二項及び第十条の二十二第三項において準用する場合を含む。）及び第十一条第八項（第十二条の九第四項、第十二条の十一の四第三項、第十二条の十一の五第三項及び第十二条の十二第三項において準用する場合を含む。）の規定により別に受けた許可に係る許可証を提出して受けた許可を除く。）に限る。）を受けている場合は、第二項の規定にかかわらず、同項第八号に掲げる書類のうち第九条の二第二項第九号から第十四号までに掲げるものの全部又は一部に代えて、当該許可に係る許可証（許可の更新の申請の場合にあつては、当該許可に係るものを除く。）を提出させることができる。

6 (略)

分を受けていないこと。

二 次表の上欄に掲げる事項に係る情報について、当該許可の更新の申請の日前六月間（申請者が令第六条の十一第二号に掲げる者である場合にあつては従前の法第十四条第六項の許可を受けた日から当該申請の日までの間）、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従つて更新していること。

公表事項	更新すべき場合
<p>イ 申請者が法人である場合には、当該法人に関する次に掲げる事項（1）、（4）又は（6）に掲げる事項を変更した場合にあつては、当該変更に係る履歴を含む。）</p> <p>(1) 名称</p> <p>(2) 事務所又は事業場の所在地</p> <p>(3) 設立年月日</p> <p>(4) 資本金又は出資金</p> <p>(5) 代表者等の氏名及び就任年月日</p> <p>(6) 事業（他に法第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の許可を受けている場合にあつては、これらの許可に係るものを含む。以下この表及び第八号において同じ。）の内容</p>	<p>変更の都度（5）に掲げる事項については一年に一回以上）</p>
ロ 申請者が個人である場合には、氏名、住所及び事業の内容（事業の内容を変更した	変更の都度

<p>場合にあつては、当該変更に係る履歴を含む。）</p>	<p>ハ 事業計画（他に法第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の許可を受けている場合にあつては、これらの許可に係る事業に関するものを含む。）の概要</p>	<p>ニ 申請者が受けている法第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の許可（他にこれらの許可を受けている場合にあつては、当該許可を含む。）に係る第十条の二若しくは第十条の六又は第十条の十四若しくは第十条の十八に規定する許可証の写し</p>	<p>ホ 事業の用に供する産業廃棄物の処理施設に関する当該施設ごとの次に掲げる事項</p> <p>(1) 設置場所</p> <p>(2) 設置年月日</p> <p>(3) 当該施設の種類</p> <p>(4) 当該施設において処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）</p> <p>(5) 処理能力（当該施設が産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、埋立地</p>
	<p>変更の都度</p>	<p>変更の都度</p>	<p>変更の都度</p>

<p>(6) 面積及び埋立容量 処理方式 構造及び設備の概要</p> <p>(7) 当該施設について産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、当該許可に係る第十二条の五に規定する許可証の写し</p>	<p>事業の用に供する産業廃棄物の処理施設が設置されている事業場ごとの産業廃棄物の処理工程図</p>	<p>変更の都度</p>
<p>ト 情報公表日の属する月の前々月までの一年間（以下「直前一年間」という。）において事業者から引渡しを受けた産業廃棄物の最終処分が終了するまでの一連の処理の行程（次に掲げる事項を含み、当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、石綿含有産業廃棄物に係るこれらの事項を含む。）</p> <p>(1) 当該産業廃棄物の種類ごとの受入量</p> <p>(2) 当該産業廃棄物の処分方法ごとの処分量</p> <p>(3) 情報公表日の属する月の前々月の末日における当該産業廃棄物の保管量</p> <p>(4) 当該産業廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の産業廃棄物の持出先ごとの持出量及び当該持出先に</p>	<p>一年に一回以上</p>	

<p>おける当該産業廃棄物の処分方法</p> <p>(5) 当該産業廃棄物を再生することにより得た物の持出先ごとの持出量及び当該持出先における当該物の利用方法</p>	<p>チ 直前三年間の各月において事業者から引渡しを受けた産業廃棄物に関する次に掲げる事項（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、当該石綿含有産業廃棄物に係るこれらの事項を含む。）</p> <p>(1) 当該産業廃棄物の種類ごとの受入量</p> <p>(2) 当該産業廃棄物の種類ごと及び処分方法ごとの処分量</p> <p>(3) 当該産業廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の産業廃棄物の持出先ごと及び処分方法ごとの処分量</p>	<p>一年に一回以上</p>
<p>リ 直前三年間の事業の用に供する産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報（次の(1)から(8)までに掲げる当該施設の種類に応じ、当該(1)から(8)までに定める事項に限る。）</p> <p>(1) 令第七条第三号、第五号、第八号、第十二号及び第十三号の二に掲げる施設（ガス化改質方式の焼却施設及び電気炉等を用いた焼却施設を除く。） 第十二条の七の二第一号ハ及びニに掲げる事項</p> <p>(2) 令第七条第三号、第五号、第八号及び</p>	<p>一年に一回以上</p>	

<p>第十三号の二に掲げる施設（ガス化改質方式の焼却施設に限る。） 第十二条の七の二第二号ハ及びニに掲げる事項</p> <p>(3) 令第七条第三号、第五号、第八号、第十二号及び第十三号の二に掲げる施設（電気炉等を用いた焼却施設に限る。） 第十二条の七の二第三号ハ及びニに掲げる事項</p> <p>(4) 令第七条第十一号の二に掲げる施設 第十二条の七の二第四号ハからへまでに掲げる事項</p> <p>(5) 令第七条第十二号の二及び第十三号に掲げる施設 第十二条の七の二第五号ハからホまでに掲げる事項</p> <p>(6) 令第七条第十四号イに掲げる施設 第十二条の七の二第六号ロからへまでに掲げる事項</p> <p>(7) 令第七条第十四号ロに掲げる施設 第十二条の七の二第七号ロからへまでに掲げる事項</p> <p>(8) 令第七条第十四号ハに掲げる施設 第十二条の七の二第八号ロからりまでに掲げる事項</p>	<p>又 直前三年間の各月における事業の用に供する産業廃棄物の焼却施設ごとの熱回収により得られた熱量（当該熱の全部又は一部を電気に変換した場合には、当該電</p>
	<p>一年に一回以上</p>

<p>気_レの量及び当該熱量から電_レ気に変換された熱量を減じて得た熱量) 及び当該焼却施設において熱回収がされた産業廃棄物の量</p>	
<p>ル_レ 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表</p>	<p>一年に一回以上</p>
<p>ヲ_レ 事業者がその産業廃棄物の処分を申請者に委託するに当たつて支払う料金を提示する方法</p>	<p>変更の都度</p>
<p>ワ_レ 業務を所掌する組織及び人員配置</p>	<p>変更の都度(人員配置については一年に一回以上)</p>
<p>カ_レ 事業の実施に関し生活環境の保全上利害関係を有する者に対する事業場の公開の有無及び公開している場合にあつては公開の頻度</p>	<p>変更の都度</p>

三) その事業活動に係る環境配慮の状況が国際標準化機構が定めた規格第一四〇〇一号に適合している旨の認証を受けていること又はその事業活動に係る環境配慮の状況について財団法人地球環境戦略研究機関による認証を受けていること。

四) その使用に係る入出力装置が情報処理センターの使用に係る電

子計算機（入出力装置を含む。）と電気通信回線で接続されていること。

五 直前三年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が百分の十以上であること。

六 直前三年の各事業年度における経常利益金額等の平均額が零を超えること。

七 法人税等を滞納していないこと。

八 事業の用に供する特定廃棄物最終処分場について積み立てるべき維持管理積立金の積立てをしていること。

（産業廃棄物処分業の許可証）

第十条の六 都道府県知事は、法第十四条第六項の規定により産業廃棄物処分業の許可をしたとき、又は法第十四条の二第一項の規定により当該事業の範囲の変更の許可をしたときは、様式第九号（令第六条の十一第二号に掲げる者にあつては、様式第九号の二）による許可証を交付しなければならない。

（産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難となる事由）

第十条の六の二 法第十四条第十三項の環境省令で定める事由は、次のとおりとする。

一 事業の用に供する産業廃棄物の処理施設において破損その他の事故が発生し、当該処理施設を使用することができないことにより、当該処理施設において保管する産業廃棄物の数量が処分等のための保管上限に達したこと。

二 産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分全部又は一部を廃止したことにより、現に委託を受けている産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分がその事業の範囲に含まれないこととなつたこと。

（産業廃棄物処分業の許可証）

第十条の六 都道府県知事は、法第十四条第六項の規定により産業廃棄物処分業の許可をしたとき、又は法第十四条の二第一項の規定により当該事業の範囲の変更の許可をしたときは、様式第九号による許可証を交付しなければならない。

三 事業の用に供する産業廃棄物処理施設を廃止し、又は休止したことにより、現に委託を受けている産業廃棄物の処分を行うことができなくなつたこと。

四 事業の用に供する産業廃棄物処理施設である産業廃棄物の最終処分場に係る埋立処分が終了したことにより、現に委託を受けている産業廃棄物の埋立処分を行うことができなくなつたこと。

五 法第十四条第五項第二号イ（法第七条第五項第四号トに係るものを除く。）又は第十四条第五項第二号ハからホまで（法第七条第五項第四号ト又は第十四条第五項第二号ロに係るものを除く。）に該当するに至つたこと。

六 法第十四条の三の規定による命令を受けたこと。

七 産業廃棄物処理施設を設置している場合において、法第十五条の三の規定による許可の取消しを受けたこと。

八 産業廃棄物処理施設を設置している場合において、法第十五条の二の七、第十九条の三又は第十九条の五第一項の規定による命令を受け、当該処理施設を使用することができないことにより、当該処理施設において保管する産業廃棄物の数量が処分等のための保管上限に達したこと。

（法第十四条第十三項の規定による通知の手続）

第十条の六の三 法第十四条第十三項の規定による通知は、前条各号に掲げる事由が生じた日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した書面を送付しなければならない。

一 産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、代表者の氏名

二 前条各号に掲げる事由が生じた年月日及び当該事由の内容

（通知の写しの保存期間）

第十条の六の四 法第十四条第十四項の環境省令で定める期間は、五年とする。

(産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を受託できる者)

第十条の六の五 法第十四条第十五項の環境省令で定める者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 収集又は運搬の受託 第八条の二の八第一号から第三号までに掲げる者

二 (略)

(承諾に係る書面の記載事項)

第十条の六の六 (略)

(産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を再委託できる場合)

第十条の七 法第十四条第十六項ただし書の環境省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 中間処理業者から委託を受けた産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除くものとし、当該中間処理業者が行った処分に係る中間処理産業廃棄物に限る。以下この条において同じ。)の収集若しくは運搬又は処分(最終処分を除く。以下この条において同じ。)を次のイからトまでに定める基準に従つて委託する場合

イ・ロ (略)

(1) (8) (略)

(9) (8)の場合において、当該委託契約に係る産業廃棄物が安定型産業廃棄物であるときは、当該積替え又は保管を行う場所

(10) (12) (略) において他の廃棄物と混合することの可否等に関する事項

(産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を受託できる者)

第十条の六の二 法第十四条第十三項の規定による環境省令で定める者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 収集又は運搬の受託 第八条の二第一号から第三号までに掲げる者

二 (略)

(承諾に係る書面の記載事項)

第十条の六の三 (略)

(産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を再委託できる場合)

第十条の七 法第十四条第十四項ただし書の規定による環境省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 中間処理業者から委託を受けた産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除くものとし、当該中間処理業者が行った処分に係る中間処理産業廃棄物に限る。以下この条において同じ。)の収集若しくは運搬又は処分(最終処分を除く。以下この条において同じ。)を次のイからトまでに定める基準に従つて委託する場合

イ・ロ (略)

(1) (8) (略)

(9) (8)の場合において、当該委託契約に係る産業廃棄物が令第六条第一項第三号イに規定する安定型産業廃棄物であるときは、当該積替え又は保管を行う場所において他の廃棄物と混合することの可否等に関する事項

二 (略)

(産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者の帳簿記載事項等)

第十条の八 法第十四条第十七項において準用する法第七条第十五項の環境省令で定める事項は、産業廃棄物の種類ごとに、次の表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(略)

2 (略)

3 第二条の五第三項の規定は、法第十四条第十七項において準用する法第七条第十六項の規定による産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者の帳簿の保存について準用する。

(産業廃棄物処理業の事業範囲の変更の許可の申請)
第十条の九 (略)

2 第九条の二第二項(第十五号に係る部分を除く。)から第六項までの規定は、産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「事業計画」とあるのは「変更後の事業計画」と、同項第二号、第四号及び第五号中「事業」とあるのは「変更に係る事業」と、同条第三項中「次条各号」とあるのは「第九条の三各号」と、同条第四項中「(申請者が令第六条の九第二号に掲げる者に該当するものとして法第十四条第二項の許可の更新を受けようとする者である場合)にあっては、直前の二事業年度)に係る」とあるのは「に係る」と、同条第五項中「この項」とあるのは「第九条の二第五項」と、同条第

(10) (略)
(12) (略)
二 (略)

(産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者の帳簿記載事項等)

第十条の八 法第十四条第十五項において準用する法第七条第十五項の規定による環境省令で定める産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者の帳簿の記載事項は、産業廃棄物の種類ごとに、次の表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(略)

2 (略)

3 第二条の五第三項の規定は、法第十四条第十五項において準用する法第七条第十六項の規定による産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者の帳簿の保存について準用する。

(産業廃棄物処理業の事業範囲の変更の許可の申請)
第十条の九 (略)

2 第九条の二第二項から第六項までの規定は、産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「事業計画」とあるのは「変更後の事業計画」と、同項第二号、第四号及び第五号中「事業」とあるのは「変更に係る事業」と、同条第五項中「この項(第十条の九第二項)とあるのは「第九条の二第五項(この項)と、同条第六項中「許可の更新を申請する者」とあるのは「申請者」と、それぞれ読み替えるものとする。

六項中「許可の更新を申請する者」とあるのは「申請者」と読み替えるものとする。

3 第十条の四第二項(第九号に係る部分を除く。)から第六項までの規定は、産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「事業計画」とあるのは「変更後の事業計画」と、同項第二号、第六号及び第七号中「事業」とあるのは「変更に係る事業」と、同条第三項中「次条各号」とあるのは「第十条の四の二各号」と、同条第四項中「(申請者が令第六条の十一第二号に掲げる者に該当するものとして法第十四条第七項の許可の更新を受けようとする者である場合にあっては、直前の二事業年度)に係る」とあるのは「に係る」と、同条第五項中「この項」とあるのは「第十条の四第五項」と、同条第六項中「許可の更新を申請する者」とあるのは「申請者」と読み替えるものとする。

(産業廃棄物処理業に係る変更の届出等)

第十条の十 法第十四条の二第三項において準用する法第七条の二第三項の規定による環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 (略)

二 法第十四条第一項又は第六項の許可を受けた者に係る次に掲げる者

イ (略)

ロ 役員

ハ・ニ (略)

三〇六 (略)

七 産業廃棄物収集運搬業者にあつては、当該許可をした都道府県知事の管轄区域内の産業廃棄物の積替えを行う区域において業として行う産業廃棄物の収集又は運搬に係る法第十四条第一項の許

3 第十条の四第二項から第六項までの規定は、産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「事業計画」とあるのは「変更後の事業計画」と、同項第二号、第六号及び第七号中「事業」とあるのは「変更に係る事業」と、同条第五項中「この項(第十条の九第三項)とあるのは「第十条の四第五項(この項)と、同条第六項中「許可の更新を申請する者」とあるのは「申請者」と、それぞれ読み替えるものとする。

(産業廃棄物処理業に係る変更の届出等)

第十条の十 法第十四条の二第三項において準用する法第七条の二第三項の規定による環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 (略)

二 法第十四条第一項又は第六項の許可を受けた者に係る次に掲げる者

イ (略)

ロ 法第十四条第五項第二号ニに規定する役員

ハ・ニ (略)

三〇六 (略)

可（当該都道府県知事による同項の許可を除く。第三項において「積替え許可」という。）の有無

2 (略)

3 前項の変更に係る届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一～五 (略)

六 第一項第七号に掲げる事項の変更の届出（新たに積替え許可を受けた場合においてするものに限る。）については、当該積替え許可に係る第十条の二に規定する許可証の写し

第十条の十の二 産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者は、法第十四条の二第三項において読み替えて準用する法第七条の二第三項の規定による変更の届出をする場合において、当該届出に係る事項が第十条の二又は第十条の六に規定する許可証の記載事項に該当するときは、その書換えを受けられることができる。

（法第十四条の二第三項において準用する法第七条の二第四項の規定による欠格要件に係る届出）

第十条の十の三 (略)

（特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の申請）

第十条の十二 法第十四条の四第一項の規定により特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第十二号による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一～三 (略)

2 (略)

3 前項の変更に係る届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一～五 (略)

（法第十四条の二第三項において準用する法第七条の二第四項の規定による欠格要件に係る届出）

第十条の十の二 (略)

（特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の申請）

第十条の十二 法第十四条の四第一項の規定により特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第十二号による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一～三 (略)

四 他に産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可を受けている場合にあつては、当該許可に係る許可番号（許可を申

四・五 (略)

六 他に法第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の許可を受けている場合にあつては、これらの許可に係る許可番号（これらの許可の申請をしている場合にあつては、申請年月日）

七 (略)

2 第九条の二第二項から第六項までの規定は、前項の申請書について準用する。この場合において、同条第二項第十五号中「第六条の九第二号」とあるのは「令第六条の十三第二号」と、「第十四条第二項」とあるのは「法第十四条の四第二項」と、「次条第一号」とあるのは「第十条の十二の二第一号」と、同条第三項中「次条各号」とあるのは「第十条の十二の二各号」と、同条第四項中「令第六条の九第二号」とあるのは「令第六条の十三第二号」と、「第十四条第二項」とあるのは「法第十四条の四第二項」と、同条第五項中「この項」とあるのは「第九条の二第五項」と読み替えるものとする。

3 (略)

(特別管理産業廃棄物収集運搬業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準)

第十条の十二の二 令第六条の十三第二号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 従前の法第十四条の四第一項の許可に係る許可の有効期間（同条第三項に規定する許可の有効期間をいう。）において特定不利益処分を受けていないこと。
- 二 次表の上欄に掲げる事項に係る情報について、当該許可の更新の申請の日前六月間（申請者が令第六条の十三第二号に掲げる者

請している場合にあつては、申請年月日)

五・六 (略)

七 (略)

2 第九条の二第二項から第六項までの規定は、前項の申請書について準用する。この場合において、同条第三項第一号中「第十四条第一項」とあるのは「法第十四条の四第一項」と、「産業廃棄物」とあるのは「特別管理産業廃棄物」と、同項第二号表ハ及びホ中「産業廃棄物収集運搬業」とあるのは「特別管理産業廃棄物収集運搬業」と、同号表ヘ中「第十条の二」とあるのは「第十条の十四」と、同号表チ及びヌ中「産業廃棄物」とあるのは「特別管理産業廃棄物」と、同条第五項中「この項」とあるのは「第九条の二第五項」と、「第十条の十二第二項」とあるのは「この項」と読み替えるものとする。

3 (略)

である場合にあつては従前の法第十四条の四第一項の許可を受け
た日から当該申請の日までの間)、インターネットを利用する方
法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従
つて更新していること。

<p>公表事項</p>	<p>更新すべき場合</p>
<p>イ 申請者が法人である場合には、当該法人 に関する次に掲げる事項 (1)、(4)又は(6)に 掲げる事項を変更した場合にあつては、当 該変更に係る履歴を含む。)</p> <p>(1) 名称</p> <p>(2) 事務所又は事業場の所在地</p> <p>(3) 設立年月日</p> <p>(4) 資本金又は出資金</p> <p>(5) 代表者等の氏名及び就任年月日</p> <p>(6) 事業 (他に法第十四条第一項若しくは 第六項又は第十四条の四第一項若しくは 第六項の許可を受けている場合にあつて は、これらの許可に係るものを含む。以 下この表及び第八号において同じ。)の 内容</p>	<p>変更の都度 (5) に掲げる事項 については一 年に一回以上</p>
<p>ロ 申請者が個人である場合には、氏名、住 所及び事業の内容 (事業の内容を変更した 場合にあつては、当該変更に係る履歴を含 む。)</p>	<p>変更の都度</p>

<p>ハ 事業計画（他に法第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の許可を受けている場合にあつては、これらの許可に係る事業に関するものを含む。）の概要</p>	<p>変更の都度</p>
<p>ニ 申請者が受けている法第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の許可（他にこれらの許可を受けている場合にあつては、当該許可を含む。）に係る第十条の二若しくは第十条の六又は第十条の十四若しくは第十条の十八に規定する許可証の写し</p>	<p>変更の都度</p>
<p>ホ 事業の用に供する施設に関する次に掲げる事項</p> <p>(1) 運搬施設の種類及び数量並びに運搬車に係る低公害車の導入の状況</p> <p>(2) 積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所ごとの所在地、面積、積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類及び特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限</p>	<p>変更の都度（1）に掲げる事項については一年に一回以上）</p>
<p>ヘ 直前三年間の各月において事業者から引渡しを受けた特別管理産業廃棄物に関する次に掲げる事項</p> <p>(1) 特別管理産業廃棄物の種類ごとの受入</p>	<p>一年に一回以上</p>

<p>(2) 特別管理産業廃棄物の種類ごと及び運搬方法ごとの運搬量</p>	<p>ト 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表</p>	<p>チ 事業者がその特別管理産業廃棄物の処分を申請者に委託するに当たつて支払う料金を提示する方法</p>	<p>リ 業務を所掌する組織及び人員配置</p>	<p>又 事業の実施に関し生活環境の保全上利害関係を有する者に対する事業場の公開の有無及び公開している場合にあつては公開の頻度</p>
	<p>一年に一回以上</p>	<p>変更の都度</p>	<p>変更の都度（人員配置については一年に一回以上）</p>	<p>変更の都度</p>

三) その事業活動に係る環境配慮の状況が国際標準化機構が定めた規格第一四〇〇一号に適合している旨の認証を受けていること又はその事業活動に係る環境配慮の状況について財団法人地球環境戦略研究機関による認証を受けていること。

四) その使用に係る入出力装置が情報処理センターの使用に係る電

子計算機（入出力装置を含む。）と電気通信回線で接続されていること。

五 直前三年の各事業年度のうちのいずれかの事業年度における自己資本比率が百分の十以上であること。

六 直前三年の各事業年度における経常利益金額等の平均額が零を越えること。

七 法人税等を滞納していないこと。

八 事業の用に供する特定廃棄物最終処分場について積み立てるべき維持管理積立金の積立てをしていること。

（特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可証）

第十条の十四 都道府県知事は、法第十四条の四第一項の規定により特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可をしたとき、又は法第十四条の五第一項の規定により当該事業の範囲の変更の許可をしたときは、様式第十三号（令第六条の十三第二号に該当する者にあつては、様式第十三号の二）による許可証を交付しなければならない。

（特別管理産業廃棄物処分業の許可の申請）

第十条の十六 法第十四条の四第六項の規定により特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第十四号による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 一三 （略）

四 一七 （略）

八 他に法第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項

（特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可証）

第十条の十四 都道府県知事は、法第十四条の四第一項の規定により特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可をしたとき、又は法第十四条の五第一項の規定により当該事業の範囲の変更の許可をしたときは、様式第十三号による許可証を交付しなければならない。

（特別管理産業廃棄物処分業の許可の申請）

第十条の十六 法第十四条の四第六項の規定により特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第十四号による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 一三 （略）

四 一八 （略）

四 他に産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可を受けている場合には、当該許可に係る許可番号（許可を申請している場合にあつては、申請年月日）

五 一八 （略）

若しくは第六項の許可を受けている場合にあつては、これらの許可に係る許可番号（これらの許可の申請をしている場合にあつては、申請年月日）

九（略）

2 第十条の四第二項（第五号に係る部分を除く。）から第六項までの規定は、前項の申請書について準用する。この場合において、同条第二項第四号中「産業廃棄物の処分」とあるのは「特別管理産業廃棄物の処分」と、「埋立処分及び海洋投入処分」とあるのは「埋立処分」と、同項第九号中「令第六条の十一第二号」とあるのは「令第六条の十四第二号」と、「法第十四条第七項」とあるのは「法第十四条の四第七項」と、「次条第一号」とあるのは「第十条の十六の二第一号」と、同条第三項中「次条各号」とあるのは「第十条の十六の二各号」と、同条第四項中「令第六条の十一第二号」とあるのは「令第六条の十四第二号」と、「法第十四条第七項」とあるのは「法第十四条の四第七項」と、同条第五項中「この項」とあるのは「第十条の四第五項」と、同条第六項中「第五号」とあるのは「第四号」と読み替えるものとする。

3（略）

（特別管理産業廃棄物処分業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準）

第十条の十六の二 令第六条の十四第二号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 従前の法第十四条の四第六項の許可に係る許可の有効期間（同条第八項に規定する許可の有効期間をいう。）において特定不利益処分を受けていないこと。
- 二 次表の上欄に掲げる事項に係る情報について、当該許可の更新の申請の日前六月間（申請者が令第六条の十四第二号に掲げる者

九（略）

2 第十条の四第二項（第五号に係る部分を除く。）から第六項までの規定は、前項の申請書について準用する。この場合において、第十条の四第二項第四号中「産業廃棄物」とあるのは「特別管理産業廃棄物」と、「埋立処分及び海洋投入処分」とあるのは「埋立処分」と、同条第三項第一号中「法第十四条第六項」とあるのは「法第十四条の四第六項」と、「産業廃棄物」とあるのは「特別管理産業廃棄物」と、同項第二号表ハ、ホ及びル中「産業廃棄物処分業」とあるのは「特別管理産業廃棄物処分業」と、同号表ヘ中「第十条の六」とあるのは「第十条の十八」と、同号表ト、リ、又及びワ中「産業廃棄物」とあるのは「特別管理産業廃棄物」と、同条第五項中「この項」とあるのは「第十条の四第五項」と、「第十条の十六第二項」とあるのは「この項」と読み替えるものとする。

3（略）

である場合にあつては従前の法第十四条の四第六項の許可を受けた日から当該申請の日までの間)、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従つて更新していること。

<p>公表事項</p>	<p>更新すべき場合</p>
<p>イ 申請者が法人である場合には、当該法人に関する次に掲げる事項(1)、(4)又は(6)に掲げる事項を変更した場合にあつては、当該変更に係る履歴を含む。</p> <p>(1) 名称</p> <p>(2) 事務所又は事業場の所在地</p> <p>(3) 設立年月日</p> <p>(4) 資本金又は出資金</p> <p>(5) 代表者等の氏名及び就任年月日</p> <p>(6) 事業(他に法第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の許可を受けている場合にあつては、これらの許可に係るものを含む。以下この表及び第八号において同じ。)の内容</p>	<p>変更の都度(5)に掲げる事項については一年に一回以上)</p>
<p>ロ 申請者が個人である場合には、氏名、住所及び事業の内容(事業の内容を変更した場合にあつては、当該変更に係る履歴を含む。)</p>	<p>変更の都度</p>

<p>ハ 事業計画（他に法第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の許可を受けている場合にあつては、これらの許可に係る事業に関するものを含む。）の概要</p>	<p>変更の都度</p>
<p>ニ 申請者が受けている法第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の許可（他にこれらの許可を受けている場合にあつては、当該許可を含む。）に係る第十条の二若しくは第十条の六又は第十条の十四若しくは第十条の十八に規定する許可証の写し</p>	<p>変更の都度</p>
<p>ホ 事業の用に供する産業廃棄物の処理施設に関する当該施設ごとの次に掲げる事項</p> <p>(1) 設置場所</p> <p>(2) 設置年月日</p> <p>(3) 当該施設の種類</p> <p>(4) 当該施設において処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）</p> <p>(5) 処理能力（当該施設が産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、埋立地の面積及び埋立容量）</p> <p>(6) 処理方式</p> <p>(7) 構造及び設備の概要</p>	<p>変更の都度</p>

<p>(8) 当該施設について産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、当該許可に係る第十二条の五に規定する許可証の写し</p>	<p>事業の用に供する産業廃棄物の処理施設が設置されている事業場ごとの産業廃棄物の処理工程図</p>	<p>変更の都度</p>
<p>ト 直前一年間において事業者から引渡しを受けた特別管理産業廃棄物の最終処分が終了するまでの一連の処理の行程（次に掲げる事項を含む。）</p> <p>(1) 当該特別管理産業廃棄物の種類ごとの受入量</p> <p>(2) 当該特別管理産業廃棄物の処分方法ごとの処分量</p> <p>(3) 情報公表日の属する月の前々月の末日における当該特別管理産業廃棄物の保管量</p> <p>(4) 当該特別管理産業廃棄物の処分（埋立処分を除く。）後の産業廃棄物の持出先ごとの持出量及び当該持出先における当該産業廃棄物の処分方法</p> <p>(5) 当該特別管理産業廃棄物を再生することにより得た物の持出先ごとの持出量及び当該持出先における当該物の利用方法</p>	<p>一年に一回以上</p>	

<p>チ 直前三年間の各月において事業者から引渡しを受けた特別管理産業廃棄物に関する次に掲げる事項</p> <p>(1) 当該特別管理産業廃棄物の種類ごとの受入量</p> <p>(2) 当該特別管理産業廃棄物の種類ごと及び処分方法ごとの処分量</p> <p>(3) 当該特別管理産業廃棄物の処分（埋立処分を除く。）後の産業廃棄物の持出先ごと及び処分方法ごとの処分量</p>	<p>一年に一回以上</p>
<p>リ 直前三年間の事業の用に供する産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報（次の(1)から(8)までに掲げる当該施設の種類の他に、当該(1)から(8)までに定める事項に限る。）</p> <p>(1) 令第七条第三号、第五号、第八号、第十二号及び第十三号の二に掲げる施設（ガス化改質方式の焼却施設及び電気炉等を用いた焼却施設を除く。） 第十二条の七の二第一号ハ及びニに掲げる事項</p> <p>(2) 令第七条第三号、第五号、第八号及び第十三号の二に掲げる施設（ガス化改質方式の焼却施設に限る。） 第十二条の七の二第二号ハ及びニに掲げる事項</p> <p>(3) 令第七条第三号、第五号、第八号、第十二号及び第十三号の二に掲げる施設（電気炉等を用いた焼却施設に限る。）</p>	<p>一年に一回以上</p>

<p>ル 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計</p>	<p>又 直前三年間の各月における事業の用に供する産業廃棄物の焼却施設ごとの熱回収により得られた熱量（当該熱の全部又は一部を電気に変換した場合にあつては、当該電気の量及び当該熱量から電気に変換された熱量を減じて得た熱量）及び当該焼却施設において熱回収がされた産業廃棄物の量</p>	<p>第十二条の七の二第三号ハ及びニに掲げる事項</p> <p>(4) 令第七条第十一号の二に掲げる施設 第十二条の七の二第四号ハからヘまでに掲げる事項</p> <p>(5) 令第七条第十二号の二及び第十三号に掲げる施設 第十二条の七の二第五号ハからホまでに掲げる事項</p> <p>(6) 令第七条第十四号イに掲げる施設 第十二条の七の二第六号ロからヘまでに掲げる事項</p> <p>(7) 令第七条第十四号ロに掲げる施設 第十二条の七の二第七号ロからヘまでに掲げる事項</p> <p>(8) 令第七条第十四号ハに掲げる施設 第十二条の七の二第八号ロからリまでに掲げる事項</p>	<p>一年に一回以上</p>	<p>一年に一回以上</p>
--	--	---	----------------	----------------

算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表	
事業者がその特別管理産業廃棄物の処分を申請者に委託するに当たつて支払う料金を提示する方法	変更の都度
業務を所掌する組織及び人員配置	変更の都度（人員配置については一年に一回以上）
事業の実施に関し生活環境の保全上利害関係を有する者に対する事業場の公開の有無及び公開している場合にあつては公開の頻度	変更の都度
三 その事業活動に係る環境配慮の状況が国際標準化機構が定めた規格第一四〇〇一号に適合している旨の認証を受けていること又はその事業活動に係る環境配慮の状況について財団法人地球環境戦略研究機関による認証を受けていること。	
四 その使用に係る入出力装置が情報処理センターの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と電気通信回線で接続されていること。	
五 直前三年の各事業年度のうちのいずれかの事業年度における自己資本比率が百分の十以上であること。	
六 直前三年の各事業年度における経常利益金額等の平均額が零を超えること。	

七 法人税等を滞納していないこと。
八 事業の用に供する特定廃棄物最終処分場について積み立てるべき維持管理積立金の積立てをしていること。

(特別管理産業廃棄物処分量の許可証)

第十条の十八 都道府県知事は、法第十四条の四第六項の規定により特別管理産業廃棄物処分量の許可をしたとき、又は法第十四条の五第一項の規定により当該事業の範囲の変更の許可をしたときは、様式第十五号(令第六条の十四第二号に該当する者にあつては、様式第十五号の二)による許可証を交付しなければならない。

(特別管理産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難となる事由)

第十条の十八の二 法第十四条の四第十三項の環境省令で定める事由は、次のとおりとする。

- 一 事業の用に供する特別管理産業廃棄物の処理施設において破損その他の事故が発生し、当該処理施設を使用することができないことにより、当該処理施設において保管する特別管理産業廃棄物の数量が特別管理産業廃棄物に係る処分等のための保管上限に達したこと。
- 二 特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の全部又は一部を廃止したことにより、現に委託を受けている特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分がその事業の範囲に含まれないこととなったこと。
- 三 事業の用に供する産業廃棄物処理施設を廃止し、又は休止した

(特別管理産業廃棄物処分量の許可証)

第十条の十八 都道府県知事は、法第十四条の四第六項の規定により特別管理産業廃棄物処分量の許可をしたとき、又は法第十四条の五第一項の規定により当該事業の範囲の変更の許可をしたときは、様式第十五号による許可証を交付しなければならない。

ことにより、現に委託を受けている特別管理産業廃棄物の処分を行うことができなくなつたこと。

四 事業の用に供する産業廃棄物処理施設である産業廃棄物の最終処分場に係る埋立処分が終了したことにより、現に委託を受けている特別管理産業廃棄物の埋立処分を行うことができなくなつたこと。

五 法第十四条第五項第二号イ（法第七条第五項第四号トに係るものを除く。）又は第十四条第五項第二号ハからホまで（法第七条第五項第四号ト又は第十四条第五項第二号ロに係るものを除く。）に該当するに至つたこと。

六 法第十四条の六において準用する法第十四条の三の規定による命令を受けたこと。

七 産業廃棄物処理施設を設置している場合において、法第十五条の三の規定による許可の取消しを受けたこと。

八 産業廃棄物処理施設を設置している場合において、法第十五条の二の七、第十九条の三又は第十九条の五第一項の規定による命令を受け、当該処理施設を使用することができないことにより、当該処理施設において保管する特別管理産業廃棄物の数量が特別管理産業廃棄物に係る処分等のための保管上限に達したこと。

（法第十四条の四第十三項の規定による通知の手続）

第十条の十八の三 法第十四条の四第十三項の規定による通知は、前条各号に掲げる事由が生じた日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。

一 特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 前条各号に掲げる事由が生じた年月日及び当該事由の内容

(通知の写しの保存期間)

第十条の十八の四 法第十四条の四第十四項の環境省令で定める期間は、五年とする。

(特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を受託できる者)

第十条の十八の五 法第十四条の四第十五項の環境省令で定める者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一・二 (略)

(特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者が特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を再委託できる場合)

第十条の十九 法第十四条の四第十六項ただし書の環境省令で定める場合は、次のとおりとする。

一・二 (略)

(特別管理一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行うことができる場合)

第十条の二十 法第十四条の四第十七項の環境省令で定める者は、次のとおりとする。

一・三 (略)

2 (略)

(特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者の帳簿記載事項等)

(特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を受託できる者)

第十条の十八の二 法第十四条の四第十三項の規定による環境省令で定める者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一・二 (略)

(特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者が特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を再委託できる場合)

第十条の十九 法第十四条の四第十四項ただし書の規定による環境省令で定める場合は、次のとおりとする。

一・二 (略)

(特別管理一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行うことができる場合)

第十条の二十 法第十四条の四第十五項の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。

一・三 (略)

2 (略)

(特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者の帳簿記載事項等)

第十条の二十一 法第十四条の四第十八項において準用する法第七条第十五項の環境省令で定める事項は、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、次の表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(略)

2 (略)

3 第二条の五第三項の規定は、法第十四条の四第十八項において準用する法第七条第十六項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者の帳簿の保存について準用する。

(特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲の変更の許可の申請)

第十条の二十二 (略)

2 第九条の二第二項(第十五号に係る部分を除く。)から第六項までの規定は、特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「事業計画」とあるのは「変更後の事業計画」と、同項第二号、第四号及び第五号中「事業」とあるのは「変更に係る事業」と、同条第三項中「次条各号」とあるのは「第十条の十二の二各号」と、同条第四項中「(申請者が令第六条の九第二号に掲げる者に該当するものとして法第十四条第二項の許可の更新を受けようとする者である場合にあつては、直前の二事業年度)に係る」とあるのは「に係る」と、同条第五項中「この項」とあるのは「第九条の二第五項」と、同条第六項中「許可の更新を申請する者」とあるのは「申請者」と読み替えるものとする。

3 第十条の四第二項(第五号及び第九号に係る部分を除く。)から

第十条の二十一 法第十四条の四第十六項において準用する法第七条第十五項の規定による環境省令で定める特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者の帳簿の記載事項は、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、次の表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(略)

2 (略)

3 第二条の五第三項の規定は、法第十四条の四第十六項において準用する法第七条第十六項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者の帳簿の保存について準用する。

(特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲の変更の許可の申請)

第十条の二十二 (略)

2 第九条の二第二項から第六項までの規定は、特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「事業計画」とあるのは「変更後の事業計画」と、同項第二号、第四号及び第五号中「事業」とあるのは「変更に係る事業」と、同条第三項第一号中「法第十四条第一項」とあるのは「法第十四条の四第一項」と、「産業廃棄物」とあるのは「特別管理産業廃棄物」と、同項第二号表ハ及びホ中「産業廃棄物収集運搬業」とあるのは「特別管理産業廃棄物収集運搬業」と、同号表ヘ中「第十条の二」とあるのは「第十条の十四」と、同号表チ及びヌ中「産業廃棄物」とあるのは「特別管理産業廃棄物」と、同条第五項中「この項」とあるのは「第九条の二第五項」と、「第十条の二十二第二項」とあるのは「この項」と、同条第六項中「許可の更新を申請する者」とあるのは「申請者」と、それぞれ読み替えるものとする。

第六項まで並びに第十条の十六第三項の規定は、特別管理産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請について準用する。この場合において、第十条の四第二項第一号中「事業計画」とあるのは「変更後の事業計画」と、同項第二号中「事業」とあるのは「変更に係る事業」と、同項第四号中「産業廃棄物の処分」とあるのは「特別管理産業廃棄物の処分」と、「埋立処分及び海洋投入処分」とあるのは「埋立処分」と、同条第六号及び第七号中「事業」とあるのは「変更に係る事業」と、同条第三項中「次条各号」とあるのは「第十条の十六の二各号」と、同条第四項中「（申請者が令第六条の十一第二号に掲げる者に該当するものとして法第十四条第七項の許可の更新を受けようとする者である場合にあつては、直前の二事業年度）に係る」とあるのは「に係る」と、同条第五項中「この項」とあるのは「第十条の四第五項」と、同条第六項中「許可の更新を申請する者」とあるのは「申請者」と、第十条の十六第三項中「前項」とあるのは「第十条の二十二第三項において読み替えて準用する第十条の四第二項（第五号及び第九号に係る部分を除く。）から第六項まで」と読み替えるものとする。

（特別管理産業廃棄物処理業に係る変更の届出等）

第十条の二十三 法第十四条の五第三項において準用する法第七条の二第三項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 (略)

二 法第十四条の四第一項又は第六項の許可を受けた者に係る次に掲げる者

イ (略)

ロ 役員

ハ・ニ (略)

3 第十条の四第二項（第五号に係る部分を除く。）から第六項まで並びに第十条の十六第三項の規定は、特別管理産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請について準用する。この場合において、第十条の四第二項第一号中「事業計画」とあるのは「変更後の事業計画」と、同項第二号、第六号及び第七号中「事業」とあるのは「変更に係る事業」と、同条第三項第一号中「法第十四条第六項」とあるのは「法第十四条の四第六項」と、「産業廃棄物」とあるのは「特別管理産業廃棄物」と、同項第二号表ハ、ホ及びル中「産業廃棄物処分業」とあるのは「特別管理産業廃棄物処分業」と、同条第六号表ト、リ、又及びワ中「産業廃棄物」とあるのは「特別管理産業廃棄物」と、同条第五項中「この項」とあるのは「第十条の四第五項」と、「第十条の二十二第三項」とあるのは「この項」と、同条第六項中「許可の更新を申請する者」とあるのは「申請者」と、それぞれ読み替えるものとする。

（特別管理産業廃棄物処理業に係る変更の届出等）

第十条の二十三 法第十四条の五第三項において準用する法第七条の二第三項の規定による環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 (略)

二 法第十四条の四第一項又は第六項の許可を受けた者に係る次に掲げる者

イ (略)

ロ 法第十四条第五項第二号ニに規定する役員

ハ・ニ (略)

三〇七 (略)

八 特別管理産業廃棄物収集運搬業者にあつては、当該許可をした都道府県知事の管轄区域内の特別管理産業廃棄物の積替えを行う区域において業として行う特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に係る法第十四条の四第一項の許可（当該都道府県知事による同項の許可を除く。第三項において「積替え許可」という。）の有無

2 (略)

3 前項の変更に係る届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一〇六 (略)

七 第一項第八号に掲げる事項の変更の届出（新たに積替え許可を受けた場合においてするものに限る。）については、当該積替え許可に係る第十条の十四に規定する許可証の写し

第十条の二十三の二 特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者は、法第十四条の五第三項において読み替えて準用する法第七条の二第三項の規定による変更の届出をする場合において、当該届出に係る事項が第十条の十四又は第十条の十八に規定する許可証の記載事項に該当するときは、その書換えを受けることができる。

(産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請)

第十一条 (略)

二〇四 (略)

5 法第十五条第二項第九号の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一〇六 (略)

七 申請者が法人である場合には、役員の氏名及び住所

三〇七 (略)

2 (略)

3 前項の変更に係る届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一〇六 (略)

(産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請)

第十一条 (略)

二〇四 (略)

5 法第十五条第二項第九号の規定による環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一〇六 (略)

七 申請者が法人である場合には、法第十四条第五項第二号二に規

八・九 (略)

6 第一項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一〇六 (略)

七 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

八〇十二 (略)

十三 申請者が法人である場合には、役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

十四・十五 (略)

7 (略)

8 都道府県知事は、申請者が法第十四条第一項若しくは第六項、第十四条の二第一項、第十四条の四第一項若しくは第六項、第十四条の五第一項、第十五条第一項又は第十五条の二の六第一項の規定による許可（平成十二年十月一日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して五年を経過しないもの（第九条の二第五項（第十条の九第二項、第十条の十二第二項及び第十条の二十二第二項において準用する場合を含む。））、第十条の四第五項（第十条の九第三項、第十条の十六第二項及び第十条の二十二第三項において準用する場合を含む。）及びこの項（第十二条の九第四項、第十二条の十一の十二第三項、第十二条の十一の十三第三項及び第十二条の十二第三項において準用する場合を含む。）の規定により別に受けた許可に係る許可証を提出して受けた許可を除く。）に限る。）を受けている場合は、第六項の規定にかかわらず、同項第十号から第十五号までに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可に係る許

定する役員の氏名及び住所

八・九 (略)

6 第一項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一〇六 (略)

七 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

八〇十二 (略)

十三 申請者が法人である場合には、法第十四条第五項第二号ニに規定する役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

十四・十五 (略)

7 (略)

8 都道府県知事は、申請者が法第十四条第一項若しくは第六項、第十四条の二第一項、第十四条の四第一項若しくは第六項、第十四条の五第一項、第十五条第一項又は第十五条の二の五第一項の規定による許可（平成十二年十月一日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して五年を経過しないもの（第九条の二第五項（第十条の九第二項、第十条の十二第二項及び第十条の二十二第二項において準用する場合を含む。））、第十条の四第五項（第十条の九第三項、第十条の十六第二項及び第十条の二十二第三項において準用する場合を含む。）及びこの項（第十二条の九第四項、第十二条の十一の四第三項、第十二条の十一の五第三項及び第十二条の十二第三項において準用する場合を含む。）の規定により別に受けた許可に係る許可証を提出して受けた許可を除く。）に限る。）を受けている場合は、第六項の規定にかかわらず、同項第十号から第十五号までに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可に係る許可証

可証を提出させることができる。

(産業廃棄物処理施設の技術上の基準)

第十二条 法第十五条の二第一項第一号(法第十五条の二の六第二項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。)の規定による産業廃棄物処理施設(産業廃棄物の最終処分場を除く。次条、第十二条の六及び第十二条の七において同じ。)の全てに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

一〜七 (略)

(適正な配慮がなされるべき周辺の施設)

第十二条の二の二 法第十五条の二第一項第二号(法第十五条の二の六第二項において準用する場合を含む。)の環境省令で定める周辺の施設は、第四条の二に規定する施設とする。

(産業廃棄物処理施設を設置しようとする者の能力の基準)

第十二条の二の三 法第十五条の二第一項第三号(法第十五条の二の六第二項において準用する場合を含む。)の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

(生活環境の保全に関する専門的知識)

第十二条の三 法第十五条の二第三項(法第十五条の二の六第二項において準用する場合を含む。)の規定による環境省令で定める事項は、廃棄物の処理並びに大気質、騒音、振動、悪臭、水質及び地下水に関する事項とする。

(産業廃棄物処理施設の使用前の検査の申請)

を提出させることができる。

(産業廃棄物処理施設の技術上の基準)

第十二条 法第十五条の二第一項第一号(法第十五条の二の五第二項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。)の規定による産業廃棄物処理施設(産業廃棄物の最終処分場を除く。次条、第十二条の六及び第十二条の七において同じ。)のすべてに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

一〜七 (略)

(適正な配慮がなされるべき周辺の施設)

第十二条の二の二 法第十五条の二第一項第二号(法第十五条の二の五第二項において準用する場合を含む。)の環境省令で定める周辺の施設は、第四条の二に規定する施設とする。

(産業廃棄物処理施設を設置しようとする者の能力の基準)

第十二条の二の三 法第十五条の二第一項第三号(法第十五条の二の五第二項において準用する場合を含む。)の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

(生活環境の保全に関する専門的知識)

第十二条の三 法第十五条の二第三項(法第十五条の二の五第二項において準用する場合を含む。)の規定による環境省令で定める事項は、廃棄物の処理並びに大気質、騒音、振動、悪臭、水質及び地下水に関する事項とする。

(産業廃棄物処理施設の使用前の検査の申請)

第十二条の四 法第十五条の二第五項（法第十五条の二の六第二項において準用する場合を含む。）の規定による検査を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第十九号による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 五（略）

2（略）

（産業廃棄物処理施設の許可証）

第十二条の五 都道府県知事は、法第十五条第一項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可をしたとき、又は法第十五条の二の六第一項の規定により当該施設の変更の許可をしたときは、様式第二十号による許可証を交付しなければならない。

（定期検査の申請）

第十二条の五の二 法第十五条の二の二第一項の検査を受けようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した様式第二十号の二による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

三 産業廃棄物処理施設の種類

四 許可の年月日及び許可番号

（定期検査の期間）

第十二条の五の三 法第十五条の二の二第一項の環境省令で定める期間は、法第十五条の二第五項の検査を受けた日、直近において行われた法第十五条の二の六第二項において準用する法第十五条の二第五項の検査を受けた日又は直近において行われた法第十五条の二の

第十二条の四 法第十五条の二第五項（法第十五条の二の五第二項において準用する場合を含む。）の規定による検査を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第十九号による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 五（略）

2（略）

（産業廃棄物処理施設の許可証）

第十二条の五 都道府県知事は、法第十五条第一項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可をしたとき、又は法第十五条の二の五第一項の規定により当該施設の変更の許可をしたときは、様式第二十号による許可証を交付しなければならない。

二第一項の検査を受けた日のうちいずれか遅い日から五年三月以内とする。

(定期検査結果の通知)

第十二条の五の四 都道府県知事は、法第十五条の二の二第一項の検査を行ったときは、様式第二十号の三による検査の結果を通知する書面を交付するものとする。

(産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準)

第十二条の六 法第十五条の二の三第一項の規定による産業廃棄物処理施設の全てに共通する維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。

一〇八 (略)

九 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置(法第二十一条の二第一項に規定する応急の措置を含む。)の記録を作成し、三年間保存すること。

第十二条の七 法第十五条の二の三第一項の規定による産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準は、前条に定めるもののほか、この条の定めるところによる。

二〇一六 (略)

(公表すべき維持管理の状況に関する情報)

第十二条の七の二 法第十五条の二の三第二項の環境省令で定める事項は、次の各号に掲げる施設の種類に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 令第七条の二に規定する令第七条第三号、第五号、第八号、第十二号及び第十三号の二に掲げる施設(ガス化改質方式の焼却施

(産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準)

第十二条の六 法第十五条の二の二の規定による産業廃棄物処理施設のすべてに共通する維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。

一〇八 (略)

九 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、三年間保存すること。

第十二条の七 法第十五条の二の二の規定による産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準は、前条に定めるもののほか、この条の定めるところによる。

二〇一六 (略)

- 設及び電気炉等を用いた焼却施設を除く。) 次に掲げる事項
- イ 処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量
- ロ 前条第五項の規定によりその例によることとされる第四条の五第一項第二号ト、リ、ヲ及びヅの規定による測定に関する次に掲げる事項
- (1) 当該測定を行った位置
- (2) 当該測定の結果の得られた年月日
- (3) 当該測定の結果
- ハ 前条第五項の規定によりその例によることとされる第四条の五第一項第二号ヌの規定によるばいじんの除去を行った年月日
- ニ 前条第五項の規定によりその例によることとされる第四条の五第一項第二号カの規定による測定(令第七条第十二号に掲げる施設にあつては、前条第五項第二号ロ及びハの規定による測定を含む。)に関する次に掲げる事項
- (1) 当該測定に係る排ガス(令第七条第十二号に掲げる施設に係る前条第五項第二号ロ及びハの規定による測定の場合にあつては、試料とする。以下この号において同じ。)を採取した位置
- (2) 当該測定に係る排ガスを採取した年月日
- (3) 当該測定の結果の得られた年月日
- (4) 当該測定の結果
- 二 令第七条の二に規定する令第七条第三号、第五号、第八号及び第十三号の二に掲げる施設(ガス化改質方式の焼却施設に限る。)
- イ 次に掲げる事項
- イ 処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量
- ロ 前条第六項第一号の規定によりその例によることとされる第四条の五第一項第三号イ(4)及び(6)の規定による測定に関する次に掲げる事項

	(1)	当該測定を行った位置
	(2)	当該測定の結果の得られた年月日
	(3)	当該測定の結果
ハ		前条第六項第一号の規定によりその例によることとされる第 四条の五第一項第三号イ(7)の規定によるばいじんの除去を行つ た年月日
ニ		前条第六項第一号の規定によりその例によることとされる第 四条の五第一項第三号イ(9)の規定による測定に関する次に掲げ る事項
	(1)	当該測定に係るガスを採取した位置
	(2)	当該測定に係るガスを採取した年月日
	(3)	当該測定の結果の得られた年月日
	(4)	当該測定の結果
三		令第七条の二に規定する令第七条第三号、第五号、第八号、第 十二号及び第十三号の二に掲げる施設（電気炉等を用いた焼却施 設に限る。）次に掲げる事項
イ		処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量
ロ		前条第六項第二号の規定によりその例によることとされる第 四条の五第一項第三号ロ(2)及び(3)の規定による測定に関する次 に掲げる事項
	(1)	当該測定を行った位置
	(2)	当該測定の結果の得られた年月日
	(3)	当該測定の結果
ハ		前条第六項第二号の規定によりその例によることとされる第 四条の五第一項第三号ロ(4)の規定によるばいじんの除去を行つ た年月日
ニ		前条第六項第二号の規定によりその例によることとされる第 四条の五第一項第三号ロ(5)の規定による測定に関する次に掲げ

-
- る事項
- (1) 当該測定に係る排ガスを採取した位置
 - (2) 当該測定に係る排ガスを採取した年月日
 - (3) 当該測定の結果の得られた年月日
 - (4) 当該測定の結果
- 四 令第七条の二に規定する令第七条第十一号の二に掲げる施設次に掲げる事項
- イ 処分した廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量
 - ロ 前条第十三項第四号の規定による測定に関する次に掲げる事項
 - (1) 当該測定を行った位置
 - (2) 当該測定の結果の得られた年月日
 - (3) 当該測定の結果及び前条第十三項第四号本文の場合にあつては、当該測定の結果から推定される熔融炉内の温度
 - ハ 前条第十三項第五号及び第十一号ハの規定による測定に関する次に掲げる事項
 - (1) 当該測定に係る排ガスを採取した位置
 - (2) 当該測定に係る排ガスを採取した年月日
 - (3) 当該測定の結果の得られた年月日
 - (4) 当該測定の結果
 - ニ 前条第十三項第六号の規定による試験に関する次に掲げる事項
 - (1) 当該試験に係る試料を採取した位置
 - (2) 当該試験に係る試料を採取した年月日
 - (3) 当該試験の結果の得られた年月日
 - (4) 当該試験の結果
 - ホ 前条第十三項第八号の規定によるばいじんの除去を行った年
-

- 月日
- へ 前条第十三項第十一号ニの規定による粉じんの除去を行った年月日
- 五 令第七条の二に規定する令第七条第十二号の二及び第十三号に掲げる施設 次に掲げる事項
- イ 処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量
- ロ 前条第十四項第二号ハ、第三号ハ、第四号ハ、第五号ハ、二及びホ(2)並びに第六号ニ、第十五項第二号ニ、第三号ニ、第四号ニ並びに第五号ニ及びホ並びに第十六項第三号ハ及びホの規定による測定に関する次に掲げる事項
- (1) 当該測定を行った位置
- (2) 当該測定の結果の得られた年月日
- (3) 当該測定の結果
- ハ 前条第十四項第二号ニ、第三号ホ、第四号ホ及びル、第五号へ並びに第六号へ及びワ、第十五項第二号へ、第三号へ及びワ、第四号又並びに第五号ト及びワ、第十六項第二号の規定によりその例によることとされる第十四項第三号ホ並びに第十六項第三号へ及びチの規定による測定に関する次に掲げる事項
- (1) 当該測定に係る試料を採取した位置
- (2) 当該測定に係る試料を採取した年月日
- (3) 当該測定の結果の得られた年月日
- (4) 当該測定の結果
- ニ 前条第十四項第四号ニ及び第六号ホ並びに第十五項第三号ホ、第四号ホ及び第五号への規定による粒子状の物質等の除去を行った年月日
- ホ 前条第十四項第四号チ及び第六号リ並びに第十五項第三号リ、第四号ト及び第五号ヌの規定による測定に関する次に掲げる事項

	(1)	当該測定に係る生成ガスを採取した位置
	(2)	当該測定に係る生成ガスを採取した年月日
	(3)	当該測定の結果の得られた年月日
	(4)	当該測定の結果
六		令第七条の二に規定する令第七条第十四号イに掲げる産業廃棄物の最終処分場 次に掲げる事項
	イ	埋め立てた産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量
	ロ	最終処分基準省令第二条第二項第一号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第一条第二項第十号の規定による水質検査に関する次に掲げる事項
		(1) 当該水質検査に係る地下水等を採取した場所
		(2) 当該水質検査に係る地下水等を採取した年月日
		(3) 当該水質検査の結果の得られた年月日
		(4) 当該水質検査の結果
ハ		最終処分基準省令第二条第二項第一号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第一条第二項第十一号の規定による措置に関する次に掲げる事項
	(1)	当該措置を講じた年月日
	(2)	当該措置の内容
ニ		最終処分基準省令第二条第二項第一号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第一条第二項第十九号の規定による測定を行った年月日及びその結果
ホ		最終処分基準省令第二条第二項第一号ハの規定による点検に関する次に掲げる事項
	(1)	当該点検を行った年月日及びその結果
	(2)	当該点検の結果、設備の損壊又は埋め立てられた産業廃棄物の保有水の浸出のおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容

- へ 最終処分基準省令第二条第二項第一号ホの規定による点検に関する次に掲げる事項
- (1) 当該点検を行った年月日及びその結果
- (2) 当該点検の結果、覆いの損壊又は埋め立てられた産業廃棄物の保有水の浸出のおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容
- 七 令第七条の二に規定する令第七条第十四号ロに掲げる産業廃棄物の最終処分場 次に掲げる事項
- イ 埋め立てた産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量
- ロ 最終処分基準省令第二条第二項第二号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第一条第二項第七号の規定による点検に関する次に掲げる事項
- (1) 当該点検を行った年月日及びその結果
- (2) 当該点検の結果、擁壁等が損壊するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容
- ハ 最終処分基準省令第二条第二項第二号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第一条第二項第十九号の規定による測定を行った年月日及びその結果
- ニ 最終処分基準省令第二条第二項第二号ロの規定による検査に関する次に掲げる事項
- (1) 当該検査の各月ごとの実施回数
- (2) 当該検査の結果、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入が認められた年月日
- ホ 最終処分基準省令第二条第二項第二号ハ及びホの規定による水質検査に関する次に掲げる事項
- (1) 当該水質検査に係る地下水又は浸透水を採用した場所
- (2) 当該水質検査に係る地下水又は浸透水を採用した年月日
- (3) 当該水質検査の結果の得られた年月日

-
- (4) 当該水質検査の結果
- へ 最終処分基準省令第二条第二項第二号二及びへへの規定による措置に関する次に掲げる事項
- (1) 当該措置を講じた年月日
- (2) 当該措置の内容
- 八 令第七条の二に規定する令第七条第十四号ハに掲げる産業廃棄物の最終処分場 次に掲げる事項
- イ 埋め立てた産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量
- ロ 最終処分基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第一条第二項第七号の規定による点検に関する次に掲げる事項
- (1) 当該点検を行った年月日及びその結果
- (2) 当該点検の結果、擁壁等が損壊するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容
- ハ 最終処分基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第一条第二項第九号の規定による点検に関する次に掲げる事項
- (1) 当該点検を行った年月日及びその結果
- (2) 当該点検の結果、遮水工の遮水効果が低下するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容
- ニ 最終処分基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第一条第二項第十号及び第十四号ハ並びに維持管理基準省令第一条第一号及び第三号ロの規定による水質検査に関する次に掲げる事項
- (1) 当該水質検査に係る地下水等又は放流水を採取した場所
- (2) 当該水質検査に係る地下水等又は放流水を採取した年月日
- (3) 当該水質検査の結果の得られた年月日
-

定による測定を行った年月日及びその結果

(維持管理の状況に関する情報の公表)

第十二条の七の三 法第十五条の二の三第二項の規定による産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報の公表は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から、当該日から起算して三年を経過する日までの間、行うものとする。

一 前条第一号イ、第二号イ、第三号イ、第四号イ、第五号イ、第六号イ、第七号イ及びニ(1)並びに第八号イに掲げる事項 翌月の末日

二 前条第一号ロ及びビニ、第二号ロ及びビニ、第三号ロ及びビニ、第四号ロからニまで、第五号ロ、ハ及びホ、第六号ロ及びビニ、第七号ロ及びホ並びに第八号ニ及びビニに掲げる事項 当該測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日

三 前条第一号ハ、第二号ハ、第三号ハ、第四号ホ及びヘ、第五号ニ、第六号ホ(1)及びビヘ(1)、第七号ロ(1)並びに第八号ロ(1)、ハ(1)、ヘ(1)、ト(1)及びチ(1)に掲げる事項 当該除去又は点検を行った日の属する月の翌月の末日

四 前条第六号ハ、ホ(2)及びビヘ(2)、第七号ロ(2)及びビヘ並びに第八号ロ(2)、ハ(2)、ホ、ヘ(2)、ト(2)及びチ(2)に掲げる事項 当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日

五 前条第七号ニ(2)に掲げる事項 当該付着又は混入が認められた日の属する月の翌月の末日

(記録の閲覧)

第十二条の七の四 法第十五条の二の四において準用する法第八条の四の規定による記録の閲覧は、次により行うものとする。

一 記録は、次のイからホまでに掲げる区分に応じ、当該イからホ

(記録の閲覧)

第十二条の七の二 法第十五条の二の三において準用する法第八条の四の規定による記録の閲覧は、次により行うものとする。

一 記録は、次のイからホまでに掲げる区分に応じ、当該イから

までに定める日までに備え置くこと。

イ (略)

ロ 次条第一号ロ及びニ、第二号ロ及びニ、第三号ロ及びニ、第三号の二ロからニまで、第四号ロ、ハ及びホ、第五号ロ及びニ、第六号ハ及びホ並びに第七号ニ及びリに掲げる事項 当該測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日

ハ 次条第一号ハ、第二号ハ、第三号ハ、第三号の二ホ及びへ、第四号ニ、第五号ホ(1)及びへ(1)、第六号ロ(1)並びに第七号ロ(1)、ハ(1)、へ(1)、ト(1)及びチ(1)に掲げる事項 当該除去又は点検を行った日の属する月の翌月の末日

ニ 次条第五号ハ、ホ(2)及びへ(2)、第六号ロ(2)及びへ並びに第七号ロ(2)、ハ(2)、ホ、へ(2)、ト(2)及びチ(2)に掲げる事項 当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日

ホ (略)

二・三 (略)

(記録する事項)

第十二条の七の五 法第十五条の二の四において準用する法第八条の四の環境省令で定める事項は、次の各号に掲げる施設の種類に応じ、当該各号に定める事項とする。

一〜四 (略)

五 令第七条の二に規定する令第七条第十四号イに掲げる産業廃棄物の最終処分場 次に掲げる事項

イ 埋め立てた産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量

ロ〜へ (略)

六 令第七条の二に規定する令第七条第十四号ロに掲げる産業廃棄物の最終処分場 次に掲げる事項

ホまでに定める日までに備え置くこと。

イ (略)

ロ 次条第一号ロ及びニ、第二号ロ及びニ、第三号ロ及びニ、第三号の二ロからニまで、第四号ロ、ハ及びホ、第五号ロ及びニ、第六号ハ及びホ並びに第七号ニ及びリに掲げる事項 当該測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日

ハ 次条第一号ハ、第二号ハ、第三号ハ、第三号の二ホ及びへ、第四号ニ、第五号ホ(1)及びへ(1)、第六号ロ(1)並びに第七号ロ(1)、ハ(1)、へ(1)及びト(1)に掲げる事項 当該除去又は点検を行った日の属する月の翌月の末日

ニ 次条第五号ハ、ホ(2)及びへ(2)、第六号ロ(2)及びへ並びに第七号ロ(2)、ハ(2)、ホ、へ(2)及びト(2)に掲げる事項 当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日

ホ (略)

二・三 (略)

(記録する事項)

第十二条の七の三 法第十五条の二の三において準用する法第八条の四の規定による環境省令で定める事項は、次の各号に掲げる施設の種類に応じ、当該各号に定める事項とする。

一〜四 (略)

五 令第七条の二に規定する令第七条第十四号イに掲げる産業廃棄物の最終処分場 次に掲げる事項

イ 埋立てた産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量

ロ〜へ (略)

六 令第七条の二に規定する令第七条第十四号ロに掲げる産業廃棄物の最終処分場 次に掲げる事項

イ 埋め立てた産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量
ロ〜ヘ (略)

七 令第七条の二に規定する令第七条第十四号ハに掲げる産業廃棄物の最終処分場 次に掲げる事項

イ 埋め立てた産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量

ロ〜ト (略)

チ 最終処分基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第一条第二項第十四号の二

の規定による点検に関する次に掲げる事項

(1) 当該点検を行った年月日及びその結果

(2) 当該点検の結果、有効な防凍のための措置の状況に異状が認められた場合に必要な措置を講じた年月日及び当該必要な

措置の内容

リ (略)

(特定産業廃棄物最終処分場)

第十二条の七の六 法第十五条の二の四において準用する法第八条の

五第一項の環境省令で定める産業廃棄物の最終処分場は、令第七条第十四号ロ及びハに掲げる産業廃棄物の最終処分場であつて、次に掲げるもの以外のものとする。

一 国又は地方公共団体(港務局を含む。)が設置する産業廃棄物の最終処分場

二 (略)

イ 埋立てた産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量
ロ〜ヘ (略)

七 令第七条の二に規定する令第七条第十四号ハに掲げる産業廃棄物の最終処分場 次に掲げる事項

イ 埋立てた産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量

ロ〜ト (略)

チ 最終処分基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第一条第二項第十四号の二

の規定による点検に関する次に掲げる事項

(1) 当該点検を行った年月日及びその結果

(2) 当該点検の結果、有効な防凍のための措置の状況に異状が認められた場合に必要な措置を講じた年月日及び当該必要な

措置の内容

リ (略)

(特定産業廃棄物最終処分場)

第十二条の七の四 法第十五条の二の三において準用する法第八条の

五第一項に規定する環境省令で定める産業廃棄物の最終処分場は、令第七条第十四号ロ及びハに掲げる産業廃棄物の最終処分場であつて、次に掲げるもの以外のものとする。

一 国又は地方公共団体が設置する産業廃棄物の最終処分場

二 (略)

(準用)

第十二条の七の五 第四条の九から第四条の十一まで及び第四条の十

三から第四条の十六までの規定は、特定産業廃棄物最終処分場(法第十五条の二の三において準用する法第八条の五第一項に規定する

特定産業廃棄物最終処分場をいう。)に係る維持管理積立金について、第四条の十七の規定は、特定産業廃棄物最終処分場の設置者(同項に規定する特定産業廃棄物最終処分場の設置者をいう。)について準用する。この場合において、これらの規定中「特定一般廃棄物最終処分場」とあるのは「特定産業廃棄物最終処分場」と、第四条の九第一項及び第二項中「法第八条の五第四項」とあるのは「法第十五条の二の三において準用する法第八条の五第四項」と、第四条の十第一項中「法第八条の五第四項」とあるのは「法第十五条の二の三において準用する法第八条の五第四項」と、「法第八条の五第一項」とあるのは「法第十五条の二の三において準用する法第八条の五第四項」と、第四条の十第二項中「法第八条の五第四項」とあるのは「法第十五条の二の三において準用する法第八条の五第四項」と、「をい」と、「一般廃棄物の」とあるのは「産業廃棄物の」と、「をいう。第四条の十五第一項第四号、第五条の五第一項第六号、第五条の五の二第一項第五号及び第十三号から第十六号まで、第五条の十第一項第六号並びに第五条の十の二第一項第五号及び第十三号から第十六号までにおいて同じ。」とあるのは「をいう。」と、第四条の十一第一項中「法第八条の五第四項」とあるのは「法第十五条の二の三において準用する法第八条の五第四項」と、第四条の十三第一項中「法第九条第五項」とあるのは「法第十五条の二の五第三項において準用する法第九条第五項」と、第四条の十五中「法第九条第四項」とあるのは「法第十五条の二の五第三項において準用する法第九条第四項」と、第四条の十六中「法第九条の五第一項の許可若しくは法第九条の六第一項の認可をしたとき、又は法第九条の七第二項」とあるのは「法第十五条の四において準用する法第九条の五第一項の許可若しくは法第十五条の四において準用する法第九条の六第一項の認可をしたとき、又は法第十五条の四において準用する法第九条の七第二項」と、「法第八条の五第七項」とあるのは「

(維持管理積立金の算定基準)

第十二条の七の七 法第十五条の二の四において読み替えて準用する法第八条の五第四項の環境省令で定める算定基準は、次の式のとおりとする。

$$A = C \times \frac{0}{L - T}$$

この式において、A、C、 ℓ 、L及びTは、それぞれ次の値を表すものとする。

- A| 当該年度に積み立てるべき維持管理積立金の額
- C| 埋立処分の終了後における維持管理に必要な費用の額
- ℓ | 埋立処分が開始された年月から当該年度の三月(当該年度の終了前に埋立処分が終了する特定産業廃棄物最終処分場にあつては、当該埋立処分を終了する月)までの月数
- L| 埋立処分が開始された年月から埋立処分の終了予定年月までの月数
- T| 当該年度の前年度までに積み立てられた維持管理積立金の額

2| 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、特定産業廃棄物最終処分場の残余の埋立容量その他の埋立ての状況を考慮し、必要と認められる場合には、当該特定産業廃棄物最終処分場に係る法第十五条の二の四において読み替えて準用する法第八条の五第四項の環境省令

法第十五条の二の三において準用する法第八条の五第七項」と、第四条の十七中「報告書」とあるのは「様式第二十一号による報告書」と、同条第四号中「第一条第二項第十四号ハ」とあるのは「第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされる最終処分基準省令第一条第二項第十四号ハ」と読み替えるものとする。

で定める算定基準を、次の式のとおりとすることができる。

$$A = C \times \frac{H + s \times \alpha}{N} - T$$

この式において、A、C、H、s、α、N及びTは、それぞれ次の値を表すものとする。

- A 当該年度に積み立てるべき維持管理積立金の額
- C 埋立処分の終了後における維持管理に必要な費用の額
- H 当該年度の前年度までに当該特定産業廃棄物最終処分場に埋立処分された産業廃棄物の数量
- s 当該年度の四月から九月（八月以前に埋立処分が終了する特定産業廃棄物最終処分場にあつては、当該埋立処分を終了する月）までに当該特定産業廃棄物最終処分場に埋立処分された産業廃棄物の数量
- α 前年度における当該特定産業廃棄物最終処分場の残余の埋立容量その他の埋立ての状況に基づいて都道府県知事が定める数
- N 当該特定産業廃棄物最終処分場の埋立容量
- T 当該年度の前年度までに積み立てられた維持管理積立金の額

- 3 特定産業廃棄物最終処分場について法第十五条第一項の許可を受けた者（以下「特定産業廃棄物最終処分場の設置者」という。）は、前二項の算定基準において、埋立処分の終了後における維持管理に必要な費用の額から当該年度の前年度までに積み立てられた維持管理積立金の額を差し引いた額以下の額を当該年度に積み立てるべき維持管理積立金の額に増額して積み立てることができる。
- 4 第一項又は第二項の式により算定した数値が負数となるときは、当該年度の維持管理積立金の額は零とする。
- 5 第一項又は第二項の式により算定した数値に千未満の端数がある

ときは、これを切り捨てるものとする。

(維持管理積立金に係る通知)

第十二条の七の八 法第十五条の二の四において読み替えて準用する法第八条の五第四項の規定による都道府県知事の通知は、毎年度十二月三十一日までに、当該年度の四月一日において現に使用することができ、かつ、埋立処分が終了していない特定産業廃棄物最終処分場ごとに、特定産業廃棄物最終処分場の設置者が当該年度に積み立てなければならない維持管理積立金の額を算定し、当該特定産業廃棄物最終処分場の設置者に対し、その額及びその算定の基礎の概要を記載した文書を交付して行うものとする。

2 都道府県知事は、法第十五条の二の四において読み替えて準用する法第八条の五第四項の規定による通知をしたときは、速やかに、機構に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 特定産業廃棄物最終処分場の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 特定産業廃棄物最終処分場の許可の年月日及び許可番号

三 特定産業廃棄物最終処分場の埋立処分が開始された年月及び埋立処分の終了予定年月

四 特定産業廃棄物最終処分場の設置の場所、埋立地の面積、埋立容量及び当該年度の前年度の残余の埋立容量並びに当該年度の四月から九月までに当該特定産業廃棄物最終処分場に埋立処分された産業廃棄物の数量

五 特定産業廃棄物最終処分場の設置者に対し通知した維持管理積立金の額及びその算定の基礎の概要

3 機構は、前項の通知に係る維持管理積立金の積立て及び取戻しの状況を、翌年度の六月三十日までに、都道府県知事に対し通知しなければならぬ。

(維持管理積立金の積立期限)

第十二条の七の九 法第十五条の二の四において読み替えて準用する法第八条の五第四項の規定による通知を受けた特定産業廃棄物最終処分場の設置者は、当該年度の二月二十八日までに、当該通知に係る額の金銭を機構に積み立てなければならない。

2 機構は、維持管理積立金を積み立てるべき特定産業廃棄物最終処分場の設置者が維持管理積立金を前項の積立期限までに積み立てなかつたときは、速やかに、都道府県知事に対し、その旨を通知しなければならぬ。

(維持管理積立金の利息)

第十二条の七の十 法第十五条の二の四において準用する法第八条の五第五項の利息は、環境大臣の認可を受けて、機構が定めるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 法第十五条の二の四において準用する法第八条の五第五項の利息は、維持管理積立金の払渡しの日については、付さない。

(維持管理積立金の取戻し)

第十二条の七の十一 法第十五条の二の四において読み替えて準用する法第八条の五第六項の環境省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 法第十五条の二の六第三項において読み替えて準用する法第九条第五項又は法第十五条の三の二第二項の規定により廃止の確認を受けた場合

二 当該年度の維持管理積立金について第十二条の七の七第一項又は第二項の式により算定した数値が負数となつた場合

三 特定産業廃棄物最終処分場に係る法第十五条第一項の許可が取

り消された場合において、当該特定産業廃棄物最終処分場について維持管理を行うとき

2 前項第一号に規定する場合において、特定産業廃棄物最終処分場の設置者又は特定産業廃棄物最終処分場の設置者であつた者若しくはその承継人が取り戻すことができる額は、機構に積み立てられた維持管理積立金の全額（廃止の確認前にその一部の取戻しが行われた場合にあつては、残額）とする。

3 第一項第二号に規定する場合において、特定産業廃棄物最終処分場の設置者が取り戻すことができる額は、第十二条の七の七第一項又は第二項の式により算定した数値の絶対値の額とする。

4 前項の場合において、取り戻すことができる額の算定については、第十二条の七の七第五項の規定を準用する。

第十二条の七の十二 特定産業廃棄物最終処分場について埋立処分終了後に維持管理を行う場合又は前条第一項第三号に掲げる場合であつて、当該維持管理に要する期間が一年を超えるときは、一年ごとに、その一年間に行おうとする維持管理に必要な費用の額（当該特定産業廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金の額が当該費用の額に満たない場合にあつては、当該維持管理積立金の額）に限り取り戻すことができる。

（取戻しの申請）

第十二条の七の十三 法第十五条の二の四において読み替えて準用する法第八条の五第六項の規定により維持管理積立金を取り戻そうとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を機構に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

- 二 特定産業廃棄物最終処分場の許可の年月日及び許可番号
 - 三 法第十五条の二の六第三項において読み替えて準用する法第九条第四項の規定に基づく届出を行った場合には、当該届出を行った年月日
 - 四 特定産業廃棄物最終処分場の設置の場所、埋立地の面積及び埋立容量
 - 五 取り戻そうとする維持管理積立金の額及びその算定の基礎
 - 六 申請の理由
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 特定産業廃棄物最終処分場について埋立処分を終了後に維持管理を行う場合にあつては、維持管理の内容を記載した書面、経費の明細書及び維持管理を行うことを証する書面
 - 二 第十二条の七の十一第一項第三号に掲げる場合にあつては、維持管理の内容を記載した書面、経費の明細書、維持管理を行うことを証する書面及び申請者が特定産業廃棄物最終処分場の設置者であつた者又はその承継人（これらの者が法人である場合において、当該法人が解散し、当該特定産業廃棄物最終処分場を承継する者が存しないときは、当該法人の役員であつた者を含む。次条において「特定産業廃棄物最終処分場の旧設置者等」という。）であることを証する書面
- （地位を承継した者に係る維持管理積立金の額の通知等）
- 第十二条の七の十四 都道府県知事は、法第十五条の四において読み替えて準用する法第九条の五第一項の許可若しくは法第十五条の四において準用する法第九条の六第一項の認可をしたとき、又は法第十五条の四において準用する法第九条の七第二項の規定による届出があつたときは、法第十五条の二の四において読み替えて準用する法第八条の五第七項の規定により維持管理積立金を積み立てたもの

とみなされた者に対し、積み立てたものとみなされた維持管理積立金の額を通知しなければならない。

2 特定産業廃棄物最終処分場の旧設置者等は、当該特定産業廃棄物最終処分場の維持管理を行うために必要な範囲内において、機構に対し、当該特定産業廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金の額を照会することができる。

(報告)

第十二条の七の十五 特定産業廃棄物最終処分場（当該年度の四月一日において埋立処分が終了しているものを除く。）について法第十五条第一項の許可を受けた者は、毎年度十月三十一日までに、当該特定産業廃棄物最終処分場に関し、次に掲げる事項を記載した様式第二十一号による報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 特定産業廃棄物最終処分場の許可の年月日、許可番号及び設置の場所
- 三 特定産業廃棄物最終処分場に係る埋立処分が開始された年月及び埋立処分の終了予定年月
- 四 最終処分基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされる最終処分基準省令第一条第二項第十四号ハの規定により測定した特定産業廃棄物最終処分場の放流水の水質及び当該測定に係る放流水を採取した年月日
- 五 埋立処分を開始してから前年度の三月三十一日までに埋立処分された産業廃棄物の数量及び当該年度の四月から九月までに埋立処分された産業廃棄物の数量
- 六 特定産業廃棄物最終処分場に係る埋立処分の終了後に行う維持

管理の内容

七 前号の維持管理に必要な費用の額及びその算定の基礎の概要

(産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例の対象となる一般廃棄物)

第十二条の七の十六 法第十五条の二の五の環境省令で定める一般廃棄物は、次の各号に掲げる産業廃棄物処理施設の種類に応じ、当該各号に定める一般廃棄物(当該産業廃棄物処理施設に係る法第十五条第一項の許可に係る産業廃棄物と同一の種類のものに限る。)とする。

一 一六 (略)

(産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出)

第十二条の七の十七 法第十五条の二の五の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 一八 (略)

2 法第十五条の二の五の規定による届出は、当該届出に係る一般廃棄物の処理を開始する日の三十日前までに、前項に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。

3 (略)

4 都道府県知事は、法第十五条の二の五の規定による届出を受理したときは、次に掲げる事項を記載した受理書を当該届出をした者に交付するものとする。

一 一六 (略)

5 法第十五条の二の五の規定による届出に係る産業廃棄物処理施設の種類若しくはその施設において処理する産業廃棄物の種類に変更があつたとき、又は当該届出に係る一般廃棄物の処理の事業を廃止したときは、当該変更又は廃止の日から十日以内に、前項の規定に

(産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例の対象となる一般廃棄物)

第十二条の七の六 法第十五条の二の四の環境省令で定める一般廃棄物は、次の各号に掲げる産業廃棄物処理施設の種類に応じ、当該各号に定める一般廃棄物(当該産業廃棄物処理施設に係る法第十五条第一項の許可に係る産業廃棄物と同一の種類のものに限る。)とする。

一 一六 (略)

(産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出)

第十二条の七の七 法第十五条の二の四の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 一八 (略)

2 法第十五条の二の四の規定による届出は、当該届出に係る一般廃棄物の処理を開始する日の三十日前までに、前項に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。

3 (略)

4 都道府県知事は、法第十五条の二の四の規定による届出を受理したときは、次に掲げる事項を記載した受理書を当該届出をした者に交付するものとする。

一 一六 (略)

5 法第十五条の二の四の規定による届出に係る産業廃棄物処理施設の種類若しくはその施設において処理する産業廃棄物の種類に変更があつたとき、又は当該届出に係る一般廃棄物の処理の事業を廃止したときは、当該変更又は廃止の日から十日以内に、前項の規定に

より交付された受理書を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。

(産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準等の適用)

第十二条の七の十八 法第十五条の二の五の規定に基づき設置した一般廃棄物処理施設については、その施設において処理する一般廃棄物を産業廃棄物とみなして、第十二条の六から第十二条の七の五までの規定を適用する。

(許可を要しない産業廃棄物処理施設の軽微な変更)

第十二条の八 法第十五条の二の六第一項ただし書の環境省令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当しない変更とする。

一 法第十五条第二項の申請書に記載した処理能力(当該処理能力について法第十五条の二の六第一項の許可を受けたときは、変更後のもの。以下この号において同じ。)に係る変更であつて、当該変更によつて当該処理能力が十パーセント以上増大するに至るもの

二 五 (略)

(産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請)

第十二条の九 法第十五条の二の六第一項の規定による変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第二十二号による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 八 (略)

2 第十一条の二の規定は、法第十五条の二の六第二項において準用する法第十五条第三項に規定する調査の結果を記載した書類について準用する。この場合において、第十一条の二第一号中「設置しよう」とあるのは「変更を行おう」と、「を設置する」とあるのは「

より交付された受理書を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。

(産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準等の適用)

第十二条の七の八 法第十五条の二の四の規定に基づき設置した一般廃棄物処理施設については、その施設において処理する一般廃棄物を産業廃棄物とみなして、第十二条の六から第十二条の七の三までの規定を適用する。

(許可を要しない産業廃棄物処理施設の軽微な変更)

第十二条の八 法第十五条の二の五第一項ただし書の環境省令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当しない変更とする。

一 法第十五条第二項の申請書に記載した処理能力(当該処理能力について法第十五条の二の五第一項の許可を受けたときは、変更後のもの。以下この号において同じ。)に係る変更であつて、当該変更によつて当該処理能力が十パーセント以上変更されるに至るもの

二 五 (略)

(産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請)

第十二条の九 法第十五条の二の五第一項の規定による変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第二十二号による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 八 (略)

2 第十一条の二の規定は、法第十五条の二の五第二項において準用する法第十五条第三項に規定する調査の結果を記載した書類について準用する。この場合において、第十一条の二第一号中「設置しよう」とあるのは「変更を行おう」と、「を設置する」とあるのは「

に係る変更を行う」と、同条第三号から第五号までの規定及び第七号中「を設置する」とあるのは「に係る変更を行う」と読み替えるものとする。

3・4 (略)

(届出を要する産業廃棄物処理施設の変更)

第十二条の十 法第十五条の二の六第三項において準用する法第九条第三項の規定による環境省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 一五 (略)

六 法第十五条第一項の許可を受けた者に係る次に掲げる者

イ (略)

ロ 役員

ハ・ニ (略)

(産業廃棄物処理施設に係る軽微な変更等の届出)

第十二条の十の二 法第十五条の二の六第三項において準用する法第九条第三項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した様式第二十三号による届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。

一 一六 (略)

2 (略)

(産業廃棄物の最終処分場に係る埋立処分の終了の届出)

第十二条の十一 法第十五条の二の六第三項において準用する法第九条第四項の規定による最終処分場の埋立処分の終了の届出は、次に掲げる事項を記載した様式第二十四号による届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。

一 一十 (略)

に係る変更を行う」と、同条第三号から第五号までの規定及び第七号中「を設置する」とあるのは「に係る変更を行う」と読み替えるものとする。

3・4 (略)

(届出を要する産業廃棄物処理施設の変更)

第十二条の十 法第十五条の二の五第三項において準用する法第九条第三項の規定による環境省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 一五 (略)

六 法第十五条第一項の許可を受けた者に係る次に掲げる者

イ (略)

ロ 法第十四条第五項第二号ニに規定する役員

ハ・ニ (略)

(産業廃棄物処理施設に係る軽微な変更等の届出)

第十二条の十の二 法第十五条の二の五第三項において準用する法第九条第三項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した様式第二十三号による届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。

一 一六 (略)

2 (略)

(産業廃棄物の最終処分場に係る埋立処分の終了の届出)

第十二条の十一 法第十五条の二の五第三項において準用する法第九条第四項の規定による最終処分場の埋立処分の終了の届出は、次に掲げる事項を記載した様式第二十四号による届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。

一 一十 (略)

2 (略)

(産業廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請)

第十二条の十一の二 法第十五条の二の六第三項において準用する法第九条第五項の規定による産業廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けようとする者は、次の各号に掲げる産業廃棄物の最終処分場の種類に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した様式第二十五号による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一～三 (略)

2 (略)

(法第十五条の二の六第三項において準用する法第九条第六項の規定による欠格要件に係る届出)

第十二条の十一の三 法第十五条の二の六第三項において準用する法第九条第六項の規定による届出は、法第十四条第五項第二号イ(法第七条第五項第四号トに係るものを除く。)又は第十四条第五項第二号ハからホまで(法第七条第五項第四号ト又は第十四条第五項第二号ロに係るものを除く。)のいずれかに該当するに至った日から二週間以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。

一～六 (略)

(旧設置者等による産業廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請)

第十二条の十一の四 第十二条の十一の二の規定は、法第十五条の三の二第二項の規定による産業廃棄物の最終処分場の廃止の確認を受けようとする者について準用する。

(熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設に係る認定の申請)

2 (略)

(産業廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請)

第十二条の十一の二 法第十五条の二の五第三項において準用する法第九条第五項の規定による産業廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けようとする者は、次の各号に掲げる産業廃棄物の最終処分場の種類に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した様式第二十五号による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一～三 (略)

2 (略)

(法第十五条の二の五第三項において準用する法第九条第六項の規定による欠格要件に係る届出)

第十二条の十一の三 法第十五条の二の五第三項において準用する法第九条第六項の規定による届出は、法第十四条第五項第二号イ(法第七条第五項第四号トに係るものを除く。)又は第十四条第五項第二号ハからホまで(法第七条第五項第四号ト又は第十四条第五項第二号ロに係るものを除く。)のいずれかに該当するに至った日から二週間以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。

一～六 (略)

第十二条の十一の五 法第十五条の三の三第一項の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第二十五号の二による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 熱回収施設（法第十五条の三の三第一項に規定する熱回収施設をいう。以下この条から第十二条の十一の七までにおいて同じ。）の設置の場所

三 当該熱回収施設における熱回収に必要な設備に関する次に掲げる事項

イ 設備の種類及びその設備の能力

ロ 設備の位置、構造等の設置に関する計画

ハ 設備の維持管理に関する計画

四 当該熱回収施設における熱回収の内容に関する次に掲げる事項を記載した計画

イ 当該熱回収施設において処分する産業廃棄物の種類

ロ 熱回収の方法

ハ 第五条の五の五第一項第四号ハの算式により算定した年間の熱回収率

五 当該熱回収施設に係る法第十五条第一項の許可の年月日及び許可番号

2 前項の申請書については、第五条の五の五第二項の規定を準用する。この場合において、同項第三号中「前項第四号イからハまで」とあるのは「第十二条の十一の五第一項第四号イからハまで」と、同項第四号中「法第八条第一項」とあるのは、「法第十五条第一項」と読み替えるものとする。

（熱回収施設の技術上の基準）

第十二条の十一の六 法第十五条の三の三第一項第一号の環境省令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

一 第十二条第一号及び第三号から第七号までに規定する基準並びに第十二条の二に規定する基準（当該熱回収施設に係るものに限る。）に適合していること。

二 発電の用に供する熱回収施設にあつては、ボイラー及び発電機が設けられていること。ただし、当該発電の用に供する熱回収施設がガス化改質方式の焼却施設であるときは、発電機が設けられていることをもつて足りる。

三 発電の用に供する熱回収施設以外の熱回収施設にあつては、ボイラー又は熱交換器が設けられていること。

四 熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置が設けられていること。

（熱回収施設を設置している者の能力の基準）

第十二条の十一の七 法第十五条の三の三第一項第二号の環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 次の基準に適合した熱回収を行うことができる者であること。

イ 第五条の五の五第一項第四号ハの算式により算定した年間の熱回収率が、十パーセント以上であること。

ロ 当該熱回収施設に投入される廃棄物の総熱量と燃料の総熱量を合計した熱量の三十パーセントを超えて燃料の投入を行わな

二 当該熱回収施設における熱回収に必要な設備の維持管理を適切に行うことができる者であること。

（認定熱回収施設設置者の認定の更新期間）

第十二条の十一の八 法第十五条の三の三第二項の環境省令で定める期間は、五年とする。

(令第七条の三第一号ロ(2)の環境省令で定める場合及び数量)

第十二条の十一の九 令第七条の三第一号ロ(2)の環境省令で定める場合及び数量は、次のとおりとする。

- 一 処理施設に船舶を用いて産業廃棄物を運搬する場合であつて、当該産業廃棄物に係る当該船舶の積載量が基本数量を超えるときは、当該産業廃棄物に係る当該船舶の積載量と基本数量に二分の一を乗じて得た数量とを合算した数量とする。
- 二 定期点検等の期間中に産業廃棄物を保管する場合は、当該産業廃棄物に係る処理施設の日当たりの処理能力に相当する数量に定期点検等の開始の日から経過した日数を乗じて得た数量と基本数量に三分の二を乗じて得た数量とを合算した数量とする。
- 三 建設業に係る産業廃棄物（工作物の新築、改築若しくは除去に伴つて生じた木くず、コンクリートの破片（石綿含有産業廃棄物を除く。）又はアスファルト・コンクリートの破片であつて、分別されたものに限る。）の再生を行う処理施設において、当該産業廃棄物を再生のために保管する場合は、当該処理施設の日当たりの処理能力に相当する数量に二十八（アスファルト・コンクリートの破片にあつては、七十）を乗じて得られる数量とする。
- 四 廃タイヤの処理施設が豪雪地帯対策特別措置法第二条第一項の規定に基づく豪雪地帯指定区域内にあり、当該処理施設において廃タイヤを十一月から翌年三月までの間保管する場合は、当該処理施設の日当たりの処理能力に相当する数量に六十を乗じて得られる数量とする。
- 五 使用済自動車等を保管する場合は、当該保管の場所に令第六条第一項第二号ロ(1)の規定によりその例によることとされる令第三

条第一号リ(ロ)に規定する高さを超えない限りにおいて保管することができ数量とする。

2 前項第二号に掲げる場合において、当該定期点検等が終了した日に保管されていた当該産業廃棄物の数量が基本数量を超えていたときにおける当該保管する産業廃棄物の数量については、当該定期点検等が終了した日の翌日から起算して六十日間に限り、当該現に保管されていた数量を超えない数量とする。

(熱回収施設の認定証)

第十二条の十一の十 都道府県知事は、法第十五条の三の三第一項の認定をしたときは、様式第二十五号の三による認定証を交付しなければならぬ。

(準用)

第十二条の十一の十一 第五条の五の十の規定は、令第七条の四において読み替えて準用する令第五条の五の規定による届出について、第五条の五の十一の規定は、法第十五条の三の三第一項の認定を受けた者について準用する。この場合において、第五条の五の十第一項中「届出書」とあるのは、「様式第二十五号の四による届出書」と、第五条の五の十一第一項中「報告書」とあるのは「様式第二十五号の五による報告書」と読み替えるものとする。

(産業廃棄物処理施設の譲受け等の許可の申請)

第十二条の十一の十二 法第十五条の四において準用する法第九条の五第一項の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第二十六号による申請書を都道府県知事に提出しなければならぬ。

一 六 (略)

(産業廃棄物処理施設の譲受け等の許可の申請)

第十二条の十一の四 法第十五条の四において準用する法第九条の五第一項の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第二十六号による申請書を都道府県知事に提出しなければならぬ。

一 六 (略)

七 申請者が法人である場合には、役員の氏名及び住所

八・九 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一・二 (略)

三 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

四・八 (略)

九 申請者が法人である場合には、役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

十・十一 (略)

3 第十一条第七項及び第八項の規定は、前項に掲げる書類について準用する。この場合において、第十一条第七項中「前項第七号及び第九号」とあるのは「第十二条の十一の十二第二項第三号及び第五号」と、同条第八項中「この項」とあるのは「第十一条第八項」と、「第六項の」とあるのは「第十二条の十一の十二第二項の」と、「同項第十号から第十五号まで」とあるのは「同項第六号から第十一号まで」と読み替えるものとする。

(合併又は分割の認可の申請)

第十二条の十一の十三 法第十五条の四において準用する法第九条の六第一項の規定による認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第二十七号による申請書を都道府県知事に提出しなければならぬ。

一・四 (略)

五 役員の氏名及び住所

七 申請者が法人である場合には、法第十四条第五項第二号二に規定する役員の氏名及び住所

八・九 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一・二 (略)

三 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

四・八 (略)

九 申請者が法人である場合には、法第十四条第五項第二号二に規定する役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

十・十一 (略)

3 第十一条第七項及び第八項の規定は、前項に掲げる書類について準用する。この場合において、第十一条第七項中「前項第七号及び第九号」とあるのは「前項第三号及び第五号」と、同条第八項中「この項」とあるのは「第十一条第八項」と、「第十二条の十一の四第三項」とあるのは「この項」と、「第六項」とあるのは「第二項」と、「同項第十号から第十五号まで」とあるのは「同項第六号から第十一号まで」と読み替えるものとする。

(合併又は分割の認可の申請)

第十二条の十一の五 法第十五条の四において準用する法第九条の六第一項の規定による認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第二十七号による申請書を都道府県知事に提出しなければならぬ。

一・四 (略)

五 法第十四条第五項第二号二に規定する役員の氏名及び住所

六・七 (略)

八 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該産業廃棄物処理施設を承継する法人に係る次に掲げる事項

イ (略)

ロ 役員となる者の氏名及び住所

ハ・ニ (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 (略)

二 合併の当事者の一方又は吸収分割により当該産業廃棄物処理施設を承継する法人が第十五条第一項の許可を受けた者でない法人である場合にあつては、当該法人に係る次に掲げる書類

イ 直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

ロ・ハ (略)

ニ 役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

ホ・ト (略)

三 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該産業廃棄物処理施設を承継する法人に係る次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 役員となる者の住民票の写し

ニ・ホ (略)

六・七 (略)

八 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該産業廃棄物処理施設を承継する法人に係る次に掲げる事項

イ (略)

ロ 第十四条第五項第二号ニに規定する役員となる者の氏名及び住所

ハ・ニ (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 (略)

二 合併の当事者の一方又は吸収分割により当該産業廃棄物処理施設を承継する法人が第十五条第一項の許可を受けた者でない法人である場合にあつては、当該法人に係る次に掲げる書類

イ 直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

ロ・ハ (略)

ニ 第十四条第五項第二号ニに規定する役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

ホ・ト (略)

三 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該産業廃棄物処理施設を承継する法人に係る次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 第十四条第五項第二号ニに規定する役員となる者の住民票の写し

ニ・ホ (略)

3 第十一条第七項及び第八項の規定は、前項に掲げる書類について準用する。この場合において、第十一条第七項中「前項第七号及び第九号」とあるのは「第十二条の十一の十三第二項第二号イ及びロ」と、同条第八項中「この項」とあるのは「第十一条第八項」と、「第六項の」とあるのは「第十二条の十一の十三第二項の」と、「同項第十号から第十五号まで」とあるのは「同項第二号ハからヘまで及び同項第三号ハからホまで」と読み替えるものとする。

(相続の届出)

第十二条の十二 (略)

2 (略)

3 第十一条第八項の規定は、前項に掲げる書類について準用する。

この場合において、第十一条第八項中「この項」とあるのは「第十条第八項」と、「第六項の」とあるのは「第二項の」と、「同項第十号から第十五号まで」とあるのは「同項第二号、第五号から第七号まで」と読み替えるものとする。

第十二条の十二の三 削除

(再生利用を行い、又は行おうとする者の基準)

第十二条の十二の五 法第十五条の四の二第一項第二号の環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 (略)

二 当該申請に係る再生利用の用に供する施設において得られる再

3 第十一条第七項及び第八項の規定は、前項に掲げる書類について準用する。この場合において、第十一条第七項中「前項第七号及び第九号」とあるのは「前項第二号イ及びロ」と、同条第八項中「この項」とあるのは「第十一条第八項」と、「第十二条の十一の五第三項」とあるのは「この項」と、「第六項」とあるのは「第二項」と、「同項第十号から第十五号まで」とあるのは「同項第二号ハからヘまで及び同項第三号ハからホまで」と読み替えるものとする。

(相続の届出)

第十二条の十二 (略)

2 (略)

3 第十一条第八項の規定は、前項に掲げる書類について準用する。

この場合において、第十一条第八項中「この項」とあるのは「第十条第八項」と、「第六項」とあるのは「第二項」と、「同項第十号から第十五号まで」とあるのは「同項第二号、第五号から第七号まで」と読み替えるものとする。

(準用)

第十二条の十二の三 第六条の三の規定は、法第十五条の四の二第一項の認定を受けようとする者について準用する。

(再生利用を行い、又は行おうとする者の基準)

第十二条の十二の五 法第十五条の四の二第一項第二号の規定による環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 (略)

二 当該申請に係る再生利用の用に供する施設において得られる再

生品の性状が第十二条の十二の七において準用する第六条の六の二第一号の事業計画に記載した当該再生品の性状に適合したものであるよう、次に掲げる事項を適切に行うことができる者であること。

イ〜ハ (略)

三〜十一 (略)

(再生利用の用に供する施設の基準)

第十二条の十二の六 法第十五条の四の二第一項第三号の環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一・二 (略)

三 次条において準用する第六条の六の二第一号の事業計画に記載した処理能力を有すること。

四・五 (略)

(準用)

第十二条の十二の七 第六条の六の規定は法第十五条の四の二の規定による再生利用に係る特例の対象となる産業廃棄物について、第六条の六の二の規定は法第十五条の四の二第二項の環境省令で定める書類について、第六条の六の三の規定は法第十五条の四の二第一項の認定を受けた者について、第六条の七の規定は法第十五条の四の二第三項において準用する法第九条の八第六項の規定による変更の認定を受けようとする者について、第六条の七の二の規定は法第十五条の四の二第三項において準用する法第九条の八第六項ただし書の環境省令で定める軽微な変更について、第六条の八の規定は法第十五条の四の二第三項において準用する法第九条の八第八項の規定による変更の届出について、第六条の九の規定は令第七条の六において準用する令第五条の七に規定する認定証について、第六条の十

生品の性状が第十二条の十二の三において準用する第六条の三第一項第二号ハの規定により申請書に記載された当該再生品の性状に適合したものとなるよう、次に掲げる事項を適切に行うことができる者であること。

イ〜ハ (略)

三〜十一 (略)

(再生利用の用に供する施設の基準)

第十二条の十二の六 法第十五条の四の二第一項第三号の規定による環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一・二 (略)

三 第十二条の十二の三において準用する第六条の三第一項第六号ニの規定により申請書に記載された処理能力を有すること。

四・五 (略)

(準用)

第十二条の十二の七 第六条の六の二の規定は法第十五条の四の二の規定による再生利用に係る特例の対象となる産業廃棄物について、第六条の七の規定は令第七条の三において準用する令第五条の五の規定による変更の認定を受けようとする者について、第六条の八の規定は令第七条の三において準用する令第五条の六の規定による認定証について、第六条の九から第六条の十一までの規定は令第七条の三において準用する令第五条の七の規定による休廃止等の届出について、第六条の十二の規定は法第十五条の四の二第一項の認定を受けた者について準用する。この場合において、第六条の六の二中「第六条の五第四号及び第六条の六第二号」とあるのは、「第十二条の十二の五第四号及び第十二条の十二の六第二号」と読み替えるものとする。

及び第六条の十一の規定は令第七条の六において準用する令第五条の八の規定による休止等の届出について、第六条の十二の規定は法第十五条の四の二第一項の認定を受けた者について準用する。この場合において、第六条の六中「第六条の四第四号及び前条第二号」とあるのは「第十二条の十二の五第四号及び第十二条の十二の六第二号」と、第六条の六の二第一号及び第二号中「一般廃棄物」とあるのは「産業廃棄物」と、同条第八号中「法第七条第五項第四号イからヌまで」とあるのは「法第十四条第五項第二号イからヘまで」と、同条第十一号中「第六条の四第六号」とあるのは「第十二条の十二の五第六号」と、同条第二十一号中「第六条の二」とあるのは「第十二条の十二の二」と、「一般廃棄物」とあるのは「産業廃棄物」と、第六条の七第二項第一号中「令第五条の七」とあるのは「令第七条の六において準用する令第五条の七」と、第六条の七の七において準用する第六条の六の二第一号」と、「法第九条の八第六項」とあるのは「法第十五条の四の二第三項において準用する法第九条の八第六項」と、第六条の八第二項第一号中「法第九条の八第二項第一号」とあるのは「法第十五条の四の二第二項第一号」と、第六条の八第二項第二号中「前条」とあるのは「第十二条の十二の七において準用する前条」と、「令第五条の七」とあるのは「令第七条の六において準用する令第五条の七」と、第六条の九第三号中「一般廃棄物」とあるのは「産業廃棄物」と、第六条の十第二項中「法第九条の八第一項」とあるのは「法第十五条の四の二第一項」と、「令第五条の七」とあるのは「令第七条の六において準用する令第五条の七」と、第六条の十二中「一般廃棄物」とあるのは「産業廃棄物」と読み替えるものとする。

(広域的処理の内容の基準)

(広域的処理の内容の基準)

第十二条の十二の十 法第十五条の四の三第一項第一号の環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一〜三 (略)

四 法第十五条の四の三第三項において準用する法第九条の九第九項の規定の趣旨に照らして申請者が必要な措置を講ずることとされていること。

五〜九 (略)

(広域的処理の用に供する施設の基準)

第十二条の十二の十二 法第十五条の四の三第一項第三号の環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 (略)

二 当該申請に係る産業廃棄物の処分(再生を含む。)の用に供する施設については、次によること。

イ・ロ (略)

ハ 産業廃棄物処理施設にあつては、法第十五条第一項の許可(法第十五条の二の六第一項の許可を受けた場合)にあつては、同項の許可)を受けたものであること。

ニ (略)

三 (略)

(準用)

第十二条の十二の十三 第六条の十八の規定(第七号に係る部分を除く。)は法第十五条の四の三第二項の環境省令で定める書類について、第六条の十九第一項の規定は法第十五条の四の三第一項の認定を受けた者(その委託を受けて当該認定に係る処理を行う者を含む。)について、第六条の二十の規定は法第十五条の四の三第三項において準用する法第九条の九第六項の規定による変更の認定を受け

第十二条の十二の十 法第十五条の四の三第一項第一号の規定による環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一〜三 (略)

四 法第十五条の四の三第三項において準用する法第九条の九第六項の規定の趣旨に照らして申請者が必要な措置を講ずることとされていること。

五〜九 (略)

(広域的処理の用に供する施設の基準)

第十二条の十二の十二 法第十五条の四の三第一項第三号の規定による環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 (略)

二 当該申請に係る産業廃棄物の処分(再生を含む。)の用に供する施設については、次によること。

イ・ロ (略)

ハ 産業廃棄物処理施設にあつては、法第十五条第一項の許可(法第十五条の二の五第一項の許可を受けた場合)にあつては、同項の許可)を受けたものであること。

ニ (略)

三 (略)

(準用)

第十二条の十二の十三 第六条の十八の規定(第七号に係る部分を除く。)は法第十五条の四の三第二項の規定による環境省令で定める書類について、第六条の十九の規定は法第十五条の四の三第一項の認定を受けた者(その委託を受けて当該認定に係る処理を行う者を含む。)について、第六条の二十の規定は令第七条の五において準用する令第五条の八の規定による変更の認定を受けようとする者に

ようとする者について、第六条の二十一の規定は法第十五条の四の三第三項において準用する法第九条の九第六項ただし書の環境省令で定める軽微な変更について、第六条の二十一の二の規定は法第十五条の四の三第三項において読み替えて準用する法第九条の九第八項の規定による変更の届出について、第六条の二十二の規定は令第七条の八において準用する令第五条の九に規定する認定証について、第六条の二十三の規定は令第七条の八において準用する令第五条の十の規定による廃止の届出について、第六条の二十四の規定は法第十五条の四の三第一項の認定を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「一般廃棄物」とあるのは「産業廃棄物」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第六條の十八 第六号	(略)	法第九條第一項	(略)	(略)	(中略)	第六條の十八 第一号ル	法第九條の九第 九項	法第十五條の四の三第三項におい て準用する法第九條の九第九項
						(中略)	(中略)	(中略)

ついで、第六条の二十一の規定は令第七条の五において準用する令第五条の八ただし書の規定による環境省令で定める軽微な変更について、第六条の二十二の規定は令第七条の五において準用する令第十五条の九の規定による認定証について、第六条の二十三の規定は令第七条の五において読み替えて準用する令第五条の十の規定による変更又は廃止の届出について、第六条の二十四の規定は法第十五条の四の三第一項の認定を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「一般廃棄物」とあるのは「産業廃棄物」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第六條の十八 第六号	(略)	法第九條第一項	(略)	(略)	(中略)	第六條の十八 第一号ル	法第九條の九第 六項	法第十五條の四の三第三項におい て準用する法第九條の九第六項
						(中略)	(中略)	(中略)

(準用)	第六條の二十 三第二項	(削除)		第六條の二十 一の二第二項	(中略)	第六條の二十 一第七号	第六條の二十 一第六号
	法第九條の九第 一項	(削除)	第六條の十八各 号	令第五條の九	(中略)	第六條の十八第 一號ヲ	第六條の十八第 一號又
	法第十五條の四の三第一項	(削除)	第十二條の十二の十三において読 み替えて準用する第六條の十八各 号	令第七條の八において準用する令 第五條の九	(中略)	第十二條の十二の十三において読 み替えて準用する第六條の十八第 一號ヲ	第十二條の十二の十三において準 用する第六條の十八第一號又

(準用)	第六條の二十 三第三項	第六條の二十 三第二項		(新設)	(中略)	第六條の二十 一第七号	第六條の二十 一第六号
	第九條の九第一 項	第六條の二十第 二項	(新設)	(新設)	(中略)	第六條の十八第 一項第一號ヲ	第六條の十八第 一項第一號又
	第十五條の四の三第一項	第十二條の十二の十三において読 み替えて準用する第六條の二十第 二項	(新設)	(新設)	(中略)	第十二條の十二の十三において読 み替えて準用する第六條の十八第 一項第一號ヲ	第十二條の十二の十三において読 み替えて準用する第六條の十八第 一項第一號又

第十二条の十二の十九 第六条の二十四の七の規定は法第十五条の四の四の規定による無害化処理に係る特例の対象となる産業廃棄物について、第六条の二十四の八の規定は法第十五条の四の四第二項の申請書について、第六条の二十四の九の規定は法第十五条の四の四第三項において読み替えて準用する法第九条の十第六項の環境省令で定める事項について、第六条の二十四の十の規定は法第十五条の四の四第三項において読み替えて準用する法第十五条第三項の書類について、第六条の二十四の十一の規定は法第十五条の四の四第三項において読み替えて準用する法第八条の四の規定による記録の閲覧について、第六条の二十四の十二の規定は法第十五条の四の四第三項において読み替えて準用する法第八条の四の環境省令で定める事項について、第六条の二十四の十三の規定は令第七条の十において準用する令第五条の十一に規定する認定証について、第六条の二十四の十四及び第六条の二十四の十五の規定は令第七条の十において準用する令第五条の十二の規定による休廃止等の届出について、第六条の二十四の十六の規定は法第十五条の四の四第一項の認定を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「一般廃棄物」とあるのは「産業廃棄物」と、「第六条の二十四の二」とあるのは「第十二条の十二の十四」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

(中略)	(中略)	(中略)
(削除)	(削除)	(削除)

第十二条の十二の十九 第六条の二十四の七の規定は法第十五条の四の四の規定による無害化処理に係る特例の対象となる産業廃棄物について、第六条の二十四の八の規定は法第十五条の四の四第二項の申請書について、第六条の二十四の九の規定は法第十五条の四の四第三項において読み替えて準用する法第十五条第三項に規定する調査の結果を記載した書類について、第六条の二十四の十の規定は法第十五条の四の四第三項において読み替えて準用する法第八条の四の規定による記録の閲覧について、第六条の二十四の十一の規定は法第十五条の四の四第三項において読み替えて準用する法第八条の四の規定による環境省令で定める事項について、第六条の二十四の十二の規定は令第七条の七において準用する令第五条の十一の規定による認定証について、第六条の二十四の十三から第六条の二十四の十五までの規定は令第七条の七において準用する令第五条の十二の規定による休廃止等の届出について、第六条の二十四の十六の規定は法第十五条の四の四第一項の認定を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「一般廃棄物」とあるのは「産業廃棄物」と、「第六条の二十四の二」とあるのは「第十二条の十二の十四」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

(中略)	(中略)	(中略)
第六条の二十四の八第三項 第八号	法第七条第五項 第四号リ	法第十四条第五項第二号ニ

第六條の二十 四の九第一項 第五号	第六條の二十 四の九第一項 第五号	第六條の二十 四の九第一項 第四号	第六條の二十 四の九第一項 第一号	(中略)	(中略)	(削除)	(中略)	(削除)	(中略)
前条第一項第三 号	前条第四項第四 号	令第四条の七	法第七條第五項 第四号チ	(中略)	(中略)	(削除)	(中略)	(削除)	(中略)
第十二條の十二の十九において準 用する前条第一項第三号	第十二條の十二の十九において読 み替えて準用する前条第四項第四 号	令第六条の十	法第十四條第五項第二号ハ	(中略)	(中略)	(削除)	(中略)	(削除)	(中略)

(新設)	(新設)	(新設)	第六條の二十 四の八第五項	(中略)	第六條の二十 四の八第四項 第十八号	(中略)	第六條の二十 四の八第四項 第九号	(中略)	(中略)
(新設)	(新設)	(新設)	前項第十一号	(中略)	法第七條第五項 第四号リ	(中略)	前項第五号又は 第六号	(中略)	(中略)
(新設)	(新設)	(新設)	第十二條の十二の十九において準 用する前項第十一号	(中略)	法第十四條第五項第二号ニ	(中略)	第十二條の十二の十九において準 用する前項第五号又は第六号	(中略)	(中略)

第五号イ	第六條の二十 四の九第一項 第五号ロ	前條第一項第四 号	第十二條の十二の十九において準 用する前條第一項第四号	(新設)	(新設)	(新設)
第六條の二十 四の九第一項 第五号ハ	第六條の二十 四の九第二項 第六項	前條第二項各号	第十二條の十二の十九において準 用する前條第二項各号	(新設)	(新設)	(新設)
第六條の二十 四の九第三項 第一号	第六條の二十 四の九第三項 第二項第一号	法第九條の十第 二項第一号	法第十五條の四の四第二項第一号	(新設)	(新設)	(新設)
第六條の二十 四の九第三項 第三号ハ	第六條の二十 四の九第三項 第三号	前條第四項第二 号	第十二條の十二の十九において準 用する前條第四項第二号	(新設)	(新設)	(新設)
第六條の二十 四の九第三項 第三号ト及び 第三号チ	第六條の二十 四の九第三項 第三号ト及び 第三号チ	法第九條の十第 一項	法第十五條の四の四第一項	(新設)	(新設)	(新設)
第六條の二十	第六條の二十	法第九條の十第	法第十五條の四の四第一項	(新設)	(新設)	(新設)

(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	第六條の二十 四の十一	第六條の二十 四の九第三項 第五号	四の九第三項 第四号ホ及び 〜
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(略)	前條第四項第二 号	一項
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(略)	第十二條の十二の十九において準 用する前條第四項第二号	

第六條の二十 四の十四第一 項第四号	第六條の二十 四の十四第一 項第二号	第六條の二十 四の十四第一 項第一号	第六條の二十 四の十三第二 項	第六條の二十 四の十	(略)	(新設)	
第六條の二十四	法第七條第五項 第四号リ	法第七條第五項 第四号リ	法第七條第五項 第四号チ	前項	(略)	(新設)	
第十二條の十二の十九において讀	令第六條の十	法第十四條第五項第二号ニ	法第十四條第五項第二号ハ	第十二條の十二の十九において準 用する前項	(略)	(新設)	

(削除)							
(削除)							
(削除)							

第六條の二十 項第二号	第六條の二十 四の十四第三 項第二号	第六條の二十 四の十四第三 項第一号	第六條の二十 四の十四第三 項	第六條の二十 四の十四第一 項第五号ハ	第六條の二十 四の十四第一 項第五号ロ	第六條の二十 四の十四第一 項第五号イ	四の十四第一 項第五号
第一項第五号	第一項第一号	法第九條の第十 二項第一号	前項	第六條の二十四 の八第二項各号	第六條の二十四 の八第一項第四 号	第六條の二十四 の八第一項第三 号	の八第四項第四 号
第十二條の十二の十九において読	第十二條の十二の十九において読 み替えて準用する第六條の二十四 の十四第一項第一号	法第十五條の四の四第二項第一号	第十二條の十二の十九において準 用する前項	第十二條の十二の十九において準 用する第六條の二十四の八第二項 各号	第十二條の十二の十九において準 用する第六條の二十四の八第一項 第四号	第十二條の十二の十九において準 用する第六條の二十四の八第一項 第三号	み替えて準用する第六條の二十四 の八第四項第四号

	(削除)		(削除)		(削除)		(削除)
	(削除)		(削除)		(削除)		(削除)
	(削除)		(削除)		(削除)		(削除)

	第六條の二十四の十四第三項第五号	第一項第八号	第十二條の十二の十九において準用する第六條の二十四の十四第一項第八号
	第六條の二十四の十四第三項第四号ホ及びヘ	法第九條の第十項	法第十五條の四の四第一項
	第六條の二十四の十四第三項第四号	第一項第五号	第十二條の十二の十九において読み替えて準用する第六條の二十四の十四第一項第五号
	第六條の二十四の十四第三項第三号ト及びチ	法第九條の第十項	法第十五條の四の四第一項
	第六條の二十四の十四第三項第三号ハ	第六條の二十四の八第四項第二号	第十二條の十二の十九において準用する第六條の二十四の八第四項第二号
	第六條の二十四の八第四項第二号	第六條の二十四の八第四項第二号	第十二條の十二の十九において準用する第六條の二十四の八第四項第二号

(削除)	(削除)	(削除)
(削除)	(削除)	(削除)
(削除)	(削除)	(削除)

(廃棄物の輸入の許可の申請)

第十二条の十二の二十 法第十五条の四の五第一項の規定により廃棄物の輸入の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第二十九号による申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一 〓三 (略)

四 当該廃棄物を生じた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

五 当該廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地並びに施設の種類

六 当該廃棄物の輸入の相手国から本邦までの運搬を行う者及び国

第六条の二十四の十四第四項	前項第一号	第十二条の十二の十九において準用する前項第一号
第六条の二十四の十四第五項	第二項	第十二条の十二の十九において準用する第六条の二十四の十四第二項
第六条の二十四の十五第二項及び第六条の二十四の十六第二項	前項	第十二条の十二の十九において準用する前項

(廃棄物の輸入の許可の申請)

第十二条の十二の二十 法第十五条の四の五第一項の規定により廃棄物の輸入の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第二十九号による申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一 〓三 (略)

四 当該廃棄物を排出した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

五 当該廃棄物を排出した事業場の名称及び所在地並びに施設の種類

六 当該廃棄物の国内における運搬を行う者(輸入の相手国から本

内における運搬を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名並びに当該者が産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者である場合には、その許可番号

七 (略)

八 当該産業廃棄物の国内における処分を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

九 前号の処分を行う者が産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者である場合には、その許可番号

十 当該産業廃棄物の国内における処分を行うための施設の種類及び設置場所並びに当該施設が産業廃棄物処理施設である場合には、当該施設についての法第十五条第一項の許可に係る許可番号

十一 申請者が当該産業廃棄物の国内における処分を他人に委託して行おうとする者である場合にあつては、当該産業廃棄物を国内において処分する理由

十二 (略)

2 前項第一号、第二号及び第四号から第十一号までに掲げる事項について同一の内容の産業廃棄物の輸入を一年間に二回以上行おうとする者は、産業廃棄物の輸入の一括許可（以下「輸入の一括許可」という。）を受けなければならない。この場合においては、前項各号に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を記載した様式第二十九号による申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一 前項第一号、第二号及び第四号から第十一号までに掲げる事項

二 (略)

三 当該産業廃棄物の輸入を行う期間（前号に規定する日から起算して一年を超えない期間とする。以下この条及び次条において「許可の有効期間」という。）

四・五 (略)

邦までの運搬を行う者を含む。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名並びに当該運搬を行う者が産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者である場合には、その許可番号

七 (略)

八 申請者が産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者である場合には、その許可番号

九 当該産業廃棄物の国内における処分を行うための施設の種類及び設置場所並びに当該施設が産業廃棄物処理施設である場合には、その許可番号

十 (略)

2 前項第一号から第九号まで（第三号を除く。）に規定する事項について同一の内容の産業廃棄物の輸入を一年間に二回以上行おうとする者は、一括して産業廃棄物の輸入の許可（以下この条において「輸入の一括許可」という。）を受けることができる。この場合においては、前項に規定する事項に代えて、次に掲げる事項を記載した様式第二十九号による申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一 前項第一号から第九号まで（第三号を除く。）に掲げる事項

二 (略)

三 当該産業廃棄物の輸入を行う期間（前号に規定する日から起算して一年を超えない期間とする。以下この条において「許可の有効期間」という。）

四・五 (略)

3 前二項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二 (略)

三 当該廃棄物の国内における処分を行う者が産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者である場合には、第十条の六又は第十条の十八に規定する許可証の写し

四 第一項第九号に規定する施設が産業廃棄物処理施設である場合には、当該施設についての法第十五条第一項の許可に係る第十二条の五に規定する許可証の写し

五 (略)

六 当該廃棄物を生じた施設の排出工程図

七 (略)

4 輸入の一括許可を受けた者は、やむを得ない理由により当該許可に係る事項の変更（許可の有効期間の変更（変更後の許可の有効期間が第二項第二号に規定する日から起算して一年を超えないものに限る。））、許可の有効期間内の当該廃棄物の輸入の回数の変更又は輸入する当該廃棄物の数量の上限の変更であつて、当該上限について十パーセント未満の増減を伴うものに限る。）をしようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した様式第二十九号の二による届出書を環境大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該許可の年月日及び許可番号

三・四 (略)

3 前二項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二 (略)

三 申請者が産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者である場合には、産業廃棄物処分業許可証又は特別管理産業廃棄物処分業許可証の写し

四 申請者が産業廃棄物処理施設を有する者である場合には、産業廃棄物処理施設設置許可証の写し

五 (略)

六 当該廃棄物を排出した施設の排出工程図

七 (略)

4 輸入の一括許可を受けた後、やむを得ない理由により当該許可に係る事項の変更（許可の有効期間の変更（変更後の許可の有効期間が第二項第二号に規定する日から起算して一年を超えないものに限る。））、輸入の回数の変更又は輸入する廃棄物の数量の上限の十パーセント未満の変更に限る。）する必要があるときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した様式第三十五号による届出書を環境大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該許可を受けた年月日及び許可番号

三・四 (略)

5 廃棄物の輸入の許可を受けた者は、当該許可に係る廃棄物の処分が終了したとき（輸入の一括許可を受けた者にあつては、個別の輸入ごとに当該輸入に係る廃棄物の処分が終了したとき）は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した様式第三十六号による報告書を環境大臣に提出しなければならない。ただし、当該許可に係る廃棄物が

- 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第二条第一項に規定する特定有害廃棄物等である場合はこの限りでない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 当該許可を受けた廃棄物の国内における運搬を行った者（輸入の相手国から本邦までの運搬を行った者を含む。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名並びに当該運搬を行った者が産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者である場合には、その許可番号
- 三 当該許可を受けた廃棄物の国内における処分を行った事業場の名称及び所在地並びに施設の種類
- 四 当該許可を受けた年月日及び許可番号
- 五 当該許可を受けた廃棄物の種類（当該廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び性状並びに輸入した数量（輸入の一括許可を受けた者にあつては、当該許可の有効期間内に行つた廃棄物の個別の輸入ごとの輸入した数量及びその合計）
- 六 当該許可を受けた廃棄物を輸入した年月日（輸入の一括許可を受けた者にあつては、当該許可の有効期間内に行つた廃棄物の個別の輸入ごとの輸入した年月日）
- 七 当該許可を受けた廃棄物の処分が終了した年月日（輸入の一括許可を受けた者にあつては、当該許可の有効期間内に行つた廃棄物の個別の輸入ごとの処分が終了した年月日）
- 6 前項に規定する報告書には、当該許可を受けた廃棄物の処分が終了したことを証する書面（輸入の一括許可を受けた者にあつては、当該許可の有効期間内に行われた廃棄物の個別の輸入ごとにその処分が終了したことを証する書面）を添付しなければならない。

(報告)

第十二条の二十二 法第十五条の四の五第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る廃棄物の処分が終了したとき（輸入の一括許可を受けた者にあつては、個別の輸入ごとに当該輸入に係る廃棄物の処分が終了したとき）は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した様式第二十九号の三による報告書を環境大臣に提出しなければならない。ただし、当該許可に係る廃棄物が特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第二条第一項に規定する特定有害廃棄物等である場合は、この限りでない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 当該許可の年月日及び許可番号

三 当該廃棄物の種類（当該廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び性状並びに輸入した数量（輸入の一括許可を受けた者にあつては、当該許可の有効期間内に行つた廃棄物の個別の輸入ごとの輸入した数量及びその合計）

四 当該廃棄物の輸入の相手国から本邦までの運搬を行った者及び当該廃棄物の国内における運搬を行った者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名並びに当該者が産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者である場合には、その許可番号

五 当該廃棄物の国内における処分を行った者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名並びに当該者が産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者である場合には、その許可番号

六 当該廃棄物の国内における処分を行った施設の種類及び設置場所

七 当該廃棄物を輸入した年月日（輸入の一括許可を受けた者にあ

つては、当該許可の有効期間内に行つた廃棄物の個別の輸入ごとの輸入した年月日)

八 当該廃棄物の処分が終了した年月日(輸入の一括許可を受けた者にあつては、当該許可の有効期間内に行つた廃棄物の個別の輸入ごとの当該輸入に係る廃棄物の処分が終了した年月日)

2 前項の報告書には、当該廃棄物の処分が終了したことを証する書面(輸入の一括許可を受けた者にあつては、当該許可の有効期間内に行われた廃棄物の個別の輸入ごとの当該輸入に係る廃棄物の処分が終了したことを証する書面)を添付しなければならない。

(廃棄物の輸入の許可を要しない者)

第十二条の二十二 (略)

(産業廃棄物の輸出の確認の申請)

第十二条の二十五 法第十五条の四の七第一項において準用する法第十条第一項の規定により産業廃棄物の輸出の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第三十号による申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一 〇三 (略)

四 申請者が都道府県又は市町村以外の者である場合には、当該産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地並びに施設の種類

五 〇七 (略)

八 前号の処分を行うための施設の種類、設置場所、処理能力(当

(廃棄物の輸入の許可を要しない者)

第十二条の二十一 (略)

(廃棄物の輸入の許可を申請できる者)

第十二条の二十二 法第十五条の四の五第三項第二号ハの規定による環境省令で定める者は、試験研究機関(廃棄物の処理に係る試験研究のために当該廃棄物を輸入する場合に限る。)とする。

(産業廃棄物の輸出の確認の申請)

第十二条の二十五 法第十五条の四の七第一項において準用する法第十条第一項の規定により産業廃棄物の輸出の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第三十号による申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一 〇三 (略)

四 申請者が都道府県又は市町村以外の者である場合には、当該産業廃棄物を排出した事業場の名称及び所在地並びに施設の種類

五 〇七 (略)

八 前号の処分を行うための施設の種類、設置場所、処理能力(当

該施設が廃棄物の最終処分場である場合にあつては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）、処理方式並びに構造及び設備の概要

九 前号に規定する施設における処分に伴い生ずる排ガス及び排水の処理方法

十 第八号に規定する施設に係る放流水の水質及び水量、放流方法並びに放流先の概況

十一 (略)

2 前項第一号、第二号及び第四号から第十号までに掲げる事項について同一の内容の産業廃棄物の輸出を一年間に二回以上行おうとする者は、産業廃棄物の輸出の一括確認（以下この条及び次条において「輸出の一括確認」という。）を受けなければならない。この場合においては、前項各号に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を記載した様式第三十号による申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一 前項第一号、第二号及び第四号から第十号までに掲げる事項

二 (略)

三 当該産業廃棄物の輸出を行う期間（前号に規定する日から起算して一年を超えない期間とする。以下この条及び次条において「確認の有効期間」という。）

四・五 (略)

3 前二項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一〜三 (略)

四 当該産業廃棄物を生じた施設の排出工程図

五 第一項第六号に規定する運搬施設及び同項第八号に規定する施設における当該産業廃棄物の処理の概要

六 第一項第六号に規定する運搬施設及び同項第八号に規定する施

該施設が最終処分場である場合にあつては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）、処理方式及び構造並びに設備の概要

九 前号の施設における処分に伴い生ずる排ガス及び排水の処理方法

十 放流水の水質及び水量、放流方法並びに放流先の概況

十一 (略)

2 前項第一号から第十号まで（第三号を除く。）に規定する事項について同一の内容の産業廃棄物の輸出を一年間に二回以上行おうとする者は、一括して産業廃棄物の輸出の確認（以下この条において「輸出の一括確認」という。）を受けなければならない。この場合においては、前項に規定する事項に代えて、次に掲げる事項を記載した様式第三十号による申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一 前項第一号から第十号まで（第三号を除く。）に掲げる事項

二 (略)

三 当該産業廃棄物の輸出を行う期間（前号に規定する日から起算して一年を超えない期間とする。以下この条において「確認の有効期間」という。）

四・五 (略)

3 前二項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一〜三 (略)

四 当該産業廃棄物を排出した施設の排出工程図

五 第一項第六号の運搬施設及び同項第八号の施設における当該産業廃棄物の処理の概要

六 第一項第六号の運搬施設及び同項第八号の施設の構造を明らか

設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設が廃棄物の最終処分場である場合にあっては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面

七 第一項第八号に規定する施設（廃棄物の最終処分場を除く。）の処理工程図

八 第一項第八号に規定する施設の付近の見取図

九 (略)

4 輸出の一括確認を受けた者は、やむを得ない理由により当該確認に係る事項の変更（確認の有効期間の変更（変更後の確認の有効期間が第二項第二号に規定する日から起算して一年を超えないものに限る。）、確認の有効期間内の当該産業廃棄物の輸出の回数の変更又は輸出する当該産業廃棄物の数量の上限の変更であつて、当該上限について十パーセント未満の増減を伴うものに限る。）をしようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した様式第三十号による届出書を環境大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該確認の年月日及び確認番号

三・四 (略)

にする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面

七 第一項第八号の施設（最終処分場を除く。）の処理工程図

八 第一項第八号の施設の付近の見取図

九 (略)

4 輸出の一括確認を受けた後、やむを得ない理由により当該確認に係る事項を変更（確認の有効期間の変更（変更後の確認の有効期間が第二項第二号に規定する日から起算して一年を超えないものに限る。）、輸出の回数の変更又は輸出する産業廃棄物の数量の上限の十パーセント未満の変更に限る。）する必要があるときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した様式第三十七号による届出書を環境大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該確認を受けた年月日及び確認番号

三・四 (略)

5 産業廃棄物の輸出の確認を受けた者は、当該確認に係る産業廃棄物の処分が終了したとき（輸出の一括確認を受けた者にあつては、個別の輸出ごとに当該輸出に係る産業廃棄物の処分が終了したとき）は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した様式第三十八号による報告書を環境大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 当該確認を受けた産業廃棄物を排出した事業場の名称及び所在地

(報告)

第十二条の十二の二十六 法第十五条の四の七第一項において準用する法第十条第一項の確認を受けた者は、当該確認に係る産業廃棄物の処分が終了したとき（輸出の一括確認を受けた者にあつては、個別の輸出ごとに当該輸出に係る産業廃棄物の処分が終了したとき）は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した様式第三十二号による報告書を環境大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 当該確認の年月日及び確認番号

三 当該確認を受けた年月日及び確認番号

四 当該確認を受けた産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び性状並びに輸出した数量（輸出の一括確認を受けた者にあつては、当該確認の有効期間内に行つた産業廃棄物の個別の輸出ごとの輸出した数量及びその合計）

五 当該確認を受けた産業廃棄物を輸出した年月日（輸出の一括確認を受けた者にあつては、当該確認の有効期間内に行つた産業廃棄物の個別の輸出ごとの輸出した年月日）

六 当該確認を受けた産業廃棄物の処分が終了した年月日（輸出の一括確認を受けた者にあつては、当該確認の有効期間内に行つた産業廃棄物の個別の輸出ごとの処分が終了した年月日）

6
前項に規定する報告書には、当該確認を受けた産業廃棄物の処分が終了したことを証する書面（輸出の一括確認を受けた者にあつては、当該確認の有効期間内に行つた産業廃棄物の個別の輸出ごとの処分が終了したことを証する書面）を添付しなければならない。

三 当該産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地

四 当該産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び性状並びに輸出した数量（輸出の一括確認を受けた者にあつては、当該確認の有効期間内に行つた産業廃棄物の個別の輸出ごとの輸出した数量及びその合計）

五 当該産業廃棄物を輸出した年月日（輸出の一括確認を受けた者にあつては、当該確認の有効期間内に行つた産業廃棄物の個別の輸出ごとの輸出した年月日）

六 当該産業廃棄物の処分が終了した年月日（輸出の一括確認を受けた者にあつては、当該確認の有効期間内に行つた産業廃棄物の個別の輸出ごとの当該輸出に係る産業廃棄物の処分が終了した年月日）

2 前項の報告書には、当該産業廃棄物の処分が終了したことを証する書面（輸出の一括確認を受けた者にあつては、当該確認の有効期間内に行つた産業廃棄物の個別の輸出ごとの当該輸出に係る産業廃棄物の処分が終了したことを証する書面）を添付しなければならない。

（産業廃棄物の輸出の確認を要しない者）

第十二条の二十七（略）

（廃棄物処理センターの指定の申請）

第十二条の二十八（略）

（身分を示す証明書）

第十二条の三十 法第十五条の十三第二項の証明書の様式は、様式第三十三号のとおりとする。

（産業廃棄物の輸出の確認を要しない者）

第十二条の二十六（略）

（廃棄物処理センターの指定の申請）

第十二条の二十七（略）

（身分を示す証明書）

第十二条の三十 法第十五条の十三第二項の証明書の様式は、様式第三十一号のとおりとする。

<p>(指定区域台帳) 第十二条の三十四 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 第一項の帳簿は、指定区域につき、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとし、その様式は様式第三十四号のとおりとする。</p>	<p>(指定区域台帳) 第十二条の三十四 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 第一項の帳簿は、指定区域につき、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとし、その様式は様式第三十一号の二のとおりとする。</p>
<p>4～6 (略)</p>	<p>(土地の形質の変更の届出) 第十二条の三十五 法第十五条の十九第一項の規定による届出は、様式第三十五号による届出書を提出して行うものとする。</p>	<p>4～6 (略)</p>	<p>(土地の形質の変更の届出) 第十二条の三十五 法第十五条の十九第一項の規定による届出は、様式第三十一号の三による届出書を提出して行うものとする。</p>
<p>2 (略)</p> <p>(既に土地の形質の変更に着手している者の届出) 第十二条の三十八 法第十五条の十九第二項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した様式第三十四号による届出書を提出して行うものとする。</p>	<p>2 (略)</p> <p>(身分を示す証明書) 第十四条 法第十九条第三項の証明書の様式は、様式第三十六号のとおりとする。</p>	<p>2 (略)</p> <p>(既に土地の形質の変更に着手している者の届出) 第十二条の三十八 法第十五条の十九第二項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した様式第三十一号の三による届出書を提出して行うものとする。</p>	<p>2 (略)</p> <p>(身分を示す証明書) 第十四条 法第十九条第三項の証明書の様式は、様式第三十二号のとおりとする。</p>
<p>(法第二十一条の三第三項の環境省令で定める廃棄物) 第十八条の二 法第二十一条の三第三項の環境省令で定める廃棄物は、次の各号のいずれにも該当すると認められる廃棄物とする。</p>			

一 次のいずれかに該当する建設工事に伴い生ずる廃棄物（特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物を除く。次号において同じ。）であるもの

イ 建設工事（建築物等の全部又は一部を解体する工事及び建築物等に係る新築又は増築の工事を除く。）であつて、その請負代金の額が五百万円以下であるもの

ロ 引渡しがされた建築物等の瑕疵の修補に関する工事であつて、これを請負人に施工させることとした場合における適正な請負代金相当額が五百万円以下であるもの

二 次のように運搬される廃棄物であるもの

イ 一回当たりに運搬される量が一立方メートル以下であることが明らかとなるよう区分して運搬されるもの

ロ 当該廃棄物を生ずる事業場の所在地の属する都道府県又は当該都道府県に隣接する都道府県の区域内に存する施設（積替え又は保管の場所を含み、元請業者（法第二十一条の三第一項に規定する元請業者をいう。）が所有権を有するもの（所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有するもの）に限る。）に運搬されるもの

ハ 当該廃棄物の運搬途中において保管が行われないもの

2 | 建設工事を同一の者が二以上の契約に分割して請け負う場合において、これを一の契約で請け負つたものとみなして、前項第一号イの規定を適用する。ただし、正当な理由に基づいて契約を分割したときは、この限りでない。

（権限の委任）

第二十条 法及びこの省令に規定する環境大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方環境事務所長に委任する。ただし、環境大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

（権限の委任）

第二十条 法及びこの省令に規定する環境大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方環境事務所長に委任する。ただし、環境大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

- 一 法第九条の十第八項において読み替えて準用する法第八条第五項に規定する権限（同項に規定する通知及び指定に係る部分に限る。）
- 二 法第十条第一項に規定する権限（同項の確認に係る第六条の二十七第一項第二号、第四号及び第八号から第十号までに掲げる事項が、過去になされた法第十条第一項の確認に係る当該事項と同一である場合に限る。）
- 三 第六条の二十七第四項及び第六条の二十八第一項に規定する権限（当該地方環境事務所長がした輸出の確認に係るものに限る。）
- 四 第八条の三の二第一項に規定する権限（当該地方環境事務所長がした輸入の許可に係るものに限る。）
- 五（略）
- 六 法第十五条の四の五第一項及び第四項に規定する権限（法第十五条の四の五第一項の許可に係る第十二条の十二の二十第一項第二号、第五号及び第九号から第十一号までに掲げる事項が、過去になされた法第十五条の四の五第一項の許可に係る当該事項と同一である場合に限る。）
- 七 第十二条の十二の二十四第四項及び第十二条の二十一第一項に規定する権限（当該地方環境事務所長がした輸入の許可に係るものに限る。）
- 八 法第十五条の四の七第一項において読み替えて準用する法第十五条第一項に規定する権限（同項の確認に係る第十二条の十二の二十五第一項第二号、第四号及び第八号から第十号までに掲げる事項が、過去になされた法第十五条の四の七第一項において読み替えて準用する法第十条第一項の確認に係る当該事項と同一である場合に限る。）
- 九 第十二条の十二の二十五第四項及び第十二条の二十六第六

- 一 法第九条の十第七項において読み替えて準用する法第八条第五項に規定する権限（同項に規定する通知及び指定に係る部分に限る。）
- 一の二 法第十条第一項に規定する権限（同項の確認に係る第六条の二十七第一項第一号、第二号、第四号及び第七号から第十号までに掲げる事項が、過去になされた法第十条第一項の確認に係る当該事項と同一である場合に限る。）
- 一の三（略）
- 二 法第十五条の四の五第一項及び第四項に規定する権限（法第十五条の四の五第一項の許可に係る第十二条の十二の二十第一項第一号、第二号、第四号、第五号、第八号及び第九号に掲げる事項が、過去になされた法第十五条の四の五第一項の許可に係る当該事項と同一である場合に限る。）
- 三 法第十五条の四の七第一項において読み替えて準用する法第十五条第一項に規定する権限（同項の確認に係る第十二条の十二の二十五第一項第一号、第二号、第四号及び第七号から第十号までに掲げる事項が、過去になされた法第十五条の四の七第一項において読み替えて準用する法第十条第一項の確認に係る当該事項と同一である場合に限る。）

一項に規定する権限（当該地方環境事務所長がした輸出の確認に係るものに限る。）

十〇十四（略）

四〇八（略）

九 第六条の二十七第四項及び第五項に規定する権限（当該地方環境事務所長がした輸出の確認に係るものに限る。）

十 第十二条の十二の二十四第四項及び第五項に規定する権限（当該地方環境事務所長がした輸入の許可に係るものに限る。）

十一 第十二条の十二の二十五第四項及び第五項に規定する権限（当該地方環境事務所長がした輸出の確認に係るものに限る。）

◎一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和五十二年総理府・厚生省令第一号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（一般廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準）</p> <p>第一条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号。以下「法」という。）<u>第八条の二</u>第一項第一号の規定による一般廃棄物の最終処分場の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 埋立地（内部仕切設備により区画して埋立処分を行う埋立地については、埋立処分を行っている区画。以下この号、次号及び次項第十二号において同じ。）からの浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止するための次に掲げる措置が講じられていること。ただし、公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な措置を講じた一般廃棄物のみを埋め立てる埋立地については、この限りでない。</p> <p>イ～ハ （略）</p> <p>ト へに規定する浸出液処理設備に保有水等集排水設備により集められた保有水等を流入させるために設ける導水管又は当該浸出液処理設備の配管（以下「導水管等」という。）の凍結による損壊のおそれのある部分には、有効な防凍のための措置が講じられていること。</p> <p>六 （略）</p> <p>2 法第八条の三第一項の規定による一般廃棄物の最終処分場の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。</p>	<p>（一般廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準）</p> <p>第一条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号。以下「法」という。）<u>第八条の二</u>第一項第一号の規定による一般廃棄物の最終処分場の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 埋立地（内部仕切設備により区画して埋立処分を行う埋立地については、埋立処分を行っている区画。以下この号、第六号及び次項第十二号において同じ。）からの浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止するための次に掲げる措置が講じられていること。ただし、公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な措置を講じた一般廃棄物のみを埋め立てる埋立地については、この限りでない。</p> <p>イ～ハ （略）</p> <p>六 （略）</p> <p>2 法第八条の三の規定による一般廃棄物の最終処分場の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。</p>

一〇十四 (略)

十四の二 前項第五号トの規定により講じられた有効な防凍のための措置の状況を定期的に点検し、異状を認められた場合には、速やかに必要な措置を講ずること。

十五〇十九 (略)

二十 埋め立てられた一般廃棄物の種類(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び数量、最終処分場の維持管理に当たつて行つた点検、検査その他の措置(法第二十一条の二第一項に規定する応急の措置を含む。)の記録並びに石綿含有一般廃棄物を埋め立てた場合にあつてはその位置を示す図面を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。

3 法第九条第五項(法第九条の三第十項において準用する場合を含む。)の規定による一般廃棄物の最終処分場の廃止の技術上の基準は、廃棄物が埋め立てられている一般廃棄物の最終処分場にあつては次のとおりとし、廃棄物が埋め立てられていない一般廃棄物の最終処分場にあつては廃棄物が埋め立てられていないこととする。

一〇十一 (略)

(産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準)

第二条 (略)

2 法第十五条の二の三第一項の規定による産業廃棄物の最終処分場の維持管理の技術上の基準は、前条第二項第一号から第四号まで及び第六号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一 遮断型最終処分場の維持管理は、前条第二項第十号から第十二号まで、第十五号及び第十九号の規定の例によるほか、次によること。

イホ (略)

一〇十四 (略)

十五〇十九 (略)

二十 埋め立てられた一般廃棄物の種類(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び数量、最終処分場の維持管理に当たつて行つた点検、検査その他の措置の記録並びに石綿含有一般廃棄物を埋め立てた場合にあつてはその位置を示す図面を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。

3 法第九条第五項(法第九条の三第十項において準用する場合を含む。)の規定による一般廃棄物の最終処分場の廃止の技術上の基準は、廃棄物が埋め立てられている一般廃棄物の最終処分場にあつては次のとおりとし、廃棄物が埋め立てられていない一般廃棄物の最終処分場にあつては廃棄物が埋め立てられていないこととする。

一〇十一 (略)

(産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準)

第二条 (略)

2 法第十五条の二の二の規定による産業廃棄物の最終処分場の維持管理の技術上の基準は、前条第二項第一号から第六号まで及び第六号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一 遮断型最終処分場の維持管理は、前条第二項第十号から第十二号まで、第十五号及び第十九号の規定の例によるほか、次によること。

イホ (略)

へ 埋立地（前項第二号ハの規定により区画して埋立処分を行う埋立地については、埋立処分を行つてゐる区画）に埋め立てられた産業廃棄物の種類及び数量並びに最終処分場の維持管理に当たつて行つた点検、検査その他の措置（法第二十一条の第二項に規定する応急の措置を含む。）の記録を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。

二・三（略）

3 法第十五条の二の六第三項において準用する法第九条第五項の規定による産業廃棄物の最終処分場の廃止の技術上の基準は、廃棄物が埋め立てられている産業廃棄物の最終処分場にあつては前条第三項第二号から第四号まで及び第十一号の規定の例によるほか、次のとおりとし、廃棄物が埋め立てられていない産業廃棄物の最終処分場にあつては廃棄物が埋め立てられていないこととする。

一〜三（略）

4 法第十五条の二の五の規定に基づき設置した一般廃棄物処理施設（一般廃棄物の最終処分場に限る。）については、その施設において埋め立てられた一般廃棄物を産業廃棄物とみなして、前二項の規定を適用する。

へ 埋立地（前項第二号ハの規定により区画して埋立処分を行う埋立地については、埋立処分を行つてゐる区画）に埋め立てられた産業廃棄物の種類及び数量並びに最終処分場の維持管理に当たつて行つた点検、検査その他の措置の記録を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。

二・三（略）

3 法第十五条の二の五第三項において準用する法第九条第五項の規定による産業廃棄物の最終処分場の廃止の技術上の基準は、廃棄物が埋め立てられている産業廃棄物の最終処分場にあつては前条第三項第二号から第四号まで及び第十一号の規定の例によるほか、次のとおりとし、廃棄物が埋め立てられていない産業廃棄物の最終処分場にあつては廃棄物が埋め立てられていないこととする。

一〜三（略）

4 法第十五条の二の四の規定に基づき設置した一般廃棄物処理施設（一般廃棄物の最終処分場に限る。）については、その施設において埋め立てられた一般廃棄物を産業廃棄物とみなして、前二項の規定を適用する。

改正案	現行
<p>附則 (削除)</p>	<p>附則 (広域的処理に関する経過措置)</p> <p>第二条 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「旧規則」という。）第二条第十号又は第二条の三第七号の規定により環境大臣の指定を受けて一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行っている者は、この省令の施行の日から一年間は、法第七条第一項又は第六項の許可を受けないでも、引き続き当該指定を受けている限り、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を引き続き業として行うことができる。その者がその期間内に法第七条第一項若しくは第六項の許可又は第九条の九第一項の認定の申請をした場合において、その期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、その処分がされるまでの間は、当該指定は、なおその効力を有する。</p> <p>2 前項の規定により引き続き一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行うことができる者は、同項前段に規定する期間内においても法第七条第一項若しくは第六項の許可又は第九条の九第一項の認定を受けることができるものとし、その者がその期間内にこれらの許可又は認定を受けたときは、その者に係る旧規則第二条第十号又は第二条の三第七号の規定による指定は、その効力を失う。</p> <p>3 第一項後段の申請をしようとする場合にあつては、この省令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第六条の十八第一号イ、ロ、ハ、ヘ、ト及びヲ、第二号から第四号（第六条の十六第一号及び第二号に適合することを示す書類に限る。）まで、</p>

第五号イ、第六号並びに第八号の規定は適用しない。

4 | 前三項の規定は、この省令の施行の際現に旧規則第九条第三号又は第十条の三第三号の規定により環境大臣の指定を受けて産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行っている者について準用する。この場合において、第一項及び第二項の規定中「第二条第十号又は第二条の三第七号」とあるのは「第九条第三号又は第十条の三第三号」と、「一般廃棄物」とあるのは「産業廃棄物」と、「法第七条第一項若しくは第六項の許可又は第九条の九第一項の認定」とあるのは「法第十四条第一項若しくは第六項の許可又は第十五条の四の三第一項の認定」と、第一項中「この省令の施行の日から一年間」とあるのは「当分の間」と、「法第七条第一項又は第六項」とあるのは「法第十四条第一項又は第六項」と、第三項中「第六条の十八第一号イ、ロ、ハ、ヘ、ト及びユ、第二号から第四号」とあるのは「第十二条の十二の十三において準用する第六条の十八第一号から第四号」と、「並びに第八号」とあるのは「第八号並びに第九号」と読み替えるものとする。

◎環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年環境省令第九号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行				
<p>（法第六条第一項の主務省令で定める交付等）</p> <p>第七条 法第六条第一項の主務省令で定める交付等は、<u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十二条第九項、第十二条の二第十項、第十四条第十三項及び第十四条の四第十三項並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第六条の十二第二号（第六条の十五第二号）において、その規定の例によることとされる場合を含む。）並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第八条の四の六及び第八条の十七の三の規定に基づく書面の交付等とする。</u></p> <p>別表第一（第三条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="335 226 606 459"> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）</p> </td> <td data-bbox="335 459 606 1108"> <p>第七条第十五項及び第十六項（第九条の八第五項（第十五条の四の二第三項）において準用する場合を含む。）、<u>第九条の九第五項（第十五条の四の三第三項）において準用する場合を含む。）及び第九条の十第五項（第十五条の四の四第三項）において準用する場合を含む。）</u>においてみなして適用する場合を含む、<u>第十二条第十三項、第十二条の二第十四項、第十四条第十七項及び第十四条の四第十八項</u>において準用する場合を含む。）並びに</p> </td> </tr> </table>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）</p>	<p>第七条第十五項及び第十六項（第九条の八第五項（第十五条の四の二第三項）において準用する場合を含む。）、<u>第九条の九第五項（第十五条の四の三第三項）において準用する場合を含む。）及び第九条の十第五項（第十五条の四の四第三項）において準用する場合を含む。）</u>においてみなして適用する場合を含む、<u>第十二条第十三項、第十二条の二第十四項、第十四条第十七項及び第十四条の四第十八項</u>において準用する場合を含む。）並びに</p>	<p>（法第六条第一項の主務省令で定める交付等）</p> <p>第七条 法第六条第一項の主務省令で定める交付等は、<u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第六条の十二第二号（第六条の十五第二号）において、その規定の例によることとされる場合を含む。）</u>の規定に基づく書面の交付等とする。</p> <p>別表第一（第三条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="335 1108 606 1344"> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）</p> </td> <td data-bbox="335 1344 606 1986"> <p>第七条第十五項及び第十六項（第九条の八第四項（第十五条の四の二第二項）において準用する場合を含む。）、及び<u>第九条の九第五項（第十五条の四の三第三項）において準用する場合を含む。）</u>においてみなして適用する場合を含む、<u>第十二条第十一項、第十二条の二第十二項、第十四条第十五項及び第十四条の四第十六項</u>において準用する場合を含む。）並びに第十三条の八</p> </td> </tr> </table>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）</p>	<p>第七条第十五項及び第十六項（第九条の八第四項（第十五条の四の二第二項）において準用する場合を含む。）、及び<u>第九条の九第五項（第十五条の四の三第三項）において準用する場合を含む。）</u>においてみなして適用する場合を含む、<u>第十二条第十一項、第十二条の二第十二項、第十四条第十五項及び第十四条の四第十六項</u>において準用する場合を含む。）並びに第十三条の八</p>
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）</p>	<p>第七条第十五項及び第十六項（第九条の八第五項（第十五条の四の二第三項）において準用する場合を含む。）、<u>第九条の九第五項（第十五条の四の三第三項）において準用する場合を含む。）及び第九条の十第五項（第十五条の四の四第三項）において準用する場合を含む。）</u>においてみなして適用する場合を含む、<u>第十二条第十三項、第十二条の二第十四項、第十四条第十七項及び第十四条の四第十八項</u>において準用する場合を含む。）並びに</p>				
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）</p>	<p>第七条第十五項及び第十六項（第九条の八第四項（第十五条の四の二第二項）において準用する場合を含む。）、及び<u>第九条の九第五項（第十五条の四の三第三項）において準用する場合を含む。）</u>においてみなして適用する場合を含む、<u>第十二条第十一項、第十二条の二第十二項、第十四条第十五項及び第十四条の四第十六項</u>において準用する場合を含む。）並びに第十三条の八</p>				

	第十三条の八並びに第十四条第十四項並びに第十四条の四第十四項
(略)	
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）</p>	<p>第三条第一号二（第六条第一項第一号及び第六条の五第一項第一号においてその規定の例によることとする場合を含む。）<u>、</u>第六条第一項第一号イ（第六条の五第一項第一号において、その規定の例によることとする場合を含む。）<u>、</u>第六条の二第四号及び第五号（第六条の六第二号、第六条の十二第四号及び第六条の十五第二号において、それらの規定の例によることとする場合を含む。）<u>、</u>並びに第六条の二第六号（第六条の六第二号においてその規定の例によることとする場合を含む。）</p>
<p>別表第二（第五条関係）</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）</p>	<p>第七条第十五項（第九条の八第五項（第十五条の四の二第三項において準用する場合を含む。）<u>、</u>第九条の九第五項（第十五条の四の三第三項において準用する場合を含む。）<u>）及び</u>第九条の十第五項（第十五条の四の四第三項において準用する場合を含む。）<u>）</u>においてみなして適用する場合を含む。</p>

(略)	
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）</p>	<p>第三条第一号二（第六条第一項第一号及び第六条の五第一項第一号において、その規定の例によることとする場合を含む。）<u>）及び</u>第六条の二第三号から第五号まで（第六条の六第二号、第六条の十二第三号及び第六条の十五第二号において、それらの規定の例によることとする場合を含む。）</p>
<p>別表第二（第五条関係）</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）</p>	<p>第七条第十五項（第九条の八第四項（第十五条の四の二第二項において準用する場合を含む。）<u>）及び</u>第九条の九第五項（第十五条の四の三第三項において準用する場合を含む。）<u>）</u>においてみなして適用する場合を含む。<u>、</u>第十二条第十一項、第十二条の二第十二項、第十四条第十五項及び第十四条</p>

	<p>み、第十二条第十三項、第十二条の二第十四項、第十四条第十七項及び第十四条の四第十八項において準用する場合を含む。）、第十二条第九項、第十二条の二第十項及び第十三条の八</p>	<p>(略)</p>	<p>第六条の二第四号（第六条の六第二号、第六条の二第四号及び第六条の十五第二号において、その規定の例によることとする場合を含む。）及び第六条の二第六号（第六条の六第二号においてその規定の例によることとする場合を含む。）</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）</p>	<p>第八条の四の六及び第八条の十七の三</p>	<p>(略)</p>
	<p>の四第十六項において準用する場合を含む。）及び第十三条の八</p>	<p>(略)</p>	<p>第六条の二第三号及び第五号（第六条の六第二号、第六条の十二第二号及び第三号並びに第六条の十五第二号において、それらの規定の例によることとする場合を含む。）</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(略)</p>